

野田村地域防災計画

令和3年10月

野田村地域防災計画 目次

第1章 総則	1
第1節 総則	
第1項 計画の目的	1
第2項 法令に基づく他の計画との関係	1
第3項 村民の責務	1
第4項 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第5項 野田村の概況	7
第6項 地震、津波、風水害の想定	7
第2章 災害予防対策	9
第1節 組織等の整備	9
第1項 野田村防災会議	9
第2項 野田村災害対策本部	9
第3項 活動体制の整備	9
第4項 自主防災組織の育成等及び消防団の強化	11
第5項 ボランティアの育成等	12
第6項 避難行動要支援者の安全確保	13
第7項 通信の確保	15
第8項 事業の継続対策	17
第2節 災害に強いむらづくり	19
第1項 防災施設等の整備	19
第2項 建築物等の安全確保	19
第3項 交通施設等の安全確保	21
第4項 ライフライン施設等の安全確保	22
第5項 危険物施設の安全確保	23
第6項 風水害の予防	24
第7項 雪害の予防	26
第8項 津波、高潮、波浪災害の予防	27
第9項 地盤災害等の予防	29
第10項 火災の予防	32
第11項 林野火災の予防	36
第12項 農業災害の予防	37
第13項 海上災害の予防	38
第14項 原子力災害の予防	39
第3節 被害軽減への備え	42
第1項 防災知識の普及	42
第2項 防災訓練	44
第3項 避難対策	46
第4項 食料・生活必需品等の備蓄	51
第5項 医療救護活動	53
第6項 廃棄物等の処理	53
第7項 孤立対策	54

第3章 災害応急対策 56

第1節 体制等の整備	56
第1項 活動の体制	56
第2項 防災気象情報等の伝達	65
第3項 通信情報の確保	74
第4項 災害情報の収集・報告	77
第5項 広報・広聴	81
第2節 応援・派遣	84
第1項 相互応援協力	84
第2項 自衛隊災害派遣要請	86
第3項 防災ボランティア活動	90
第4項 防災ヘリコプター活動	91
第5項 応急対策要員の確保	93
第3節 被害軽減対策	95
第1項 交通・輸送の確保	95
第2項 津波・浸水対策	100
第3項 避難・救出	103
第4項 医療・保健	114
第5項 危険物施設等応急対策	118
第6項 海上災害応急対策	119
第7項 消防活動	120
第8項 林野火災応急対策	123
第9項 原子力災害応急対策	125
第4節 被災者の支援	128
第1項 被災者台帳の作成	128
第2項 食料・生活必需品等の供給	128
第3項 給水	131
第4項 救援物資、義援金の受付・配分	133
第5項 応急仮設住宅の建設等及び応急修理	134
第5節 応急復旧等	138
第1項 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬	138
第2項 感染症予防	140
第3項 廃棄物処理・障害物除去	142
第4項 文教対策	147
第5項 農畜産物応急対策	149
第6項 公共土木施設・鉄道施設等応急対策	151
第7項 ライフライン施設応急対策	152
第6節 災害救助法の適用	155
第1項 災害救助法の適用	155

第4章 災害からの復旧・復興 157

第1節 公共施設等の災害復旧	157
第2節 生活の安定確保	160
第3節 復興計画の作成	165

第1章 総 則

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、野田村の全域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、野田村防災会議が作成する計画で、野田村及び岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するため必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2項 法令に基づく他の計画との関係

この計画は、法令に基づく他の計画及び県計画と整合性を有するものとする。

第3項 村民の責務

村民は、みんなで取り組む防災活動促進条例（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する県民の責務その他法令又は県計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

また、将来の災害に適切に対処するため行政による対策はもとより、災害から自らを守る自助の意識を高めつつ、要配慮者（注1）等への配慮など地域を守る共助の機運を醸成しながらみんなで防災に取り組むものとする。

（注1）災害対策基本法第8条（施策における防災上の配慮等）第2項第15号で高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と定義されている。

第4項 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

1 村

村は、村域並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災に関する計画を作成しこれを実施する。

2 県

県は、市町村を包含する広域の地方公共団体として県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災に関する計画を作成しこれを実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又

は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 自衛隊

自衛隊は、県及び村からの要請に応じて災害対策に関して支援、協力する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるよう勧告並びに指導、助言等を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み防災に関する計画を作成しこれを実施するとともに、県及び村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り災害時には災害応急措置を実施するとともに、村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 村及び広域連合

機 関 名	業 務 の 大 綱
村	(1) 村防災会議、村災害対策本部、村現地災害対策本部、村災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 村防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害予防、災害応急対策の実施に関する事。 (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。
久慈広域連合	(1) 消防業務に関する事。 (2) 救急業務に関する事。 (3) ごみ処理及びし尿処理に関する事。 (4) 災害予防、応急対策の実施協力に関する事。

2 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	(1) 県防災会議、県災害対策本部、県現地災害対策本部、県災害警戒本部の設置、運営に関する事。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 (3) 県防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災知識の普及及び教育に関する事。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。

	<p>(6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。</p> <p>(7) 災害応急対策の実施に関する事。</p> <p>(8) 災害時における犯罪の予防、取り締まりなど社会の秩序維持に関する事。</p> <p>(9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。</p> <p>(10) 村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。</p>
--	--

3 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関する事。

4 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局	<p>(1) 災害状況の把握及び報告連絡等に関する事。</p> <p>(2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。</p> <p>(3) 防災関係職員の派遣に関する事。</p> <p>(4) 津波警報等の伝達に関する事。</p>
東北財務局	<p>(1) 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関する事。</p> <p>(2) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事。</p> <p>(3) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関する事。</p>
東北厚生局	<p>(1) 災害情報の情報収集、通報に関する事。</p> <p>(2) 関係職員の派遣に関する事。</p>
東北農政局	<p>(1) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関する事。</p> <p>(2) 災害時における応急用食料の調達及び供給に関する情報収集と連絡に関する事。</p>
東北森林管理局	<p>(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。</p> <p>(2) 山火事防止対策に関する事。</p> <p>(3) 災害復旧用材の供給に関する事。</p> <p>(4) 関係職員の派遣に関する事。</p>
東北経済産業局	<p>(1) 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。</p> <p>(2) 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関する事。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>(2) 鉱山に関する災害の防止及び災害応急対策に関する事。</p>
東北運輸局	<p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関する事。</p> <p>(2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事。</p>
東京航空局 (仙台空港事務所)	(1) 災害時における航空機の出動要請の支援に関する事。
第二管区海上保安部 (八戸海上保安部)	<p>(1) 気象予報・警報等の船舶への周知に関する事。</p> <p>(2) 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関する事。</p>

	<p>(3) 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関すること。</p> <p>(4) 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。</p>
<p>仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地震及び水象の観測並びにこれらの成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>(2) 気象・地象(地震にあつては、発声した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>(4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発に関すること。</p>
<p>東北総合通信局</p>	<p>(1) 通信の確保に必要な措置に関すること。</p> <p>(2) 通信システムの被害状況等の把握に関すること。</p> <p>(3) 関係業界団体等の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。</p> <p>(4) Lアラート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。</p> <p>(5) 非常通信協議会の指導育成に関すること。</p>
<p>岩手労働局 (盛岡労働基準監督署)</p>	<p>(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。</p> <p>(2) 被災労働者の救済及び就労斡旋に関すること。</p> <p>(3) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。</p>
<p>東北地方整備局 (三陸国道事務所)</p>	<p>(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止、復旧に関すること。</p> <p>(2) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。</p> <p>(3) 水防活動の指導に関すること。</p>
<p>東北防衛局</p>	<p>(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</p>
<p>東北地方環境事務所</p>	<p>(1) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。</p> <p>(2) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。</p> <p>(3) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。</p>

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
<p>日本銀行盛岡事務所</p>	<p>(1) 災害時における通貨の供給確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における非常金融措置の指導に関すること。</p>
<p>日本赤十字社岩手県支部</p>	<p>(1) 災害時における医療救護に関すること。</p> <p>(2) 災害時における血液の確保供給に関すること。</p> <p>(3) 救援物資の配分に関すること。</p> <p>(4) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(5) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。</p>
<p>日本放送協会盛岡放送局</p>	<p>(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。</p> <p>(2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。</p> <p>(3) 県知事及び村長からの要請に基づく災害放送に関すること。</p>
<p>東日本高速道路(株)東北支社</p>	<p>(1) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。</p> <p>(2) 高速自動車道の復旧に関すること。</p>
<p>電源開発(株)東和電力所</p>	<p>(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。</p>

	(2) 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株)久慈 電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケ ーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本郵便(株) (盛岡中央郵便局)	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護 対策に関すること。
独立行政法人国立病院機構北海 道東北グループ事務所	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班 の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班 の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 知事及び村長からの要請に基づく災害放送に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県交通(株) 岩手県北自動車(株)	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
三陸鉄道株 IGRいわて銀河鉄道(株)	(1) 鉄道施設の整備及び災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。

(一社) 岩手県歯科医師会	(2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社) 岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社) 岩手県栄養士会	(1) 災害時における健康管理に関すること。
(公社) 岩手県看護協会	(1) 医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社) 岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関すること。
(一社) 岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
社会福祉法人岩手県共同募金会	(1) 義援金の募集及び受付に関すること。
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 (2) 農林水産関係に係る県及び村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林漁家に対する種苗その他資材のあっせんに関すること。
商工会	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保の協力に関すること。
一般病院、診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	(1) 災害時における緊急通行車両等の燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	(1) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 (2) 県知事及び村長からの要請に基づく災害報道に関すること。

第5項 野田村の概況

第1 位置と地勢等

野田村は、岩手県の北東部、北上高地の沿岸部にあり、北緯 40 度 0 分 33 秒、東経 141 度 51 分 29.4 秒に位置している。北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西 11.3 km、南北 13.8 km、総面積は 80.80 km²の村である。

気候は、夏季に海流の影響によりヤマセ（偏東風）が発生し、冷涼湿潤となるが、冬季は比較的温暖である。また、降水量は年間平均 1,100 mm から 1,300 mm の小雨域で、積雪量も比較的少なくなっているが、春先に大雪を見ることがある。

第2 人口

令和 3 年 10 月末現在の人口は 4,109 人、世帯数は 1,666 世帯である。
(住民基本台帳)

第3 災害の発生状況

本村における異常気象等による過去の主な災害は資料編に掲載する野田村における主な災害記録のとおりである。

第6項 地震、津波、風水害の想定

第1 想定する地震、津波の基本的な考え方

平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害は、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。

当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れ、平成 23 年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震(震度 6 弱)及び津波と内陸直下型地震を想定する。

また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震(注 1)や遠地地震(注 2)に関しては、村民が避難の意識を持たない状態で突然津波が押し寄せることのないよう避難指示の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

(注 1) 地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896 年(明治 29 年)6 月 15 日の明治三陸地震津波では、地震動は震度 3 程度と小さかったが沿岸部を巨大な津波が襲い多くの犠牲者が出た。

(注 2) その地点で地震動を感じないような遠方の地震による津波のこと。1960 年(昭和 35 年)5 月 24 日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

第2 想定する津波の考え方

津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の 2 つのレベルの津波を想定する。

1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による津波や他の過去に発生した最大クラスの津波を想定する。村民避難を柱としてハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた、いわゆる「多重防災型」の総合防災対策を構築するうえで想定する津波である。

- 2 最大クラスの津波に比べ津波高は低いものの発生頻度は高く、大きな被害をもたらす津波最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備を対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、人命保護に加え、村民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めて行くうえで想定する津波である。

第3 想定する風水害

災害には台風及び大雨を要因とする風水害のように予知し得る進行災害と大火災や爆発等のようなほとんど予知し得ない突発的災害に大別することができる。

そこで、岩手県の災害想定を踏まえつつ村の地勢、気候及び地理的条件等を考慮し、今後において予想される風水害をおおむね次のように想定する。

- 1 前線活動等に伴う短時間に局地的に集中して降る大雨や台風による災害
- 2 大規模な竜巻、突風による災害
- 3 大雪による災害
- 4 その他異常な自然現象による災害

第2章 災害予防対策

第1節 組織等の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村及び防災関係機関は防災体制を整備し防災関係機関相互の連携を強化する。

また、災害による被害をできるだけ少なくするため、本章に定める予防対策を着実に進める。

第1項 野田村防災会議

村の地域に係る防災に関し、村の業務を中心に公共機関その他関係機関の業務を包括する防災の総括的かつ計画的な運営を図るため、村長の附属機関として野田村防災会議を設置する。

第1 所掌事務

野田村防災会議は災害対策基本法第16条（市町村防災会議）の規定に基づき設置し、その所掌事務は、次のとおりである。

- 1 野田村地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- 2 コミュニティレベルの地区防災計画に関すること。
- 3 村域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。

第2 組織

野田村防災会議は、村長を会長とし資料編に掲載する野田村防災会議委員をもって組織する。

第2項 野田村災害対策本部

村の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で村長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2（市町村災害対策本部）の規定に基づき野田村災害対策本部を設置し防災活動を推進する。

災害対策本部組織は、第3章第1節第1項「活動の体制」に定めるところによる。

第3項 活動体制の整備

第1 職員の体制等

- 1 職員は、村内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第3章第1節第1項「活動の体制」に定めるところにより初動及び応急対策活動を行うが、災害時において円滑に応急対策を実施するため、平常時から各部署において日常業務とは異なる災害時の担

当業務や実施体制などについて研修等を通じて周知徹底を図る。

- 2 各部署において災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、本計画の内容に基づきそれぞれ必要な応急対策に関するマニュアルを作成し、職員に周知を図る。
- 3 各部署は、災害時に他部署とも円滑に連携が図れるよう日ごろから情報交換を行うとともに部署間の連携体制を整備しておく。

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、相互応援協定の締結等により他の市町村との相互の連携を強化するとともに、必要に応じ民間事業所との応援協定等を締結する。

1 市町村間の相互応援、県等への要請

(1) 応援協定の締結

村は、適切な応急対策を実施するため大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求等）の規定等に基づき県内外市町村との相互応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、実践的なものになるよう情報交換や訓練等を通じ必要に応じて見直しを図る。

また、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加えて大規模な災害等による同時被害を避ける観点から遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

(2) 応援要請体制の整備

村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう応援要請手続や情報伝達方法等について協定において明確化するとともに、平常時から協定を締結した市町村間において訓練や情報交換等を行う。

(3) 応援受入体制の整備

村は、応援要請後、応援部隊が効率的な支援活動を実施できるよう受入窓口や指揮連絡システムの明確化及びそれらの受援マニュアルを作成するとともに、職員への周知徹底を図る。

(4) 県等に対する職員派遣の要請等

村は、災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）の規定に基づき災害時等における県職員派遣の要請や、第30条（職員の派遣のあっせん）の規定に基づくあっせん並びに国等の機関に対する派遣要請等について、迅速かつ円滑に行えるよう応援要請手続や情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルの作成や資機材を整備するとともに職員に周知する。

また、村内の地理や状況等を熟知した村職員を県等に派遣し相互の連絡調整機能を担う等情報共有を積極的に進める。

(5) 応援活動のための体制の整備

村は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣措置を取り、かつ業務に支障をきたさぬよう支援対策本部や派遣職員チームの編成、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料、必要な資機材、使用車両及び作業手続等について可能な限り検討を行う。

この場合、応援活動のための指導援助以外は被災市町村から援助を受けることのないよう、食料や衣料、情報伝達手段等について自力で賄う自己完結型体制とし、そのための研修や訓練を実施するとともに、あらかじめ応援マニュアルを策定し、応援要員の体制や資機材の調査、輸送体制等必要な準備を整える。

2 公共的団体との協力体制の整備

村は、公共的団体に対して応急対策等の協力が積極的に得られるよう防災に対する組織の充実を図るための指導や助言を行うとともに、相互の連絡を密にし平常時から防災関係資料等の情報提供を行う。

3 民間事業者との協力体制の整備

村は、災害時に民間事業者に依頼可能な応急対策に係るさまざまな業務について、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第4項 自主防災組織の育成等及び消防団の強化

村は、村民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成を図るとともに、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が「自助」・「共助」の精神に基づき地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて定めることができる地区防災計画についての周知や策定の支援に努める。また、自主防災組織の活動や地区防災計画の策定に際しては女性の参画の促進に努めるものとする。あわせて、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の定員の確保を図る。

第1 自主防災組織の育成

- 1 村は、町内会、部落会等の既存の地域コミュニティを中心として防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。
- 2 村は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら研修会、講習会等の開催等を通じて自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 3 村は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災・災害対策用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。
- 4 村が実施する主な自主防災組織への支援は、次のとおりとする。
 - (1) 自主防災組織結成に関する説明会の開催
 - (2) 防災地域リーダー育成に関する研修会等の開催
 - (3) 防災・災害対策用資機材の配備
 - (4) 地域での防災訓練の開催
 - (5) 自主防災組織の活動内容に関する助言
 - (6) 自主防災組織の活動に係る村有施設の提供

第2 自主防災組織の活動

村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう自主防災組織が実施する標準的な業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を班編成等により明確にする。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施

- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- (5) 防災・災害対策用資機材等の備蓄及び管理
- (6) 要配慮者の把握や支援方法等の確認

2 災害時の活動

- (1) 安否確認及び避難誘導
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 村民に対する避難勧告等の伝達、確認
- (4) 地域内被害状況等の情報収集
- (5) 救出、救護活動の実施及び協力
- (6) 炊き出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第3 地区防災計画の策定

地区防災計画は、地区居住者等の活動体制や防災訓練、物資及び資材の備蓄、相互の支援等を含む防災活動に関する計画で、野田村防災会議に提案できる制度である。

村は、地区の自発的な防災活動を促進するため、提案があった場合にはその内容を尊重し、地区防災計画として定めるよう努める。

第4 消防団の強化

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の定員の確保を図るとともに、育成、強化するため、村民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- 1 消防団の施設・設備の充実強化
- 2 消防団員の教育訓練の充実強化
- 3 表彰制度の充実等による処遇改善
- 4 競技会、行事等の開催
- 5 青年層・女性層の消防団への入団の促進
- 6 消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請
- 7 消防団活動マニュアル作成等による津波に対する退避基準の明確化
- 8 水門の遠隔操作機能の整備等による消防団員の災害時の安全確保対策
- 9 自主防災組織等との連携

第5項 ボランティアの育成等

災害発生時における防災ボランティアは炊出しや清掃などを担う一般ボランティアと医療や保健などを担う専門ボランティアに大別できるが、村はそれぞれの活動に応じたボランティア活動を支援する。

第1 一般ボランティアの育成等

村は、ボランティア活動についての普及啓発を図るとともにボランティアのリーダーやコーディネーター等の養成に努める。また、ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備や登録、関係団体等との協力等についてマニュアルを作成する。

第2 専門ボランティア

医療活動や医薬品の仕分、消毒等の防疫、健康管理・栄養指導、歯科診療、メンタルケア、医業類似業務あるいは外国語通訳や翻訳等専門的な知識・技術に係るボランティア活動については県の協力も得ながら連絡調整等を行う。

第6項 避難行動要支援者の安全確保

村は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、要配慮者の内、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする人（以下「避難行動要支援者（注1）」という。）を対象とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し活用するとともに、個人情報 の適切な取扱いのもと、社会福祉協議会や民生委員をはじめとする村民等の協力も得ながら地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図る体制づくりや避難支援の具体的な検討を進め、避難行動要支援者避難支援計画等を策定する。

（注1）災害対策基本法第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）第1項に規定

第1 避難行動要支援者名簿の作成

村は、災害対策基本法第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）の規定に基づき関係部署等が保有する情報を集約し避難行動要支援者の把握に努め避難行動要支援者名簿を作成するとともに、常に情報の更新を行い支援者との情報の共有を図る。

1 名簿掲載者の範囲

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人の範囲を次のとおりとする。

- （1）要介護認定3～5を受けている者
- （2）身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者
- （3）療育手帳Aを所持する知的障害者
- （4）精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯のもの
- （5）上記以外で村長が必要と認めた者

2 名簿の記載事項

名簿の記載事項は次のとおりとする。

- （1）氏名
- （2）生年月日
- （3）性別
- （4）住所又は居所
- （5）電話番号その他の連絡先
- （6）避難支援を必要とする事由
- （7）その他必要と認める事項

3 名簿の提供

村は、避難行動要支援者の同意を得て、平常時から避難を支援する関係者に支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供し、災害発生後においても円滑で迅速な避難支援を行う。

また、名簿情報の提供に際しては個人情報の適正な情報管理が図られるよう指導や研修等

を行う。

第2 避難支援等の関係者

避難支援には多くのマンパワーが必要となることから、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団をはじめとする地域に根差した団体等も含め村民の幅広い協力を得るものとする。

また、災害発生時には避難を支援する関係者の安全確保も必要なことから、避難行動要支援者も含めた村民全体で行動基準を定め周知に努める。

第3 避難のための情報伝達

- 1 災害の発生又は発生のおそれがあるときには、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を起こせるよう第3章第3節第4項「避難・救出」に定める避難指示等を適時適切に発令する。
- 2 発令にあたっては、避難行動要支援者のそれぞれに適切に伝えることができるよう分かりやすい言葉や必要な情報を選んで伝達する。
- 3 特に津波が発生する際には緊急かつ着実に避難指示等が伝達できるよう複数の伝達手段を用いる。また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう日常生活を支援する機器等への災害情報伝達も活用する。

第4 避難後の対応

発災時に助かった避難行動要支援者をその後の避難生活でも十分支援できるよう下記のこと留意する。

- 1 避難行動要支援者が指定緊急避難場所（注1）に避難した場合、指定避難所（注2）に速やかに移動できるようあらかじめ運送事業者等と避難行動要支援者の移送について協定等を締結する。
 - （注1） 災害対策基本法第49条の4（指定緊急避難場所の指定）に基づき市町村長が指定する災害時に緊急に一時的に避難する高台や公園なども含めた避難場所のこと。
 - （注2） 災害対策基本法第49条の7（指定避難所の指定）に基づき市町村長が指定する一定期間避難生活を送る場所としての避難所のこと。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は基準に適合する場合は相互に兼ねることができる。
- 2 指定避難所において生活支援を適切に行うため避難行動要支援者及び名簿情報が適切に引き継がれるようあらかじめ関係者に周知する。また、指定避難所における福祉的支援や福祉的トリアージ等のため県災害派遣福祉チーム等と連携を図る。
- 3 一般の指定避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者に対応するため、あらかじめ社会福祉施設等と協議のうえ福祉避難所の指定を推進する。

第5 避難行動要支援者の防災訓練の実施等

- 1 発災時に適切な避難行動を取れるよう避難行動要支援者だけでなく避難支援関係者も含め防災訓練を実施する。

- 2 防災訓練の実施に際しては、安否確認の方法や避難行動要支援者個々の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、支援体制等の確認をはじめ、避難情報の伝達や避難行動要支援者名簿活用等の検証も行う。

第6 外国人の安全確保対策

1 避難支援体制の整備

村は、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保や避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても情報伝達手段の確保や外国人に配慮した環境の整備を行う。

2 情報伝達及び案内標示板の整備

村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難できるよう、国際交流関係団体等の協力を得て多言語ボランティア等を活用し、多言語等による避難情報等伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示についてわかりやすく効果的なものにするるとともに、多言語での標示に努める。

3 ボランティアの育成等

村は、県や国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成等を行う。

4 生活相談

村は、県や国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制の整備を行う。

第7 土砂災害警戒区域及び宇部川の洪水浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

1 対象施設

(1) 土砂災害警戒区域

岩手県立久慈工業高等学校

(2) 宇部川の洪水浸水想定区域

ア おしかわ内科クリニック

イ のだ地域福祉事務所サービスセンターあづび

2 避難確保計画の作成等

管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更した場合、村長に報告しなければならない。

第8 災害時における個人情報の取扱

村は、災害時における被災者支援において、安否情報の提供や避難行動要支援者の個人情報を適切に活用することができるよう法令等の規定に基づき、あらかじめ必要な取扱を定めるものとする。

第7項 通信の確保

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがす

すべての対策の基本となる。そのため、平常時からソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

第1 基本方針

- 1 村は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに通信連絡システムを定め通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置や耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、通信手段の複数化に努めるとともに迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 災害時に通信が長期間途絶する可能性を考慮し、通信設備に依存しない情報伝達や情報の共有方法等、通信が行えない場合でも自律的に活動できる体制やマニュアル等の整備を図る。

第2 通信施設・設備の整備

1 村の通信施設・設備の整備状況

- (1) 防災行政無線
- (2) 消防無線、消防団無線
- (3) 移動系防災行政無線
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 地域衛星通信ネットワーク（注1）
- (6) のんちゃんネット（IP告知端末）
- (7) 防災情報一斉伝達システム（注2）

（注1） 全国の地方公共団体の防災情報や行政情報の伝送を行うことを目的として設立された（財）自治体衛星通信機構が運用する通信衛星を利用した全国の地方公共団体を結ぶネットワークで、平成3年12月から運用が開始されている。

（注2） 地震や津波、気象警報等の情報を一元的に集約し、防災行政無線やのんちゃんネット、野田村ホームページ、エリアメール及び防災メールなど異なる複数のメディアに一斉に自動で送信するシステム

2 通信施設の多重化

災害時における通信の多重化を図るため、東日本大震災時にも有効であった衛星携帯電話について役場だけでなく孤立のおそれがある地域や避難の拠点となる施設に配備を進める。

また、多様な情報伝達手段を確保し村民個々に迅速かつ確実に緊急情報を伝えられるよう個別伝達手段の統合化を図る。

さらに、関係団体等と連携しアマチュア無線の活用や臨時災害用FM局の開設等を進める。

3 災害時優先電話の指定

村は、災害時によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

4 NTTの災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

NTTが設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）は「災害時優先電話」と同様の扱い

で通常の電話よりつながりやすく、避難所等に設置した「災害時用公衆電話（特設公衆電話）」（注1）の適切な維持管理を行う。

（注1）大規模災害時に停電でも無料で避難者が使用できる公衆電話。平時は許可を受けなければ使用できない。

5 通信運用マニュアルの作成等

- （1）村は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても通信を確保できるよう、あらかじめ災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用や通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- （2）衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施や防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- （3）村は、通信設備に依存しない伝達や情報共有方法を検討し、通信が行えない場合でも自律的に活動できるマニュアルの作成や通信が途絶する場合を前提とした訓練等を実施し通信の途絶に備えた体制の整備を進める。
- （4）防災気象情報等の発表や伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき防災気象情報等の伝達先その他必要な要領を定める。また、防災気象情報等の受領及び伝達にあたっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

6 孤立のおそれがある地域への対応

村は、災害時に孤立のおそれがある地域を対象にあらかじめカルテ化を行うとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制の整備や衛星携帯電話を配備するなど情報伝達手段の確保とともに、孤立のおそれがある場合に村民の安否確認等を行う体制・連絡網の整備に努める。

第8項 事業の継続対策

災害時において、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下、災害応急対策業務だけでなく非常時にも優先する通常業務を継続し一定の行政サービスを維持することが重要である。

また、村はあらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害情報を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 事業継続計画の策定

村は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする事業継続計画（BCP）（注1）の策定に努め、概ね次の内容について定めるものとする。

（注1） 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法や手段等を取り決めておく計画のこと。

- （1）災害時において優先して実施すべき業務
- （2）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （3）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

- (4) 電気・水・食料等の確保に関する事項
- (5) 通信手段の確保に関すること。
- (6) 行政データのバックアップに関する事項

第2節 災害に強いむらづくり

むらづくりの基本の一つは安全であり、自然災害等の被害を最小限にするため災害に強いむらづくりを進めることが重要である。また、想定を上回る災害が発生しても防災施設等の効果が粘り強く発揮できる対策を進めることも重要である。

そのため、防災拠点の整備や面的な整備による防災上危険な地域の解消、ライフラインの整備、それぞれの自然災害に対応した整備並びに災害に対応できる体制づくりを進める。

第1項 防災施設等の整備

第1 基本方針

村は、災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の整備

村は、災害時における災害応急対策活動の実施のため次の機能の強化を図ることとし、そのための整備を推進する。

1 対策活動施設

- (1) 災害応急対策活動における中枢機能
- (2) 庁舎等の被災時におけるサブ機能
- (3) 防災ヘリコプター等による災害対策活動を支援するための防災ヘリポート機能
- (4) 村民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
- (6) 防災・災害対策用資機材の備蓄機能
- (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- (8) 被災村民の避難・収容機能
- (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

2 その他の公共施設等

- (1) 村は、避難所となる施設の耐震化や不燃化及び非常用電源設備の整備等を推進する。
- (2) 村は、三陸沿岸道路の整備とあわせ、津波等の災害から人命を守るための緊急退出路の整備を促進する。
- (3) 村は、野田村東日本大震災津波復興計画に基づき整備を完了した施設の維持管理を図る。

第2項 建築物等の安全確保

第1 基本方針

- 1 災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化や防災空間の確保等を推進し都市の防災化を図る。

- 2 歴史的遺産である文化財を災害から守り後世に伝えるため、文化財保護思想の普及を図るとともに防災施設の整備等を進める。

第2 建築物等の耐震性向上の推進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

村は、既存建築物の耐震性の向上を図り都市防災を推進するため、次の対策を進める。

(1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付けし、耐震性の確保をはじめ非常用電源や通信手段、資機材、緊急車両の確保に努める。

- ① 指定避難所、庁舎、体育館、学校、診療所等災害応急対策や復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- ② 建築基準法（昭和25年法律第221号）第12条第1項に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ③ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 村有施設の耐震性向上

- ① 防災上重要な建築物に該当しない村有施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- ② 主要構造部以外についても耐震性の確保に努める。
- ③ 公共施設の耐震診断の実施状況や結果に基づく耐震化率やリストの作成並びに公表に努める。

(3) 設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒や破損等による被害を防止するため、固定や転倒防止対策とともに、薬品や実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅・一般建築物の耐震性確保

木造住宅や一般建築物の耐震性を確保するため、村民に対し耐震性確保の重要性を啓発するとともに所有者による耐震診断や改修を促進する。

3 家具等の転倒防止対策推進

住宅や店舗等の建物内に設置されている家具や食器棚、書棚等をはじめ、道路に面して設置されているブロック塀等の地震時による転倒等による被害を防止するため、転倒防止対策等について啓発を進める。

4 地震保険の加入促進

地震保険は地震等による被災者の生活の安定に資することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建に有効な手段の一つとして制度の普及や加入促進に努める。

第3 防災空間の確保

1 都市公園等の整備

村は、市街地における良好な生活環境や津波に対する安全を確保するため、沿岸部の防災空間として都市公園の整備を完了した。また、市街地内の公共施設の整備とともに道路、緑地を確保し、津波防災機能の充実を図るため土地区画整理事業を実施した。

さらに、災害危険区域を指定し、防災集団移転促進事業等により高台移転を行い安全確保

に努めた。

第4 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）や文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ村民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため必要な防災施設等の整備を図るとともに定期的な保守点検を実施する。

第3項 交通施設等の安全確保

第1 基本方針

災害による道路施設や鉄道施設、漁港施設の被害を防止又は軽減し交通機能を確保するため、施設の整備を推進するとともに、車両や燃料等をはじめとする防災・災害対策用資機材の整備を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

村は、災害時における道路機能を確保するため法面等危険箇所調査を実施するとともに必要な補修工事を進める。

2 緊急輸送道路の指定等

村は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し優先的に交通の確保を図る。

3 交通規制等

村及び県公安委員会、道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。また、避難所等へのアクセス道路等について除雪のための必要な措置を講ずるものとする。

4 橋梁の整備

村は、震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について耐震点検調査を実施するとともに必要な整備を進める。

5 車両の確保

村は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両及び燃料等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

また、災害対策業務を円滑に行うため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出書を県公安委

員会に提出し届出済証の交付を受けておく。

6 障害物除去用資機材の整備

事故車両や倒壊物、落下物等を排除し災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、民間事業者の協力を得ながら障害物除去用資機材の分散配備や増強に努める。

第3 鉄道施設

鉄道事業者は、県計画に定めるところにより鉄道施設等の整備を図る。

第4 漁港施設

漁港施設管理者は、災害時の輸送拠点としての機能強化を図るため多目的に利用可能なオープンスペースや耐震強化岸壁の整備等、耐震性や耐浪性の向上を図る。

第4項 ライフライン施設等の安全確保

第1 基本方針

災害による上下水道、電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の被害を防止し又は軽減するため、施設・設備の耐震性等の向上や防災・災害対策用資機材の整備を図るとともに、各事業者による巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 上下水道施設

1 上水道施設

村は、災害による水道施設の被害を防止し又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」（岩手県）を踏まえ計画的に耐震化を図るとともに資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- ① 取水施設等は、複数水源間の連絡管の敷設や地下水等予備水源の確保を図る。
- ② 浄水施設は、耐震化とともに被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を図る。
- ③ 配水管等は、耐震性の向上とともに管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を進める。また、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して敷設替え等の改良を進める。

(2) 給水体制の整備

村は災害時において、被災者が必要とする飲料水（1人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、濾過器の配備や給水車の増強をはじめ、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

村は、災害による下水道施設の被害を防止し又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

(1) 下水管渠

- ① 新たな下水管渠の敷設は、構造面での耐震化を図るとともに管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。
- ② マンホール蓋の点検を行い、飛散や磨耗等の危険な箇所を補修や交換を行う。

③ 下水管渠の流下機能を確保するためマンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) 終末処理場

- ① 終末処理場には非常用発電設備を整備する。
- ② 終末処理場は耐震診断を行い必要な改修を行う。

第3 電力施設

電気事業者は、県計画に定めるところにより電力施設等の整備を図る。

第4 ガス施設

ガス事業者は、県計画に定めるところによりガス施設等の整備を図る。

第5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、県計画に定めるところにより電気通信設備等の整備を図る。

2 放送設備

放送事業者は、県計画に定めるところにより放送設備等の整備を図る。

第5項 危険物施設等の安全確保

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備や防災・災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育や指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油类等危険物

1 保安教育の実施

危険物施設の所有者等は、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し講習会や研修会等の保安教育を実施する。

2 指導の強化

(1) 消防機関は、許可及び立入検査等を県の指導助言を受けながら実施し、危険物の流出防止等の災害防止に努める。

(2) 消防機関は、危険物施設の所有者等に対し既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設や変更許可にあたっては地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

(3) 消防機関は、危険物施設に対し次の事項を重点に立入検査等を実施する。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- ② 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ③ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時取るべき措置指導
- ④ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行いその実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところによりタンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

また、欠陥が発見されたタンクについて必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上や河川への流出による2次被害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置や土のう並びにオイルフェンス等の流出油防除資機材の整備等必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

(1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

(2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結する等相互に自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災・災害対策用資機材の整備

村は、化学防災・災害対策用資機材の整備を図り化学消防力の強化を図る。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

保管施設責任者は、県等の指導に基づき高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため保安意識の高揚や自主保安体制の強化を図る。

第4 毒物、劇物災害予防対策

保管施設責任者は、県の監視・指導に基づき、毒物、劇物による保管衛生上の危害を防止するため毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して災害予防対策を講じる。

第5 原子力災害予防対策

村は、原子力災害に対し万全を期すため県と連絡を密にし、国、原子力事業者等と情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、災害発生時には村民への指示や情報の伝達が正確、かつ迅速に行われるよう原子力の専門家や学識経験者とも連携し村民が理解できる情報をあらかじめ作成する。

第6項 風水害の予防

第1 基本方針

1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、治山事業等を計画的に実施する。

- 2 災害時に適切な措置を取ることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 竜巻等の風害対策やその知識の普及に努める。
- 4 村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 河川改修事業

1 河川の状況等

本村には2級河川が6河川（宇部川、明内川、泉沢川、秋田川、米田川、安家川）、準用河川が2河川（沢山川、玉川川）あり、兩岸ともに堤防が完成しているのは宇部川、米田川、秋田川となっている。

他の河川については一部で改修が行われているものの多くの河川は、流路が狭く蛇行しているため、洪水や土砂流失防止のための治水事業の促進が課題となっている。そのため、未改修の河川のうち災害発生の危険度が高く、防災上の効果の高い箇所から河川改修事業を促進するものとする。

2 重要水防箇所

県が水防法に基づき示している重要水防箇所は、次のとおりである。

河川名	管理	地域名	左右岸別	評価種別	重要度A区間
泉沢川	県	泉沢	左岸	堤防高、無堤	250
泉沢川 計					250
明内川	県	国道橋 ～ 明内橋	左岸	堤防高、無堤	470
明内川	県	国道橋 ～ 明内橋	左岸	堤防高	330
明内川	県	国道橋 ～ 明内橋	右岸	堤防高、無堤	1,450
明内川	県	国道橋 ～ 明内橋	右岸	堤防高	350
明内川 計					2,600

※区間の数字は距離を表し、単位はメートル。重要度A区間：水防上最も重要な区間

※本村には重要度B区間（水防上重要な区間）及び要注意区間（注意を要する区間）はなし

第3 砂防事業

本村の砂防指定地は3箇所あり、砂防施設としてえん堤工が2箇所整備されているが、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守るため、砂防施設の整備を促進する。

第4 施設等の管理

本村が河川法（昭和39年法律第167号）第99条の規定により管理委託を受けて管理する河川水門及び村自ら管理する河川水門は25箇所である。

村は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう管理体制を整備する。

第5 浸水想定区域

1 洪水浸水想定区域の公表及び周知

水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を河川管理者（国、県）が指定・公表する。

2 雨水出水浸水想定区域（内水浸水想定区域）の公表及び周知

水防法第14条の2に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、知事または村長が指定した排水施設について、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を知事もしくは村長が雨水出水浸水想定区域として指定・公表する。

3 浸水想定区域が指定・公表された場合、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定め、洪水ハザードマップ等を作成し村民への周知を行う。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

村は、浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めることとする。

（1）洪水予報等の伝達方法

（2）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（3）防災訓練として行う避難訓練の実施に関する事項

（4）浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びに施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法

（5）村民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置

第6 風害予防の普及啓発

村は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発に努める。

第7項 雪害の予防

第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、村民の日常生活の安定を確保するため雪害対策を進める。

第2 雪崩防止対策

村は、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法等により適切な周知を行う。

また、雪崩災害を未然に防止するため雪崩防止柵等必要な整備を進める。

第3 道路交通の確保

1 除雪対策

村道の除雪作業は、次のとおり実施するものとする。

(1) 1次除雪

集落道及びバス路線（通学バスを含む。）、幹線道路は10cm以上の積雪のとき。

(2) 2次除雪

その他の路線についても（1）と同様とする。

(3) 風等により吹溜り等が生じ、車両の通行が停止又は困難となったとき。

(4) その他の状況又は必要に応じて実施する。

2 凍雪害防止対策

積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び凍結防止剤等の散布を効果的に実施する。

第4 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、県計画の定めるところにより雪害対策の万全を期す。

第8項 津波、高潮、波浪災害の予防

第1 基本方針

- 1 津波災害対策は東日本大震災の教訓を踏まえ、再び人命が失われることがないことを目指し、津波の想定は、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（注1）と、それに比べて津波高は低いものの発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波（注2）の2つのレベルを基本とする。

この場合、最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を柱に、海岸保全施設等の対策やまちづくり等のハード対策及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。

また、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、過去に発生した津波等を地域ごとに検証したうえで、発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波、すなわち概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、海岸保全施設の整備により生命と財産を確実に守ることを基本的な考え方とする。

（注1）概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波（レベル2）

（注2）概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波（レベル1）

- 2 災害時に適切な措置を取ることができるよう、水門等施設の維持管理体制を整備する。
- 3 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画や公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強いむらづくりを推進する。

第2 予防対策

1 海岸堤防施設の管理

- (1) 本村の海岸線の総延長約 12.4km の内、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域及び将来海岸保全区域に指定することが必要と認められる区域の海岸延長は 5,941m となっている。
- (2) 水門等の維持管理は、海岸水門管理要綱等により原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、ひ門、陸閘等）の操作等は村が委託を受けて実施し、村は門扉の開閉について責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう常に門扉の整備点検を実施するものとする。
海岸管理者は、積雪や凍結の影響等により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するように配慮するものとし、水門等の操作員の安全確保並びに水門等閉鎖時間短縮のため、水門等の電動化・遠隔化と停電時の電源確保も併せて推進する。
- (3) 海岸管理者は、円滑な操作のため照明設備を設けるとともに長時間の閉鎖に伴う滞水にも配慮するよう努める。

2 津波災害警戒区域（注1）の指定

- (1) 津波災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (2) 津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項等を村民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（津波ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じる。
（注1）津波災害警戒区域：津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づくもの

3 高潮浸水想定区域（注2）の指定

- (1) 高潮浸水想定区域の指定があったときは、高潮浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を村民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じる。
（注2）高潮浸水想定区域：水防法第14条の3に基づくもの

4 防災施設の整備

- (1) 海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域について水門等の遠隔操作化をはじめ防潮堤等の補強や漂流物の防除施設等の必要な整備を推進する。
- (2) 海岸管理者は、津波により孤立が懸念される地域の整備を推進する。
- (3) 海岸管理者は、防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波及び高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。
- (4) 村は、避難誘導標識等の整備を計画的に推進する。
- (5) 村は、津波等による海面変動を迅速に把握するため津波監視施設（潮位観測装置）の整備に努める。
- (6) 村は、緊急情報を迅速に伝達するため緊急地震速報等の伝達体制を整備するとともに、道路通行中車両への伝達手段等の整備に努める。

第3 海岸地域の津波防災化

村は、土地利用計画や公共施設計画、交通施設計画等の策定や見直しにあたっては、津波防災対策に十分考慮し津波災害に強いむらづくりを推進する。

東日本大震災により被災した地域については、海岸保全施設の配置計画と集落の立地や産業構造等を考慮し、村民との合意形成を図りながら総合的な検討を行い、嵩上げや高台移転等による安全な住環境を確保する。

1 土地利用における対策

(1) 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状や地域の将来の発展性をはじめ村民生活の利便性やコミュニティの維持等を考慮し、高台移転や災害危険区域の指定(注1)等も含め津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。

(2) 東日本大震災により被災した村の中心市街地では、海岸保全施設の整備等により一定の安全性を確保したうえで、津波シミュレーションを参考に村民との合意を図りながら面的な土地利用の再編を進める。

あわせて、防災公園や避難路等を適正に配置し、津波災害に強いむらづくりを進める。

(注1) 災害警戒区域の指定：建築基準法第39条第1項に基づき、条例で指定

2 公共施設の耐浪性の確保

庁舎や消防庁舎、医療施設、社会福祉施設等の公共施設は、村の主要な機能を有しており、それらの安全性を確保することは重要である。そのため、震災により被災した施設については高台その他安全性の高い場所に配置する等「野田村東日本大震災津波復興計画」等に基づき津波災害に強いむらづくりを進める。

第9項 地盤災害(注1)等の予防

(注1) 地盤災害とは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に定義される「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」、「河道閉塞による湛水」の4種類に、「液状化」、「沈下」、「盛土の崩壊等」を含めた用語である。

第1 基本方針

1 地震や集中豪雨等による地すべり等の地盤災害を防止するため危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止対策を進める。

また、土砂災害が発生するおそれのある区域についてはその周知を図り警戒避難や警戒体制の整備を進めるとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については一定の開発行為制限や住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

2 土砂災害警戒区域等の県による指定があったときは、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他警戒区域における必要な警戒避難体制について定める。

第2 危険箇所の状況

1 地盤災害等発生危険箇所の状況

地盤災害等発生危険箇所の状況は、次のとおりである。

種 別	数	事業実施状況			備 考
		概成	工事中	未着手	
急傾斜地崩壊危険箇所 (注1)	24	2	0	1	内、指定区域(4) 要対策箇所は3箇所
土石流危険溪流(注2)	22			12	区分Ⅰ(12)、区分Ⅱ(8) 準ずる溪流(2)
地すべり危険箇所(注3)	4	3		1	内、地すべり防止区域(1)
山地災害危険地区(注4)	33	14	11	8	山腹崩壊危険地区(12) 地すべり危険地区(3) 崩壊土砂流出危険地区(18)
土砂災害警戒区域(注5)	47	—	—	—	土石流危険溪流箇所(22) 急傾斜地崩壊危険箇所(24) 地すべり危険箇所(1)
砂防指定地(注6)	3	2		1	

(注1) 急傾斜地崩壊危険箇所：崩壊する急傾斜地で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害が生じるおそれのある箇所のこと。また、一定規模以上の危害が生じるおそれのある土地の内、一定の行為を制限する必要がある土地の区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年)」に基づき、知事が指定します。

(注2) 土石流危険溪流：土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じる恐れのある溪流をいいます。

(注3) 地すべり危険箇所：空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいいます。また、現に地すべりの兆候が見られる箇所や、地すべり防止対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを「地すべり等防止法(昭和33年)」に基づき主務大臣(国土交通、農水)が指定した区域を地すべり防止区域といいます。

(注4) 山地災害危険地区：山くずれ、土石流、地すべりなど山地に起因する災害で、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある地区を林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき調査し、一定基準以上の危険があると判定された地区をいいます。荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「地すべり危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」の3種類に区分されます。

(注5) 土砂災害警戒区域：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成13年)」に基づき、土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)から人命を守るため知事が指定する区域のことです。土砂災害警戒区域の内でも著しい危害のおそれのある範囲は土砂災害特別警戒区域に指定され、開発行為や建築の規制が行われます。いわゆるソフト対策をめざすものです。

(注6) 砂防指定地：降雨などで山の斜面や谷などが侵食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防施設が必要な土地又は一定の行為を禁止又は制限する必要がある土地について、「砂防法(明治30年)」に基づき国土交通大臣が指定します。

第3 防止対策の推進

1 地盤災害等防止対策の推進

(1) 地盤災害等の対策工事が未着手あるいは未実施の箇所については、危険度の高い箇所や緊急性が認められる箇所、治山事業等が実施可能な箇所から順次事業化を促進する。

(2) 豪雨及び地震等により、地盤災害等の発生が予想される箇所を関係機関と合同で調査し、

現況の把握に努める。

- (3) 県及び村は、危険箇所に関する情報を村民に提供し、適切な土地利用や日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- (4) 村は、気象観測設備を設置するとともに岩手県河川情報システムを活用し、降雨量等の測定観測を行い、警戒避難措置の資料とする。
- (5) 危険箇所を定期的にパトロールし、新たな亀裂や土砂くずれなどの状況等を点検し、地盤災害等の未然防止に努める。
- (6) 土砂災害警戒区域の指定
県による土砂災害警戒区域の指定があったときは、次の事項について定める。
 - ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 災害対策基本法に定める防災訓練として行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ⑤ 救助に関する事項
 - ⑥ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第4 土砂災害警戒情報の活用

- 1 大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害等の発生するおそれが高まったときに、村長は避難指示等を発令し村民に避難を呼びかける。その際、村長は県と盛岡気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を参考にしながら村内の地理的状況や県が補足情報として提供する情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等を合わせ総合的に判断する。
- 2 発表基準と解除基準
 - (1) 発表基準
大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1 kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。
 - (2) 解除基準
監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡気象台が協議の上で解除できるものとする。
- 3 利用にあたっての留意点
 - (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表されるもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定されたものではないことに留意する。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象となる土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とされ、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とされていないことに留意する。
- (3) 本部長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断することとする。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されている時は、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。

4 土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
極めて危険 【警戒レベル4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用)
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要)
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	—

※県は警戒避難判定参考情報として、危険度を1 kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村提供する。

第10項 火災の予防

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し又は拡大を防止するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画等を策定し体制の確立を図る。
- 2 通常火災等の予防を推進するため、防火思想の普及をはじめ出火防止や初期消火等の徹底を図る。
- 3 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 大規模火災防ぎょ計画等の策定

- 1 村は、同時多発火災による被害を軽減するため次により大規模火災防ぎょ計画を定める。
 - (1) 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として避難所や医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、村民生活に直接影響を及ぼす公共施設を重要対象物として指定する。
 - (2) 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あら

かじめその地形や建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ、延焼阻止線を設定する。

(3) 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域や通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

2 応急活動計画の策定

消防機関の長は、あらかじめ非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

3 救急・救助活動計画の策定

消防機関の長は、あらかじめ医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

4 避難対策活動計画の策定

消防機関の長は、あらかじめ高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保の伝達、及び避難誘導、避難場所、避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

5 情報収集・広報活動計画の策定

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。

第3 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

(1) 村及び消防機関は、出火防止等を重点とした講演会や講習会、座談会等の実施をはじめ、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布やその他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

(2) 村及び消防機関は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、村民に対し初期消火に必要な消火資機材や住宅用防災機器(火災警報器)、消防用設備等の設置、及びこれら器具等の取扱い方について指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一 般 家 庭	① すべての村民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ② 火災予防週間等には重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ③ 寝たきりの高齢者や独居の高齢者等に対しては家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について詳細な指導を行う。
職 場	① 予防査察や火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及と高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練や民間防火組織の育成

村は、火災時において消防機関の活動とともに、村民が自主的に初期消火活動を行えるよう防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練とあわせ、村民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識や技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

① 婦人消防協力隊の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

② 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児や小学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 消防機関は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的に実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに随時査察や特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

(1) 防火管理者の選任

(2) 消防計画の作成

- (3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備
- (5) 火気の使用又は取扱方法
- (6) 消防用設備等の設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- ① 消防機関は、危険物による災害を未然に防止するため必要に応じて危険物施設への立入り検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し安全に管理されているかを査察指導する。
- ② 消防機関は、危険物施設の所有者、管理者に対し定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- ③ 消防機関は、危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

(2) 化学薬品

消防機関は、事業所や診療所、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

(3) 高圧ガス及び火薬類

消防機関は、高圧ガスや火薬類による災害を未然に防止するため、県が実施する製造施設等への安全管理指導に対し協力する。

第4 消防力の充実強化

村は、大火災に対処し得る消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとする。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期すため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- (1) 火災発生時における初動体制を確立するため、消防力の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに広域消防体制の整備を図る。
- (2) 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 可搬式小型動力ポンプ等の増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう消防署等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

また、倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに頼ることなく防火水槽の整備をはじめ、海水、河川水等自然水利の活用や水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともにその適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第11項 林野火災の予防

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに林野火災予防思想の普及及び徹底を図る。

第2 林野火災防ぎょ計画等の策定

1 林野火災防ぎょ計画の策定

(1) 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として避難所や医療施設、防災、救援物資の輸送拠点施設及び村民生活に直接影響を及ぼす公共施設等の施設を重要対象物として指定する。

(2) 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめその地形や空地、水利の状況、動員部隊を考慮のうえ延焼阻止線を設定する。

(3) 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域や通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

2 応急活動体制の確立

消防機関の長は、非常参集や部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

3 救急・救助活動計画等の策定

(1) 消防機関の長は、医療機関や医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、

- 救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- (2) 消防機関の長は、避難指示等の伝達や避難誘導、避難場所、避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- (3) 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるようその活動計画を定める。

第3 林野火災防止対策の推進

1 林野火災予防思想の普及、徹底

- (1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項について重点的に予防運動を実施する。
- ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
 - ② 火入れの許可遵守
 - ③ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
 - ④ 子供の火遊びの禁止
 - ⑤ たき火、たばこの完全消火
 - ⑥ 車からのたばこの投げ捨て禁止
- (2) ハイカー等の一般入山者や森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民等に対して、次により広報活動等を実施する。
- ① 役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
 - ② テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
 - ③ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報
 - ④ 子供会行事等を通じた防火指導

2 予防及び初期消火体制の整備

- (1) ジェットシューターや軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- (2) 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

- (1) 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練や研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 村民や森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

第12項 農業災害の予防

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

- 1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の育成普及 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 (4) 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 注意報の早期伝達 (2) 樹園地における燃料等の燃焼、散水の準備と励行 (3) 野菜のビニール栽培における保温資材の活用
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	(1) 水源（ダム、水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設の整備
風害防止対策	(1) 防風林、防風垣の設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） (4) 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） (2) 消雪の促進 (3) 牛乳、飼料等の輸送路の確保 (4) 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） (5) 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	(1) 警報、情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置が取れるよう防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- (3) 災害常襲地帯への安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第13項 海上災害の予防

第1 基本方針

地震・津波時等に海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、防災・災害対策用資機材の整備を図るとともに、保安教育や指導等による保安体制の整備を図る。

第2 船舶の安全指導等

八戸海上保安部は、県計画に定めるところにより船舶に対する安全指導並びに津波、高潮

等に関する警報及び航路障害物の発生等の周知を行う。

第3 防除体制の強化

八戸海上保安部及び村、関係機関は、船舶や油槽所等の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、相互連携を図りながら防除体制の整備を図る。

- 1 情報連絡体制の整備
- 2 資機材の整備や保有状況の定期的な情報交換
- 3 防災訓練の実施

第4 施設・設備及び資機材の整備・保管

防災関係機関や船舶関係者、油槽所等の危険物施設の関係者は、大量に流出した石油等の災害予防や拡大防止に必要な設備及び資機材の整備を図るとともに、定期的な点検を行い、適切な更新や保管をする。

区 分	設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急木材、オイルフェンス展張船、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油処理剤、油吸着材、バージ船等
流出した石油等からの火災発生防止	化学消防艇、化学消防車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器等

第5 津波に対する船舶の予防措置

船舶の管理者は、津波に対する正しい知識を身につけ、船舶の津波災害予防措置を行う。

- 1 次の場合は、船舶の管理者の判断で安全な避難行動を取る。
 - (1) 強い地震を感じたとき。
 - (2) 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
 - (3) 地震を感じなくても津波警報や注意報が発表されたとき。
- 2 港外に避難できない小型船については、時間的余裕がある場合は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置を取る。
- 3 正しい情報をテレビやラジオ、無線等を通じて入手する。
- 4 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。

第1 4項 原子力災害の予防

第1 基本方針

本村は、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」に示されている緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)(注1)である原子力施設から概ね30kmの範囲に入っていないが、岩手県南部から約200km離れた東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物資の影響が岩手県南部にも及んだこと、また、青森県に所在する東北電力(株)及び東京電力(株)東通原子力発電所から本村が約120kmに位置することから、原子力緊急事態(注2)(警戒事

象（注3）、特定事象（注4）含む）に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれがあるときを想定し予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

（注1）原子力災害対策特別措置法第6条の2第2項第3号の原子力災害対策重点区域の内、防護措置実施や緊急事態の判断基準に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域のこと。Urgent Protective Action Planning Zone の略語。原子力施設を中心として概ね半径 30km の範囲で、原子力施設から概ね半径 5km の範囲であるPAZ（予防的防護措置を準備する区域、Precautionary Action Zone（緊急事態の判断基準に基づき、放射性物資放出前における即時避難等を予防的に準備する区域））を除く。

（注2）原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定される事象で、原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。

（注3）原子力災害対策指針に示されているもので、特定事象に至る可能性のある事象。原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模な自然災害又は重要な故障が発生した場合。

（注4）原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定される事象で、原子力緊急事態に至る可能性のある事象。この場合、原子力事業者は関係機関へ通報することが定められている。

第2 予防対策

1 体制の整備

- （1）原子力災害（警戒事象、特定事象含む）が発生した場合に、速やかに職員の非常参集や情報の収集、村民への屋内退避指示等が行えるよう必要な体制の整備を図る。
- （2）村民が短期間で退避できる範囲にある放射性防護効果の高いコンクリート建造物の建築物等や安全な屋内退避を指示する体制を整える。
- （3）村は、県との協力のもと広域の市町村間の協定等に基づく広域避難体制の強化等応援体制の整備、充実を図る。

2 情報の収集・広報

- （1）県は、事故発生時における連絡体制や緊急時の対応について原子力専門家との情報交換に努めることとしているため、県を通じて情報を入手するものとする。
- （2）県及び原子力事業者は平常時から環境放射線モニタリングを実施している。そのため、平常時及び緊急時におけるモニタリング情報について、災害時に有効活用できるよう県をはじめとする防災関係機関との連携、協力体制を整備する。
- （3）村民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、次の事項についてあらかじめ準備するものとする。
 - ① 村民への広報に際し科学的根拠だけでなく村民の感覚も考慮し、村民が理解しやすいような情報を整理する。
 - ② 放射線量のデータを広報する場合には、その意味合いを理解するための平常時の数値や法令等の基準、指標等の関連情報を付記するものとする。
 - ③ 原子力の専門家等の協力等も得ながらQ&Aを準備する。
- （4）相談窓口の設置

原子力災害時には村民からの問い合わせがあることから、相談窓口設置のための体制を整える。

3 医療体制の整備

放射線被ばく又は放射線汚染を受けた者への対応は、県が関係機関の協力を得て避難所に

設置する救護所等において実施する。村は、県が行う緊急被ばく医療の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

4 防災知識の普及

村は、県及び原子力専門家等と協力して次に掲げる事項について広報誌やパンフレット等を通じ、村民が理解しやすい内容で原子力防災に関する知識の普及と啓発を図る。

なお、職員に対しても研修等を通じて知識の習得に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特徴に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響や放射線防護に関すること。
- (4) 原子力災害時に取るべき行動及び避難所での行動に関すること。
- (5) 環境放射線モニタリングに関すること。

第3節 被害軽減への備え

災害等による被害、特に人命に関わる被害を最小限にとどめるためには、村民一人一人が日ごろから災害に対する意識を深め、災害から自らを守るという自助を前提に、地域の安全を村民が互いに助け合って守る共助の意識と行動が大切である。

そのため、平時から災害時の心得、避難救助の体制等について関係機関と連携し推進する。

第1項 防災知識の普及

第1 基本方針

村は、職員に対して防災教育を実施するとともに広く村民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズや被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、東日本大震災の発生を踏まえ、災害記憶の後世への継承にも取り組むものとする。

第2 防災知識の普及

1 職員に対する防災教育

(1) 職員に対し災害時における適正な判断力を養成し円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会等を開催し防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 防災対策関連法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 災害に関する基礎知識
- ④ 災害を防止するための技術
- ⑤ 村民に対する防災知識の普及方法
- ⑥ 災害時における業務分担の確認
- ⑦ 東日本大震災の反省、教訓

2 村民に対する防災知識の普及

(1) 村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るよう努める。

(2) 村は、村民の防災に対する意識の高揚を図り災害時において村民一人一人が正しい知識と判断を持って行動できるよう次の方法等を利用するとともに、防災士その他防災に関する知識を有するもの連携しながら防災知識の普及徹底を図る。

- ① 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- ② 広報誌、ホームページ、津波ハザードマップの活用
- ③ 起震車等による災害の疑似体験や岩手県立総合防災センターの活用
- ④ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ⑤ 防災関係資料の作成、配布
- ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し
- ⑦ 自主防災活動に対する指導

- ⑧ 日ごろからの地域における話し合い
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。
 - ① 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
 - ② 気象警報や避難指示等の意味及び内容
 - ③ 平常時における心得
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の相違とともに場所や避難経路等を確認する。
 - イ 3日から7日分程度の食料や飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - オ 災害時の家族内の連絡方法や避難の方法を決めておく。
 - カ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ④ 災害時における心得、避難方法
 - ア 早期避難の重要性
 - イ 津波災害時における「津波てんでんこ」と「決して戻らない」の徹底
 - ⑤ 消防団や自主防災組織の活動に対する理解と協力
 - ⑥ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスなどの仕組みや利用法など
 - ⑦ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - ⑧ 災害危険箇所に関する知識
 - ⑨ 過去における主な災害事例、東日本大震災の教訓、津波浸水範囲等
 - ⑩ 津波をはじめとする災害に関する基礎知識
- (4) 被災地に小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村等の負担となることから、支援にあたっては現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

3 児童・生徒等に対する教育

- (1) 村は、児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員や保護者等に対し災害時における避難等の防災に関する知識の普及を図る。
- (2) 村は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。また、学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

4 防災文化の継承

- (1) 村は地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災文化として将来に生かすことで地域防災力の向上を図る。
- (2) 村は地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、誰もが閲覧できるよう公開に努める。
- (3) 村民は自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するように努める。

5 防災と福祉の連携

- 村は、防災（自主防災組織等）と福祉（地域包括支援センター・民生委員）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

第2項 防災訓練

第1 基本方針

村は、次の目的のためその所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を単独又は合同して毎年度計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 村民等に対する防災知識の普及啓発及び防災知識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 村は、災害対策基本法第48条（防災訓練義務）の規定に基づき広く防災関係機関に参加を呼びかけ防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにしその改善に努める。
- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など地域の実情に応じた時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
 - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

① 通信情報連絡訓練	⑥ 地震・津波対策訓練	⑪ 施設復旧訓練
② 職員非常招集訓練	⑦ 避難所開設・運営訓練	⑫ 交通規制訓練
③ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑧ 救出・救助訓練	⑬ 緊急物資輸送訓練
④ 避難訓練	⑨ 水防訓練	
⑤ 火災防ぎょ訓練	⑩ 医療救護訓練	

2 実施にあたって留意すべき事項

村は、震災に関する訓練の実施にあたっては訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに最大クラスの津波を想定した具体的かつ実践的な訓練を行う等、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。また、避難行動がより困難になることが想定される冬季や夜間の訓練の実施についても考慮する。

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 村民の参加促進

自主防災組織、NPO・ボランティア団体等及び各種団体等に訓練への参加を呼びかけるとともに、地域住民主体による訓練の促進並びに自主防災組織の結成及び育成を図るため、村民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練、その他各種訓練を実施する。

- (4) 教育機関等における訓練の実施
児童・生徒に対する防災教育の観点から、村内の保育所、小・中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。
- (5) 要配慮者を対象とした訓練の実施
福祉施設等における入居者をはじめ高齢者、障がい者等を対象とした訓練を実施する。
- (6) 地域の実情を踏まえた災害想定
地域の地勢的な条件や東日本大震災における状況等過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。
- (7) 各種訓練の有機的な連携
災害時の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。
- (8) 訓練災害対策本部の設置
訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練や職員非常招集訓練等を実施する。
- (9) 所有資機材等の活用
関係機関が所有する専用車両や資機材を有効に活用する。

3 各個別訓練項目において留意すべき事項

- (1) 通信情報連絡訓練
震災により通常の通信手段が途絶する場合を想定し、衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。
- (2) 職員非常招集訓練
震災による通常の交通手段の途絶や車両の通行が不能になる場合を想定し、徒歩等による非常参集訓練を実施する。
- (3) 火災防ぎょ訓練
震災により消火栓の使用が不可能になる場合等を想定し、自然水利等を用いた訓練を実施する。
- (4) 避難訓練
地震による津波が発生する場合を想定し、指定緊急避難場所と指定避難所を使った避難訓練を実施する。
- (5) 避難所開設・運営訓練
大規模な災害が発生する場合を想定し、村民自らが避難所の開設や運営を行う訓練を実施する。
- (6) 津波対策訓練
地震による津波が発生する場合を想定し、水門等の閉鎖や海面監視、災害広報等の津波対策訓練を実施する。
- (7) 救出・救助訓練
震災により家屋が倒壊する場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施する。
- (8) 施設復旧訓練
震災によりライフライン機能が不全となる場合を想定し、これらの応急復旧訓練を実施する。

第3項 避難対策

第1 基本方針

- 1 村は、地震、火災、水害等の災害から村民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに村民への周知徹底を図る。
- 2 学校、診療所、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため避難計画を作成しその周知徹底を図る。
- 3 村民は、災害時に的確な避難行動を取れるよう平常時から災害に対する備えに努め、自身の指定緊急避難場所や指定避難所、避難経路の確認等に努める。

第2 避難計画の作成

1 村の避難計画

- (1) 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

高齢者等避難（村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
避難場所等への経路及び誘導方法	
避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務 ⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 給水 ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・心のケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
避難行動要支援者に対する救援措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難場所等における配慮 ④ 平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等との協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
避難場所等の整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
村民に対する広報	
避難訓練	

- (2) 避難計画作成にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係者等と協力し避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するとともに、情報の共有や支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。
- (3) 村は、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）」を参考に、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定するとともに、その内容について地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。
- (4) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (5) 避難計画作成にあたっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導や避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (6) 避難計画作成にあたっては、避難指示等を発令する際に国又は県に必要な助言を求められることができるよう連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (7) 避難計画を周知するため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等に努める。なお、ハザードマップ等の作成にあたっては住民の参加に努める。

2 津波避難計画の策定

- (1) 村は、「岩手県津波避難計画策定指針」（平成16年5月）等に基づき、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、次の事項を内容とした津波避難計画を策定する。
 - ① 津波浸水予想地域（当該予想地域の設定に際しては、予想を超える可能性があることに留意し、村民の避難を軸とした避難計画とするよう考慮する。）
 - ② 避難対象地域
 - ③ 避難場所等や避難路等の指定・設定
 - ④ 避難困難地域
 - ⑤ 初動・配備体制
 - ⑥ 津波情報等の収集・伝達
 - ⑦ 避難指示等の発令
 - ⑧ 津波対策の教育・啓発
 - ⑨ 津波避難訓練の実施
 - ⑩ その他留意事項
- (2) 村の津波避難計画の策定後、避難対象地域の村民は地域ごとの津波避難計画の策定に取り組む。
- (3) 村は地域ごとの津波避難計画の策定を支援する。
- (4) 避難場所等や避難路等の指定・設定に際して、特に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を指定緊急避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等（注1）の整備・指定も検討する。

（注1） 「津波避難ビルに係るガイドライン」（内閣府、平成17年6月）に示された津波浸水予想地域内において、村民等が一時若しくは緊急避難・退避する施設をいう。

3 学校、診療所、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、診療所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを村長に報告する。
- (2) 施設の管理者は、村、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 学校においては、児童・生徒を集団的に避難させる場合の避難場所や避難経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。また、児童・生徒を保護者に引き渡す際の安全を確認する条件や方法などを定める。なお、保護者への児童・生徒の引き渡しは、引き渡し先の安全を確認できた後に行うことを基本とする。
- (4) 保育所、学童クラブ等においては学校に準じた対応を行う。
- (5) 診療所においては、患者を他の医療機関等に避難させる場合に備えて移送可能施設の把握や移送方法等を定める。
- (6) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所の管理者は、来訪者に対する避難指示等の周知方法や避難させる場合の避難場所、避難経路、誘導方法等を定める。

4 広域一時滞在

村は、災害が発生し村内で被災者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、被災者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は、他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

また、村は、他市町村や他の都道府県からの被災者の一時的な滞りの受入を想定し、受入れるべき施設をあらかじめ定める等、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備にも努める。

第3 避難場所等の指定・整備等

1 避難場所等の指定

- (1) 村は、下記指定基準に留意し施設管理者の同意を得て、地域の実情に応じ地区ごとに避難場所等を指定する。

なお、東日本大震災の津波浸水被害の実態を踏まえ、緊急に一時的に避難する高台や公園なども含めた指定緊急避難場所と一定期間避難生活を送る場所としての指定避難所を明確に区分するとともに、近年は局地的な短時間の大雨などによる土砂災害等も発生していることから、災害種別に応じた指定を行うものとする。

また、村内の社会福祉施設と協議のうえで協定締結等を行い、福祉避難所の指定を進める。

- (2) 村は、孤立のおそれのある地域においてはヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助できる場所の選定に努める。
- (3) 指定基準（災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4、第20条の6）

指定緊急避難場所（高台等）	<ol style="list-style-type: none">① 指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象とする。② 地震以外の異常な現象を対象とする指定基準
---------------	--

	<p>ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に開設される管理体制を有している。</p> <p>イ 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地している。</p> <p>ウ 構造条件：上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがある。</p> <p>③ 地震を対象とする指定基準（上記管理条件に加えて）</p> <p>ア 地震に対して安全な構造である。</p> <p>イ 場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない。</p>
指定避難所 （滞在施設）	<p>① 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模（面積）を有する。</p> <p>② 構造条件：速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有する。</p> <p>③ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</p> <p>④ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある。</p> <p>⑤ 生活条件：給水・給食施設を有し、または容易に暖房器具を確保できる。</p> <p>⑥ 福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有し、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている。</p>

（参考）災害対策基本法第86条の2（避難所等に関する特例）の規定により、指定避難所について消防法（昭和27年法律第186号）第17条（消防用設備等の設置義務）の規定は、適用除外となる。

（4）村は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努める。

（5）村は、学校を避難所として指定する場合には学校が教育活動の場であることに配慮する。

2 指定避難所の環境整備

村は、長期にわたる指定避難所（以下この項目において「避難所」という。）生活に必要な支援ができるよう平常時から避難所における良好な生活環境の確保に取り組む。

- （1）避難所の環境整備にあたっては、乳幼児や高齢者、障がい者などの要配慮者だけでなく男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した整備を行う。
- （2）避難の当事者となる村民や各種団体等と連携し避難所運営に関わる組織づくりや役割分担等の明確化等に努めるとともに、避難所運営の訓練等を行う。また、避難所を迅速に立ち上げ運営できるよう避難所開設・運営のマニュアルを策定する。
- （3）要配慮者の状況に応じて福祉避難所の指定を行い、必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等の実施体制を整備する。
- （4）避難所には飲料水やアレルギー対応の食料等をはじめとして、仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電設備等の備蓄に努める。
- （5）避難所開設時には要配慮事項等も含めた避難者名簿を作成するとともに被災者台帳に引き継ぎ、生活支援を継続的に行うようにする。
- （6）食料や支援物資の情報提供だけでなく、避難所生活の長期化に応じた心身の健康や就労支援等の相談体制等の整備に努める。

3 避難道路等の整備等

村は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難路を選定するとともに安全な避難行動に資する避難路や避難誘導標識の整備に努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難路の選定にあたっては、避難経路を確保するため必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

4 応急仮設住宅建設場所の選定

村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

- (1) 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとするが、公有地に適当な敷地がないときは私有地の所有者と十分協議して選定する。
- (2) 敷地は、災害に対して安全で飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。また、交通、教育、被災者の生業の利便等についても配慮する。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅用地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

第4 避難に関する広報

村は、村民が津波に対する早期避難の重要性を認識し、的確な避難行動を取ることができるよう周知徹底を図る。そのため、避難場所等や避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップや広報誌、パンフレット等を活用した講習会や避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して避難に関する広報活動を行う。

第5 避難訓練の実施

- 1 村は、災害時に村民が的確な避難行動を取ることができるよう避難訓練を実施する。あわせて、村民自らが避難経路や指定緊急避難場所を実際に確認し、又は指定避難所の運営訓練や地域独自の避難訓練を実施する等、自主防災意識の高揚につながるよう努める。
- 2 訓練の実施にあたっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての村民等が参加するよう配慮する。

第6 津波に対する村民の予防措置

村は、東日本大震災による津波被害の教訓を踏まえ村民に津波に対する知識や備えを周知する。

- 1 津波に対する次のような正しい知識を身につける。
 - (1) 津波は大きな地震のときだけ来るとは限らない。
 - (2) 津波の到来時間は震源が海岸に近いほど短く、揺れが収まらないうちに襲来する場合もある。
 - (3) 津波の第1波は引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
 - (4) 津波は繰り返し襲来し、第2波や第3波などの方が大きくなる可能性もある。また、数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
 - (5) 強い揺れを伴わないで襲来する津波や、遠地地震により津波が発生する可能性もある。

(6) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

2 日ごろから津波に対する備えを怠らない。

(1) 避難場所等や避難経路等を確認する。

(2) 3日から7日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

(3) 防災訓練等に積極的に参加する。

(4) 災害時の家族間の連絡方法や避難の方法等を事前に決めておく。

3 次の場合は、直ちに海岸から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。避難にあたっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることで他の人の避難を促す。

(1) 強い地震を感じたとき。

(2) 弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

(3) 地震を感じなくても大津波警報や津波警報、津波注意報が発表されたとき。

4 正しい情報をテレビやラジオ、防災行政無線、携帯電話等を通じて入手する。

5 海の様子は見に行かない。

6 津波は繰り返し襲来するので、いったん避難を行った場合は大津波警報や津波警報、津波注意報が解除されるまで安全な場所に留まり、海岸に近付かない。

第4項 食料・生活必需品等の備蓄

第1 基本方針

村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄を行うとともに、村民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

第2 備蓄目標

1 村

(1) 食料

食料については、東日本大震災時の状況等を踏まえ3日分を備蓄目標とし、具体的な目標は資料編に掲載する備蓄目標のとおりとする。

(2) 飲料水

飲料水については、1人当たり1日3ℓの3日分を備蓄目標とし、具体的な目標は資料編に掲載する備蓄目標のとおりとする。

(3) 毛布及び生活必需品

就寝や防寒等に不可欠な毛布については、1人当たり2枚を備蓄目標とし、具体的な目標は資料編に掲載する備蓄目標のとおりとする。また、生活必需品の備蓄を推進する。

(4) 備蓄場所

食料、飲料水、生活必需品等の備蓄場所は指定避難所への分散配置を基本とする。

2 村民

村民は、各家庭において家族の3日から7日分程度（注1）の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うように努めるとともに地域でも備蓄を推進する。

《家庭における備蓄品の例》

食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、灯油等

（注1）「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」最終報告書（中央防災会議：平成25年5月）で、食料、飲料水、乾電池、携帯電話の充電器、カセットコンロ、簡易トイレ等の家庭備蓄を1週間以上確保する必要性が報告されている。

3 事業所

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等のほか従業員のための物資を備蓄又は保管し、定期的に点検及び更新に努める。

第3 備蓄の推進

1 食料、飲料水、毛布

目標数量を達成するため計画的な備蓄を推進するとともに、食料については消費期限に配慮した備蓄品の管理を行う。また、村単独で備蓄を進めるとともに他の自治体や民間事業者等と災害時の食料・物資の供給協定を締結する等関係事業者・団体等とも連携し、目標の達成に努める。

2 生活必需品やその他の物資の備蓄

指定避難所への備蓄物資は、3日分の飲料水や食料（アレルギー対応食等含む。）、自家発電機、暖房器具、ラジオ、懐中電灯、電池、ローソク、ライター、簡易医薬品、仮設トイレ（洋式トイレを含む。）等をはじめ、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや子供用・大人用おむつや下着、子供用ミルク、生理用品など要配慮者や女性等にも配慮した物資の備蓄を進める。

3 燃料

東日本大震災時にも大きな課題となった燃料については、発電機を最低3日間稼働できる分を備蓄するとともに民間事業者等の協力を得られる体制を整備する。

また、村有車両については、給油をこまめに行い、いつ発生するか分からない災害に平常時から備える。

4 村民等の備蓄

村は、村民をはじめ自主防災組織や民間事業所等に対し、広報誌やホームページによる啓発を行うとともに防災訓練等のあらゆる機会を通じて食料をはじめとする生活必需品等の備蓄を促進する。

第5項 医療救護活動

第1 基本方針

災害時には、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生し、医療機関自体の被災等もあいまって十分な医療が提供できないおそれもあることから、平常時から村は医療救護活動の体制を整備する。

第2 医療機関の防災能力の向上

- 1 医療機関は、災害時においても医療施設の機能を維持し空床の利用や収容能力の臨時的拡大等により傷病者の収容を行うよう努める。
- 2 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備する等防災能力の強化を図る。
- 3 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。
- 4 村は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第3 搬送体制の整備

- 1 村は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- 2 村は、あらかじめヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

第4 医療資機材等の整備

村は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材について相互に供給を行う体制を整備する。

第6項 廃棄物等の処理

第1 基本方針

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物・漂流物等による障害物の発生は、村民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想されるため、あらかじめ同時大量の廃棄物処理等の活動を迅速に行えるよう処理方法、集積場、資機材等について定める。

第2 処理方法等

- 1 村は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応指針を踏まえ、あらかじめ廃棄物の種類ごとに収集順位や集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- 2 村は、最終処分場への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。

- 3 村は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめし尿及び浄化槽汚泥について、処理順位や収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- 4 村は、あらかじめ除去した障害物を集積する場所を選定する。その際は次の事項に配慮して選定する。
 - (1) 障害物の搬入に便利で村民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - (2) 公有地を選定できないときは、前記に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

第3 資機材等の確保

- 1 村は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- 2 村は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- 3 村は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど障害物除去用資機材の確保を図る。

第7項 孤立対策

第1 基本方針

村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど予防対策に努める。

第2 孤立想定地域への対策

1 通信手段の確保

- (1) 村は、災害時優先電話や衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努めるとともに、防災訓練等を通じ通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 村は、孤立のおそれがある場合に地域の代表者に積極的に電話をするなど村民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。
- (3) 村は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し村民側から送る合図を定めその方法を周知する。(県内統一合図)
 - ① 赤旗 負傷者があり、早急な救助を求める場合
 - ② 黄旗 負傷者はいないが、救援物資等を求める場合
 - ③ 白旗 異常無し、または存在を知らせる場合

2 避難先の検討

村は、地域内に避難場所等として指定する場所がない場合には、災害時に集合する安全な

場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

村は、孤立のおそれがある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

4 備蓄の奨励

村は、孤立のおそれがある地域においては孤立しても村民が支え助け合うことができるよう備蓄を推進する。

備蓄にあたっては地域単位で進めることとし、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備を図る。また、各家庭においても3日から7日分程度の飲料水、食料等の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

村は、地域で村民同士が救助・救出や避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成強化に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 体制等の整備

第1項 活動の体制

第1 基本方針

- 1 村は、地震をはじめとする災害が発生し又は発生するおそれがある場合において災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、災害警戒本部及び災害対策本部の組織並びに体制を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生にあたっても職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災をはじめとする大規模な災害時における災害応急対策の実施にあたっては、十分な人員を確保できるよう各職場間における弾力的な人員の協力体制を確立する。また、情報収集困難時、県から派遣される現地連絡員との連携を図る。

第2 活動体制

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、野田村災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集・伝達及び応急措置を行う。

(1) 設置基準

- ① 気象警報（海上を対象とする海上警報を除く）又は岩手県津波予報区に津波注意報が発表されたとき。
- ② 村内に震度4又は5弱の地震が発生したとき。
- ③ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、本部長（副村長）が必要と認めるとき。
- ④ 大規模な火災や爆発等による災害並びに放射性物資等の被害（原子力災害対策指針に規定する警戒事態に該当する事象）が発生するおそれがある場合において、本部長（副村長）が必要と認めるとき。
- ⑤ その他災害応急対策上、本部長（副村長）が必要と認めるとき。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は次のとおりとし、事務所は総務課に置く。

本部長	副村長
副本部長	総務課長
本部員	住民生活課長 保健福祉課長 産業振興課長 税務課長 地域整備課長 未来づくり推進課長 教育次長 議会事務局長

	会計管理者 消防長が指名する職員（野田分署長、または分署職員）
本部職員	総務課 庶務防災班職員 住民生活課 住民生活班総括主査 保健福祉課 福祉班総括主査 産業振興課 農林水産商工班総括主査 税務課 税務班総括主査 地域整備課 土木班総括主査 未来づくり推進課 未来づくり推進班総括主査 教育委員会事務局 学校教育班総括主査 議会事務局 総括主査 出納室 総括主査 消防長が指名する職員（野田分署副分署長、または分署職員） ※総括主査を置かない場合は、各本部員が指名する職員とする。

(3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

部 名	事 務 分 掌
総務部	① 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 ② 情報の集約及び伝達に関すること。 ③ 県及び他の関係機関に対する災害状況等の報告に関すること。 ④ 気象警報や津波注意報等の収集及び伝達に関すること。 ⑤ 被害対策の調整に関すること。 ⑥ 職員の招集及び配置に関すること。
住民生活部	① 避難所開設・運営の総合調整に関すること。 ② 村営住宅の被害状況等の収集・調査に関すること。
保健福祉部	① 福祉施設、医療施設、衛生施設の被害状況等の収集・調査に関すること。
産業振興部	① 農林水産、商工業関係の被害状況等の収集・調査に関すること。
税務部	① 住家等の被害状況の収集・調査に関すること。
地域整備部	① 河川、道路、橋梁、鉄道等の被害状況等の収集・調査に関すること。 ② 交通の保安、道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関すること。
未来づくり推進部	① 避難所等の他、他部の応援に関すること。 ② 報道機関への対応に関すること。
教育部	① 学校、生涯学習施設、体育施設及び文化財の被害状況等の収集・調査に関すること。 ② 児童・生徒、教員等の被害調査及び安全確保に関すること。
議会部	① 議会との連絡に関すること。
出納部	① 他部の応援に関すること。
消防部	① 災害情報等の収集に関すること。

(4) 廃止基準等

- ① 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- ② 災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときに廃止する。

2 災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2（市町村災害対策本部）に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

設 置 基 準	配備職員の範囲	
	本 部	現地災害対策本部
① 岩手県津波予報区に津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき。 ② 村内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ③ 気象警報等（注1）が発表され、かつ、相当規模の災害の発生のおそれがあるとき。 ④ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 ⑤ 隣接県に立地する原子力事業所において、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言が発せられたとき。 ⑥ その他、本部長が特に必要と認めたとき。	原則として全職員	原則として現地災害対策本部の課の長並びに総括主査

（注1）気象情報である記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報を含む。

(2) 組織

① 災害対策本部の組織は次のとおりとし、事務所は総務課に置く。

区分				備考
本部長	村 長			本部員会議を構成
副本部長	副 村 長 教 育 長			本部員会議を構成
	部 名	担 当 部 長	班 名	
本部員	総務部	総務課長	庶務防災班 財政班	各部長は本部員会議を構成
	住民生活部	住民生活課長	住民生活班 住まい・環境班	
	保健福祉部	保健福祉課長	保健班 福祉班	
	産業振興部	産業振興課長	農林水産商工班	
	税務部	税務課長	税務班	
	地域整備部	地域整備課長	土木班 上下水道班	
	未来づくり推進部	未来づくり推進課長	未来づくり推進班	
	教育部	教育次長	総務班 学校教育班 生涯スポーツ班 生涯学習文化班	
	議会部	議会事務局長	議会事務局班	

	出納部 消防部	会計管理者 消防長が指名する職員 (野田分署長、または分 署職員)	会計班 消防班	
現 地 災 害 対 策 本 部		本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。		本部長が必要と認めるときに設置
現 地 作 業 班		班長及び班員は、所管の部長が指名する。		本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置
調査班		班長は本部長が指名し、班員は関係部長と協議のうえ本部長が指名する。		本部長が必要と認めるときに設置

② 本部会議

本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し本部会議を主宰するとともに、災害応急対策の総合的方針を決定し、必要な活動について指揮する。

なお、本部長が不在の時は次の順位で職務を代行する。

第1順位 副本部長である副村長 第2順位 総務課長

③ 庁舎の代替施設

庁舎が地震や津波等で被災し業務の遂行が困難となった場合若しくは被災が予測される場合の代替施設は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部 第1順位 久慈消防署野田分署

第2順位 野田中学校

イ 非常配備職員の活動拠点 第1順位 久慈消防署野田分署

第2順位 野田中学校

④ 合同災害対策本部

ア 合同災害対策本部は、激甚災害が発生し防災機関が独自に活動するよりも共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要を認めたとときに設置する。

イ 合同災害対策本部は、久慈広域連合、自衛隊、久慈警察署、八戸海上保安部、日本赤十字社岩手県支部及びその他の機関をもって組織する。

ウ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、本部長が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

⑤ 派遣要請

本部長は、必要に応じ関係する指定地方行政機関又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は県本部長に対し当該職員派遣に係るあっせんを求める。

⑥ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し災害応急対策を実施するため本部長が必要と認めたとときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督、本部との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、現地災害対策本部長は副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名す

る。

⑦ 現地作業班

ア 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、感染症予防の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。

イ 班長及び班員は、所管の部長が指名する。

⑧ 調査班

ア 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現地における被害状況を調査のうえ本部長に報告する。

イ 班長は本部長が指名し、班員は関係部長と協議のうえ本部長が指名する。

⑨ 初動特別班

ア 本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため初動特別班を設置する。

イ 初動特別班員は、毎年度、各部長の推薦に基づき副本部長が指名する。

ウ 初動特別班は、災害対策本部の体制が整うまでの初動組織として活動し、その所掌事務は次のとおりである。

- a 災害対策本部の設置
- b 情報通信や電源等の確認、復旧
- c 県及び防災関係機関との連絡及び調整
- d 被害状況等の情報の収集
- e 村民への災害情報等の伝達
- f 報道機関への災害情報等の提供

エ 初動特別班員は災害対策本部の設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の場所に参加し、担当業務を遂行する。ただし、参加にあたっては安全な経路によるものとする。

オ 災害対策本部の体制が整い、初動特別班が初期の目的を達したと認める場合はこれを解散し、班員は災害対策本部の組織に入る。

(3) 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は次のとおりである。ただし、各部班は、本部長の指揮及び本部会議等による調整のもと、弾力的な人員運用を行うものとし、村民の生命、身体の確保に関する対応を中心に重要な業務に人員を割り当てるものとする。また、災害の状況により情報伝達手段の途絶や十分な体制の確保が困難な場合もあり得ることから、各部班は能動的かつ臨機応変の対応に努めるものとする。

① 災害発生前

区 分	分 掌 事 務	担 当 部
事前の情報収集、連絡調整	ア 気象状況の把握及び分析	総務部
	イ 気象予警報等の迅速な伝達	総務部
	ウ 県、県北広域振興局、その他防災関係機関との連絡、調整並びに警戒体制の強化	総務部
防災・災害対策用資機材の点検整備	ア 備蓄品の購入及び在庫管理	総務部
	イ 防災・災害対策用資機材の点検整備	地域整備部
	ウ 医薬品及び医療資機材の点検整備	保健福祉部
	エ 感染症予防薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備	住民生活部
避難準備対策	ア 高齢者等避難、避難指示及び避難誘導の準備	総務部・消防部
	イ 避難所開設の準備	住民生活部

活動体制の整備	<p>ア 本部員で構成する対策会議の設置</p> <p>イ 各部の活動開始の準備</p> <p>ウ 災害応急対策用車両等の確保と配備</p>	<p>総務部</p> <p>各部</p> <p>関係部</p>
活動体制の徹底	<p>ア 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底、並びに配備状況の把握</p> <p>イ 防災関係機関に対する本部設置の通知</p> <p>ウ 報道関係機関に対する本部設置の発表</p> <p>エ 被害速報の収集、報告の各部に対する指令</p>	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>未来づくり推進部</p> <p>税務部</p> <p>各施設等所管部</p>

②災害発生後

部	班	分掌事務
総務部	庶務防災班	<p>ア 災害対策本部の設置及び運営に関すること。</p> <p>イ 情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>ウ 気象予警報の把握、伝達に関すること。</p> <p>エ 職員の非常招集及び配置に関すること。</p> <p>オ 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>カ 避難指示、誘導及び確認に関すること。</p> <p>キ 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>ク 災害対策現地指揮所及び調査班に関すること。</p> <p>ケ 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>コ 自衛隊の災害派遣に関すること。</p> <p>サ 災害対策基本法に基づく従事命令及び公用負担に関すること。</p> <p>シ リエゾン、他自治体からの応援に関すること。</p> <p>ス 災害救助法の適用手続き及び措置（応急仮設住宅の建設及び住宅の応急復旧を除く。）に関すること。</p>
	財政班	<p>ア 渉外要望に関すること。</p> <p>イ 防災関係機関等の来村者の受入れ等に関すること。</p> <p>ウ 輸送（人員、被災者、物資、車両、燃料等）に関すること。</p> <p>エ 緊急通行車両確認証明等に関すること。</p> <p>オ 安否情報の収集、対応に関すること。</p> <p>カ 応急対策予算の調整に関すること。</p> <p>キ 行方不明者情報の収集</p> <p>ク 被災職員の状況確認</p>
住民生活部	住民生活班	<p>ア 避難所の設置・運営に関すること。</p> <p>イ 義援金に関すること。</p> <p>ウ 防犯に関すること。</p> <p>エ 在宅避難者等避難所外避難者の把握支援に関すること。</p>

	住まい・環境班	<p>ア 遺体収容所に関する事。</p> <p>イ 遺体の処理及び埋葬に関する事。</p> <p>ウ 廃棄物の処理及び清掃並びに環境衛生に関する事。</p> <p>エ 避難者用・職員トイレの確保に関する事。</p> <p>オ 避難者の入浴対策に関する事。</p> <p>カ 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。</p>
保健福祉部	保健班	<p>ア 医療、衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>イ 応急医療救護に関する事。</p> <p>ウ 感染症、感染症予防に関する事。</p> <p>エ 食品衛生に関する事。</p> <p>オ DMAT及びDPATの応援要請に関する事。</p>
	福祉班	<p>ア 救援物資の受入、配分に関する事。</p> <p>イ 食料、生活必需品及び災害復旧対策用資機材の調達、供給並びに斡旋要請に関する事。</p> <p>ウ 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>エ 避難行動要支援者の救護に関する事。</p> <p>オ 人的被害の調査に関する事。</p> <p>カ 福祉避難所に関する事。</p> <p>キ 被災者支援台帳に関する事。</p>
産業振興部	農林水産商工班	<p>ア 農林水産、商工関係の被害調査及びその応急対策、応急復旧に関する事。</p> <p>イ 治山対策に関する事。</p> <p>ウ 家畜伝染病の防疫に関する事。</p> <p>エ 家畜の死体処理方法の指導に関する事。</p> <p>オ 災害資金及び農業災害補償に関する事。</p> <p>カ 病虫害の駆除に関する事。</p> <p>キ 種苗等の確保に関する事。</p> <p>ク 日常必需物資の流通確保に関する事。</p>
税務部	税務班	<p>ア 住家等の被害状況調査に関する事。</p> <p>イ 災害に係る村税の減税及び徴収猶予に関する事。</p> <p>ウ り災者台帳の作成及びり災証明に関する事。</p>
地域整備部	土木班	<p>ア 道路、橋梁、河川、堤防漁港、公園等施設等の被害調査及びその応急対策、応急復旧に関する事。</p> <p>イ 地滑り等の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>ウ 障害物の除去に関する事。</p> <p>エ 応急対策、応急復旧用建設資機材の確保及び応急対策に関する事。</p> <p>オ 雪害及び除雪計画に関する事。</p> <p>カ 通行の禁止及び制限等交通の規制に関する事。</p> <p>キ 交通機関との連絡調整及び交通施設応急対策に関する事。</p> <p>ク 危険区域の巡視、警戒に関する事。</p> <p>ケ 漂流物の保管及び処分に関する事。</p> <p>コ 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関する事。</p>
	上下水道班	<p>ア 上下水道施設の被害調査及び応急対策並びに応急復旧に関</p>

		<p>すること。</p> <p>イ 上下水道施設の応急資機材の確保に関すること。</p> <p>ウ 災害時における飲料水の供給に関すること。</p>
未来づくり推進部	未来づくり推進班	<p>ア 住宅の応急復旧に関すること。</p> <p>イ 被害速報の集計等、被害状況の収集・整理に関すること。</p> <p>ウ 村民への情報提供、広報に関すること。</p> <p>エ 防災行政無線及び非常通信に関すること。</p> <p>オ 災害状況及び応急対策の記録・保存に関すること。</p> <p>カ 報道機関の対応、情報提供に関すること。</p> <p>キ 観光客の避難誘導、援護に関すること。</p> <p>ク 応急仮設住宅の建設に関すること。</p>
教育部	総務班	<p>ア 学校教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>イ 教育施設の利用供与に関すること。</p> <p>ウ 教育災害対策予算に関すること。</p> <p>エ 復旧資材及び教材の調達に関すること。</p> <p>オ 部内の連絡調整に関すること。</p>
	学校教育班	<p>ア 学校に対する連絡及び指示に関すること。</p> <p>イ 児童・生徒及び教員の被害調査に関すること。</p> <p>ウ 児童・生徒の避難救助に関すること。</p> <p>エ 災害時の応急教育に関すること。</p> <p>オ 児童・生徒の保健に関すること。</p> <p>カ 災害救助法に基づく学用品の調達に関すること。</p> <p>キ 災害時の学校給食の応急対策に関すること。</p> <p>ク 災害時の炊き出しに関すること。</p>
	生涯学習文化班	<p>ア 生涯学習施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。</p>
	生涯スポーツ班	<p>ア 社会体育施設の被害調査並びに応急対策に関すること。</p>
議会部	議会事務局班	<p>ア 議会との連絡に関すること。</p> <p>イ 他班に対する応援に関すること。</p>
出納部	会計班	<p>ア 会計に関すること。</p> <p>イ 災害見舞金及び義援金の出納保管に関すること。</p> <p>ウ 他班に対する応援に関すること。</p>
消防部	消防班	<p>ア 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>イ 消防活動及び水防活動に関すること。</p> <p>ウ 避難指示及び誘導に関すること。</p> <p>エ 救急・救助及び行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>オ 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>カ 危険物の保安に関すること。</p>

(3) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 本部長が、村の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
- ② 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

第3 職員の動員体制

1 動員の系統

(1) 動員は、次の系統によって通知する。

①災害警戒本部

本部長（副村長）⇒副本部長（総務課長）⇒本部員⇒本部職員

②災害対策本部

本部長（村長）⇒副本部長（副村長・教育長）⇒総務部長（総務課長）⇒各部長⇒各班長⇒全職員

2 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

①勤務時間内 電話、庁内放送、防災行政無線、防災メール等

②勤務時間外 電話、防災行政無線、防災メール等（ただし、自主参集を基本とする。）

3 非常招集計画

各部長は、次の事項を内容とした各部ごとの職員の非常招集計画を毎年作成し、総務部長に提出するとともに部員に周知徹底しておく。

(1) 非常招集の系統及び配備体制

(2) 非常招集通知の方法

(3) 職員ごとの参集所要時間及び参集方法

(4) 参集場所

(5) 非常招集事務担当者

(6) その他必要な事項

4 自主参集

(1) 災害警戒本部対象（本部職員）

ア 村内に気象警報が発表されたとき。

イ 岩手県津波予報区に津波注意報が発表されたとき。

ウ 村内に震度4又は5弱の地震が発生したとき。

エ その他本部長（副村長）が必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部対象（全職員）

ア 岩手県津波予報区に津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき。

イ 村内に震度5強以上の地震が発生したとき。

ウ その他本部長（村長）が必要と認めるとき。

5 所属部所に参集できない場合の対応

(1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶や火災等により所属部所に参集できない場合は、避難場所等に指定されている学校及び地区公民館等に参集する。

(2) 参集した職員は、参集先から電話等により本部員に到着の報告を行い、直ちにその指示に従い必要な業務に従事する。

(3) 到着の報告を受けた本部員は、その参集状況をとりまとめのうえ速やかに総務部長に報告する。

第2項 防災気象情報等の伝達

第1 基本方針

- 1 気象や津波等の予報、警報等並びに災害が発生するおそれがある異常な現象（以下本節中「防災気象情報等」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 原子力事業所における通報事象（注1）又は原子力緊急事態（注2）の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言の緊急事態応急対策を実施すべき区域に本村の区域が含まれるものに限る。以下「特定事象発生情報等」という。）並びに原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害本部長（原子力災害対策特別措置法第17条第1項に規定する者をいう。）の指示に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
 - （注1）原子力災害対策特別措置法第10条（原子力防災管理者の通報義務等）第1項に規定される原子力災害発生時の事象
 - （注2）原子力災害対策特別措置法第15条（原子力緊急事態宣言等）第1項に規定される原子力災害発生時の事象で、検出される放射線量などの基準は通報事象の基準の原則100倍となっている。

第2 主な関係機関（注3）

盛岡地方気象台

（注3）岩手県は全ての項目で関係機関となるため表記を省略しています。（以下同じ。）

第3 実施要領

- 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とに関連づけるものである。

「居住者等が取るべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。
- 2 防災気象情報等の種類

防災気象情報等の主な種類及びその内容は、次のとおりである。

 - （1）気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が開設される場合等に発表される。

 - ① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」「中」の2段階で発表される。当日から翌

日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関しては、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。

② 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨（岩手県内は1時間に100mm以上）を観測又は解析したときに、嚴重な警戒を呼び掛けるために発表される。

③ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、土砂災害発生の危険が高まった時に本部長が避難指示等を発令する際の判断や村民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

④ 台風情報

台風が発生した場合及び日本への影響が大きくなった場合に台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起するために発表される。

(2) 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮により、災害が起こる恐れがある場合にその旨を注意して発表される予報。

(3) 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して発表される予報で、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は特別警報が発表される。

(4) 地震情報

震度速報、震源情報、各地の震度に関する情報

(5) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ等の情報

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、1時間を有効期間として、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。

(7) 火災警報

消防法に基づいて久慈広域連合長が火災気象通報（注1）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、村民等に対して警戒を喚起するために発表する。

（注1）消防法に基づいて盛岡地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを久慈広域連合長に通報しなければならない。これを受けた久慈広域連合長は必要と認めた場合に火災警報を発表できる。

(8) 水防法に基づく情報

洪水によって災害が起こるおそれがある場合に水防を行う必要がある旨を警告する水防警報や、河川の水位が避難判断水位に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがある避難判断水位情報等を発表する。

2 気象情報等の種類と発表基準

(1) 気象注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準 (盛岡地方気象台：令和3年6月8日現在)
風雪注意報 (平均風速)	雪を伴い、陸上 10m/s 以上、海上 15m/s 以上と予想される場合
強風注意報 (平均風速)	陸上 10m/s 以上、海上 15m/s 以上と予想される場合
大雨注意報	① 表面雨量指数(注1) 基準値が 6 以上と予想される場合 ② 土壌雨量指数(注2) 基準値が 83 以上と予想される場合
大雪注意報	12 時間の降雪の深さが、平地で 15cm 以上、山沿いで 20cm 以上と予想される場合
濃霧注意報	濃霧のため視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	① 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ② 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下になると予想される場合
低温注意報	夏期 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より 4~5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
	冬期 ① 最低気温が-6℃より低く、最低気温が平年より 5 度以上低い場合 ② 最低気温が-6℃より低く、最低気温が平年より 2 度以上低い日が数日続く場合
着雪・着氷注意報	大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合
なだれ注意報	① 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合 ② 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合
融雪注意報	融雪によって被害が予想される場合
高潮注意報	① 潮位が東京湾平均海面上 0.9m 以上と予想される場合 ② 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 (高潮警報に切り替える可能性が高い場合は警戒レベル 3 に相当)
波浪注意報	風浪、うねり等の有義波高が 3m 以上と予想される場合
洪水注意報	① 流域雨量指数(注3) 基準値が安家川流域で 20.2 以上、宇部川流域で 15.1 以上、明内川流域で 5.9 以上の場合 ② 複合基準(注4) 値が安家川領域で (5、16.2) 以上、宇部川流域で (5、10.9) 以上、明内川流域で (5、5.9) 以上の場合 ③ 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
地面現象注意報 (注5)	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報(注5)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

(2) 気象警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
暴風警報	平均風速が陸上で 16m/s 以上、海上で 20m/s 以上と予想される場合

暴風雪警報	雪を伴い、平均風速が陸上で 16m/s 以上、海上で 20m/s 以上と予想される場合
大雨警報	① (浸水害) 表面雨量指数 (注 1) 基準値が 10 以上の場合 ② (土砂災害) 土壌雨量指数 (注 2) 基準値が 128 以上の場合 ③ 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当
大雪警報	12 時間の降雪の深さが、平地で 30cm 以上、山沿いで 50cm 以上と予想される場合
高潮警報	① 潮位が東京湾平均海面上 1.3m 以上と予想される場合 ② 避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当
波浪警報	風浪、うねり等の有義波高が 6m 以上と予想される場合
洪水警報	① 流域雨量指数 (注 3) 基準値が安家川流域で 25.3 以上、宇部川流域で 18.9 以上、明内川流域で 7.4 以上の場合 ② 複合基準 (注 4) 値が宇部川流域で (9、13)、明内川流域で (5、6.6) 以上の場合 ③ 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 3 に相当
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

(3) 特別警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準	
大雨 (備考 1)	① 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 ② 災害が発生又は近迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 (危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当)
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪 (備考 2)	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注 1) 短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

(注 2) 降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標

(注 3) 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

(注 4) 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表したもの。

(注 5) 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

(指数基準は 1 km 四方毎に設定しており、土壌雨量指数基準は村内における基準の最低値を、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示す。)

(備考1) 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

(備考2) 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことになる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

(参考事項1) 岩手県における50年に一度の48時間降水量は、216～359mm（野田村は342mm）となっている。また、土壌雨量指数は沿岸部で190～235mm（野田村は227mm）となっています。その他、岩手県沿岸部における50年に一度の3時間降水量は、105～139mm（野田村は135mm）となっている。

(参考事項2) 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、洪水警報発表時及び流域雨量指数を注視する場合は、災害警戒（対策）本部においてキキクル（大雨警報、洪水警報の危険度分布）を活用し、早期の避難情報等の発令に努める。

3 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて情報を提供する。震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

(2) 地震情報の種類と内容

種 類	発 表 基 準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ① 震度3以上 ② 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ③ 若干の海面変動が予想される場合 ④ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を

		入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震で次のいずれかを満たした場合 ① マグニチュード 7.0 以上 ② 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(3) 地震活動に関する解説情報等

気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種 類	内 容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動図及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料

4 津波に関する警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。

大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(1) 警報等

種 類	津波の高さ(注1)予想の区分	予想される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表	定性的な表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	10m<高さ	10m超	巨大	直ちに高台などの安全な場所に避難する。 警報が解除されるまで安全な場所を離れない。
	5m<高さ≤10m	10m		
	3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海や海岸にいる人は直ちに海岸から離れる。注意報が解除されるまで海岸に近付かない。
津波注意報	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	

(注1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報として発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

情報の種類	内容	留意事項
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区の津波の到達予想時刻や予測される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表(「巨大」や「高い」という言葉)で発表	津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によってはこの時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

5 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

(噴火警戒レベルが運用されている火山(注1):岩手山)

種類	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに注意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(注1) 国内111活火山の中で、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性等を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として50火山が選定。更に、その内、48火山で噴火警戒レベルが運用されている。(令和3年4月現在)

6 原子力災害に伴う特定事象発生情報の種類と主な内容

事象と基準	通報事象(第10条第1項)	原子力緊急事態(第15条第1項)
敷地境界付近での放射線量の検出	5 μ Sv/h以上を検出	500 μ Sv/h以上を検出
排気筒等からの放出による敷地境界での放射性物資の検出	5 μ Sv/h相当以上を検出	500 μ Sv/h相当以上を検出
管理区域外での放射線量又は放射性物資	50 μ Sv/h以上の放射線量又は5 μ Sv/h相当以上の放射性物資を検出	5mSv/h以上の放射線量
輸送容器から1m離れた地点での放射線量の検出	100 μ Sv/h以上を検出	10mSv/h以上を検出
臨界事象(原子炉外)	臨界事故発生あるいはその蓋然性が高い	臨界状態
施設固有の事象	制御棒による原子炉の停止ができないこと等原子力緊急事態に	液状の中性子吸収剤(ホウ酸水)の注入によっても原子炉の運転

	至る可能性のある特定事象	停止ができないこと等原子力緊急事態の発生を示す特定事象
--	--------------	-----------------------------

7 伝達関係

(1) 伝達系統

① 防災気象情報等の発表機関は、次のとおりである。

防災気象情報等の区分	発表機関
気象、高潮、波浪、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県
津波についての予報、注意報及び警報	気象庁
地震及び津波に関する情報	気象庁
火災警報	久慈広域連合消防本部

② 県は、津波警報等の通知を原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行うが、通信衛星を通じて、対処に時間的に余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

③ 原子力災害に伴う特定事象は原子力事業者が立地市町村等の関係自治体と国に通報する。

(2) 村の措置

① 本部長は、防災気象情報等及び原子力災害に伴う特定事象を受領した場合は直ちにその内容を住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

② 防災気象情報等及び原子力災害に伴う特定事象の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県北広域振興局及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。

③ 本部長は、防災行政無線の整備等により村民、団体等に対する防災気象情報等及び原子力災害に伴う特定事象の伝達手段の確保に努める。

④ 防災気象情報等及び原子力災害に伴う特定事象の広報は、おおむね次の方法による。

ア 防災行政無線	イ のんちゃんネット	ウ 電話	エ 広報車	オ サイレン及び警鐘
カ 携帯メール				

8 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

① 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかに村長又は警察官等に通報する。

② 異常現象の通報を受けた警察官等は、その旨を村長に通報するとともに関係機関に報告するよう努める。

③ 通報を受けた村長は、県北広域振興局や県、盛岡地方気象台等関係機関に通報する。

(2) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区分	異常現象の内容
水防に関すること	堤防の異常
気象に関すること	竜巻、強い降雷、強い突風などで著しく異常な気象現象
水象に関すること	潮位の異常な変動

土砂災害に関すること	① 溪流、沢 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、地鳴り等 ② がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常、斜面のはみだし等
地震に関すること	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関すること	潮位の異常な変動
その他に関すること	通報を要すると判断されるその他の異常な現象

第3項 通信情報の確保

第1 基本方針

- 1 本部長は、通信施設・設備の被災及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るとともに、東北地方非常通信協議会（注1）等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

（注1） 電波法（昭和25年法律第131号）第74条の2の規定に基づき総務省が中心となり、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される組織で、自然災害をはじめとする非常事態が発生した場合に人命救助、災害の救援等のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。

第2 実施要領

1 専用通信設備の利用

- （1）県及び県の出先機関との通信は防災行政無線を利用し、その他の防災機関との通信は公衆電気通信設備が利用できる場合は電話及びFAXにより通信を行うこととする。

村内における専用通信設備保有機関は、次のとおりである。

設置機関	設置場所	通信方式	備考
岩手県	野田村役場	防災行政無線	
野田村	野田村役場	防災行政無線	トランシーバー10台 衛星電話3台
久慈警察署	野田駐在所	警察無線	
久慈消防署	野田分署	消防無線	
三陸鉄道株式会社	野田駅・玉川駅	鉄道電話	野田～久慈間 玉川～久慈間
野田村 漁業協同組合	野田村 漁業協同組合	漁業無線	事務所～番屋間 事務所～漁船間
JA新岩手	JA新岩手野田支所	業務用無線	
三陸北部森林管理署	野田森林事務所	国有林野事業用無線	移動局1

久 慈 支 署			
---------	--	--	--

(2) NTT等の公衆回線を含め全ての情報機器が使用不能となった場合は、他機関等に依頼し代替通信手段の確保を依頼するものとする。

(3) 衛星携帯電話の利用

村は、通信がふくそうし防災行政無線が使用できないような場合はあらかじめ配備した衛星携帯電話を利用する。

(4) 地域衛星通信ネットワークの利用

衛星を介して音声、データあるいは映像を無料で全国の地方公共団体と通信可能なシステムであるため、NTT回線が使用不能となった場合は活用する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いるものとする。

(1) NTTの災害時優先通話の利用

災害時において加入電話がふくそうし、電話がかかりにくい場合は、災害時優先電話を利用する。

- ① 村が登録し承認を受けている「災害時優先電話」は、次のとおりである。設置者は優先電話が確実に利用できるよう優先電話となる電話機にその旨を表示するとともに関係者への周知を行う。また、災害時に優先電話への着信が殺到し実質的に発信できない状態を防ぐため窓口電話とすることを避けるものとする。

施設名	電話番号	施設名	電話番号
野田村役場	78-2111	久慈消防署野田分署	78-2165
野田小学校	78-2166	野田中学校	78-2170
野田村学校給食センター	78-2168	野田村総合センター	78-2936
おしかわ内科クリニック	71-1600	国民宿舎えぼし荘	78-2495
野田村保育所	78-2162	日向保育所	78-3130
玉川保育所	78-3192	玉川児童館	78-2847
特別養護老人ホーム ことぶき荘	78-2006		

(2) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- ① 本部長は、災害対策基本法第57条（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）及び第79条（通信設備の優先使用权）の規定により、次の通信設備を利用し使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- ② これらの通信設備を利用し使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとする。

ア 利用し又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(3) NTTによる孤立防止対策用無線電話

災害時に、通信手段が途絶した場合において孤立防止を図るため、東日本電信電話(株)が

設置する孤立防止対策用無線電話の配備を要請する。

(4) 非常通信の利用

① 非常通信協議会との連携

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認められるときは岩手地区非常通信協議会の構成員である次の機関に要請し通信の確保を図る。

機関名：岩手県警察本部久慈警察署野田駐在所

イ 非常通信は、次の要領により通信文を電文型式（片仮名）又は平文で記載のうえ、無線局に依頼する。

a	あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
b	字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
c	本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
d	用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

② アマチュア無線局への協力要請

非常時において他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(5) 自衛隊による通信支援

① 本部長は、災害応急対策のため必要がある場合においては県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

② 本部長は、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、必要な人員、資機材等の支援について要請する。

(6) 放送の利用

① 本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき又は著しく困難なときにおいては、災害に関する放送を県本部長に要請する。

② 放送の要請は、次の事項を文書により通知のうえ行う。

ア	放送を求める理由	ウ	放送範囲	オ	その他必要な事項
イ	放送内容	エ	放送希望時間		

なお、緊急を要する場合は次の担当部局に対して電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2525	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放道部	019-625-5511	盛岡市内丸2-10

(7) 口頭による情報連絡

本部長は、通信設備が利用できない場合は、必要最低限の情報連絡を職員派遣による口頭で行うものとし、各防災拠点等においては通信設備に依存しない自立的な手段の構築に努める。

第4項 災害情報の収集・報告

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため災害情報の収集及び報告を行う。
- 2 災害情報の収集・報告にあたっては防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害応急対策の実施にあたっての重要な情報を優先的に収集・報告する。
- 4 災害情報の収集・報告にあたっては地理空間情報の活用に努める。
- 5 村は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努める。

第2 対象とする情報及び分担

災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、次のような情報を担当部ごとに収集し別に定める様式により本部長に報告するものとする。

担 当 部	収集、伝達する災害情報の内容
総務部	① 災害の概要、被害状況、応急対策実施状況 ② 避難指示の実施状況 ③ 庁舎の被害状況、村有財産被害状況 ④ 被害状況写真、映像等
住民生活部	① 人的被害の状況 ② 公営住宅の被害状況
保健福祉部	① 福祉施設、医療施設、衛生施設の被害状況
産業振興部	① 農業、林業、水産、畜産及び観光施設の被害状況 ② 高圧ガス、火薬類の被害状況
税務部	① 住家被害の状況
地域整備部	① 上水道及び下水道施設の被害状況 ② 河川、道路、都市施設、公営住宅、漁港施設の被害状況
未来づくり推進部	① 観光施設の被害状況
教育部	① 児童、生徒、教職員の被害状況 ② 学校教育及び社会教育、生涯学習施設並びに文化財の被害状況
消防部	① 消防施設、設備の被害状況

第3 実施要領

1 情報の収集

- (1) 本部長は、災害の規模及び状況により本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して県本部長、県北広域振興局長及び防災関係機関の長に対して応援要請を行う。

①職種及び人数	②応援期間	③携行すべき資機材等
④活動地域	⑤応援業務の内容	⑥その他参考事項

- (2) 本部長は、被害状況を県北広域振興局長に報告するが緊急を要する場合には県本部長に直接報告する。

- (3) 本部長は、県本部と連絡が取れない場合は直接消防庁に対して被害状況を報告する。
- (4) 本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
- (5) 本部長は、即報基準（震度5以上を観測した場合等）に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については県本部の他に直接消防庁にも原則として覚知後30分以内に報告する。
- (6) 本部長は、災害情報の収集、報告にあたっては次の事項に留意する。
- ① 収集した災害情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理のうえ管理する。
 - ② 孤立が想定される地域の状況については、通信連絡体制が途絶している可能性もあることから本部長はそれらの地域の情報収集に努める。
孤立地域が発生した場合は、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県本部に報告する。
- (7) 情報収集の優先順位
- ① 災害発生当初においては、村民の生命身体に対する被害状況及び村民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を調査し、重点的に収集する。
 - ② 災害の規模や状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

2 情報の報告

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね次の基準に合致するものをいう。

- ① 村が災害対策本部を設置したもの。
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ③ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれがあるもの又は村における災害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、公共土木施設災害復旧国庫負担法（昭和26年法律第97号）等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの。
- ⑤ 災害の状況及び社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 情報の種類

情報は、次の種類別に報告する。

種類	内 容	報告様式	伝 達 手 段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの。	様式編	原則として、電子メール及び県行政情報ネットワークによるものとし、防災行政無線（電話、FAX）等はバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの。	様式編	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの。	様式編	

その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの。	様式編	
--------	---------------------------	-----	--

(3) 災害対策基本法に基づく報告

① 災害対策基本法第53条（被害状況等の報告）第1項の規定に基づき、村が県と連絡が取れない場合に内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである。なお、この報告は消防庁に対して行うものとし、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ア 村において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

② 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する。

③ 消防庁への報告は、次のとおりである。

区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL (70)048-500-90-49013 FAX(70)048-500-90-49033	TEL (70)048-500-90-49102 FAX (70)048-500-90-49036

(4) 被害状況判定の基準

① 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次による。

被害区分		判定	
人的被害	死者	死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。	
	行方不明	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者	重傷者	1ヵ月以上の治療を要する見込みのもの。
軽症者		1ヵ月未満で治癒できる見込みのもの。	
住家被害 (注1)	全壊、全焼、全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。
	住家	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもので。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分

	半 壊		がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
		半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
		準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの。
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に留った程度のもの。
田畑被害	流失、埋没	耕土が流失又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
その他の被害	道路決壊	一般国道、県及び村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	村道以外の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの。
		流失	流失し、所在が不明となったもの。
破損		修理しなければ航行できないもの。	
文化財被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの。	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの。	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの。	

(注1) 住家被害の区分については災害の被害認定基準（令和3年6月24日内閣府）による。

② 被害報告に使用する用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。
船舶	檣権舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害をうけた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

第5項 広報・広聴

第1 基本方針

- 1 災害時における情報不足による村民の不安を防止するとともに、災害救助に対する協力や災害応急対策を推進するために関係機関との密接な連携協力のもと広報広聴活動を実施する。
- 2 広報活動にあたっては、あらかじめ被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者へ配慮する。
- 3 広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者へ配慮する。

第2 広報活動

1 広報内容

(1) 被災地村民への広報内容

災害広報は発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら次の事項について優先的に広報する。

① 災害情報

- ア 災害の発生、被害状況に関すること
- イ 津波の情報・津波警報等及び災害発生時の注意事項
- ウ 本部長等が実施した高齢者等避難、避難指示
- エ 道路及び交通情報
- オ 災害応急対策の実施状況、災害応急復旧の見通し
- カ 2次災害の予防に関する情報
- キ 災害用伝言ダイヤル「171」などの利用に関すること
- ク 救急・医療に関すること

② 支援情報

- ア 避難所に関すること
- イ 救護所に関すること
- ウ 救援物資の配布に関すること
- エ 給水・給食に関すること

- オ 相談窓口の設置に関すること
- カ 死体安置場所、死亡手続き等の情報
- キ 生活関連情報に関すること
- ク 犯罪の予防及び流言飛語に注意の呼掛け

(2) 被災地外の人々への広報内容

被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼掛けを中心に行う。

- ① 災害の発生状況、地域の状況
- ② 流言飛語に注意の呼掛け
- ③ 被災地への見舞い電話の自粛
- ④ 必要な支援物資と不必要な支援物資の種類
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼掛け
- ⑥ 応急災害対策の実施状況

(3) 安否情報等の提供

災害発生時に被災地に居た者の安否を案ずる親類縁者にとって極めて関心の高い被災者の生死や所在等に関する安否情報を関係機関から収集するとともに、照会に応じ回答する。ただし、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該配偶者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

また、被災者台帳や避難行動要支援者台帳の情報について、避難支援等の実施に必要な限度で提供することとし、これらに必要な事務処理マニュアルを作成する。

2 広報の方法

(1) 災害広報の実施者は各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね次の方法により実施する。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| ① 防災行政無線 | ⑥ テレビ | ⑩ インターネット（野田村ホームページ
その他携帯端末へ配信できるサービスを配
信できるサービスを含む） |
| ② のんちゃんネット | ⑦ ラジオ | |
| ③ 広報車 | ⑧ 回覧板 | |
| ④ ヘリコプター等の航空機 | ⑨ 新聞 | ⑪ 防災メール |
| ⑤ 広報誌 | | |

(2) 報道機関への発表

- ① 災害情報の報道機関への発表は、本部長が必要と認める情報について行う。
- ② 発表は、原則として総務部長が報道機関に対して行う。
- ③ 報道機関への発表は、可能な限り定期的かつ各報道機関を取りまとめて行うものとする。
- ④ 総務部長は、報道機関に発表した情報について本部各部に伝達するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。
- ⑤ 報道機関は、県及び村が災害情報システムからアラートへ送信した情報について、県民等に広報を行うよう努める。

第3 広聴活動

- 1 本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 2 本部長は、庁舎内への相談窓口や避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

- 3 相談窓口には各種届出や証明書の発行などをはじめとして問い合わせが多数発生するため、担当部を中心に体制を確保するとともに、「窓口対応マニュアル」等を活用しできるだけワンストップで対応できるように努める。
- 4 災害による悲しみや不安を和らげるとともに、家族や親類、近隣などの人間関係の変化に伴って生じるストレスなど心の悩みに対する相談を専門のカウンセラーなどで実施する。
- 5 災害によって生じた夫婦や親子関係等の悩みについて、女性のための専門相談を実施する。

第2節 応援・派遣

第1項 相互応援協力

第1 基本方針

- 1 本部長は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。
- 2 本部長は、大規模な災害の発生を覚知したときは応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

第2 実施要領

1 県内市町村の相互協力

- (1) 村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」(平成8年10月7日)に基づき、相互に応援協力する。
- (2) 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

(3) 応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- ① 応急措置を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③ 被災者の救出、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資や資機材の提供及びあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ その他特に要請のあった事項

(4) 本部長は、次の事項を明らかにして口頭又は電話で要請し、後日応援調整市町村に文書を提出する。

- ① 被害の種類及び状況
- ② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ③ 応援を希望する職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路

- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他参考事項

2 村が締結する応援協定等

村が相互応援や物資の提供等について協定等を締結している市町村や機関は次のとおりである。

協定名	締結先	締結日
災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	岩手県葬祭業協同組合	令和3年5月11日
野田村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社 野田郵便局・久慈郵便局	令和2年8月21日
「道の駅のだ」防災利用に関する基本協定	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所	令和2年2月26日
災害時における支援協力に関する協定	久慈沿岸地域建設復興グループ白樺会	平成27年6月23日
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定	久慈郵便局・野田郵便局	平成26年10月16日
災害時における応急復旧に関する協定	久慈市上下水道工事協同組合	平成26年9月11日
情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成22年 2月26日
電力復旧協力に関する協定	東北電力(株)久慈営業所	平成20年11月25日
応急対策用燃料及び応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	岩手県石油商業協同組合久慈支部	平成20年11月20日
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定	八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏、二戸地区広域市町村圏の市町村	平成19年 6月27日
災害救助用米穀等に関する協定	岩手県	平成19年 8月 3日
久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	久慈市、洋野町、普代村 (久慈市、種市町、大野町、山形村、普代村)	平成18年12月15日 当初・昭和62年4月1日
応急対策業務に関する協定	地域整備協会	平成18年 9月14日
プロパンガス及びプロパンガス施設の応急対策用資機材の調達並びに応急対策要員確保の要請に関する協定	(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部	平成18年 7月21日
友好町村災害相互応援協定	北海道 様似郡 様似町	平成10年10月 4日
医療救護活動に関する協定	(社)久慈医師会	平成 元年 4月 1日
相互応援協定	岩泉町	昭和38年 7月20日
応急配給に関する協定	岩手県	昭和36年 9月 1日
相互応援協定	久慈市、種市町、山形村、大野村	昭和34年 8月10日

3 県に対する応援要請

- (1) 本部長は、大規模災害時において近隣市町村の応援のみでは十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として県北広域振興局を通じて県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる場合にあっては同様とする。
- (2) 応援要請は次の事項を明らかにして口頭又は電話で要請し、後日文書を提出する。
 - ① 被害の種類及び状況
 - ② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
 - ③ 応援を希望する職種別人員
 - ④ 応援場所及び応援場所への経路
 - ⑤ 応援の期間
 - ⑥ その他参考事項
- (3) 広域防災拠点との連携
県内で大規模災害が発生した場合に県が開設する広域防災拠点は、盛岡・花巻エリアに配置される広域支援拠点と、被災地により近い場所に前進基地として配置される後方支援拠点（二戸エリア、葛巻エリア、遠野エリア、北上エリア）があるので、災害の状況によりこれらの広域防災拠点と連携する。

4 経費の負担方法

- (1) 国、県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法については、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 18 条（派遣職員の給与等）に定めるところによる。
- (2) その他の防災関係機関、団体等が村に協力した場合における経費負担については、各応急対策に定めるもののほかその都度あるいは事前に相互協力して定める。

第 2 項 自衛隊災害派遣要請

第 1 基本方針

- 1 地震、風水害等により災害が発生し、生命又は財産の保護のため必要がある場合は、災害対策基本法第 68 条の 2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、本部長は県本部長に対し自衛隊への災害派遣の要請を依頼する。
- 2 本部長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合はその受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

第 2 主な関係機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊

第 3 実施要領

- 1 災害派遣の基準
災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要 請 派 遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の確保のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予 防 派 遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自 主 派 遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っている場合は時機を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に示す指定部隊等の長）は次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第 9 師 団 長	第3部 青森（017）781-0161 内線 6263、6061	師団当直長 青森（017）781-0161 内線 6204、6301
	岩 手 駐 屯 地 司 令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線 230、231	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線 490、499
海上自衛隊	大湊総監部	防衛部防衛幕僚 大湊（0175）24-1111 内線 2213	当直幕僚 大湊（0175）24-1111 内線 2222、2333
航空自衛隊	北 部 航 空 方 面 隊 司 令 官	運用課 三沢（0176）53-4121 内線 2478	SOC 当直幕僚 三沢（0176）53-4121 内線 2204、3900

3 災害派遣時に実施する救援活動

本部長の要請により自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様や他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常次のとおりである。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難への援助	避難指示等が発令され、避難や立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難の援助を行う。
遭難者等の捜索 救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成や運搬、積込み等の水防活動を行う。

消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）により消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療や救護及び感染症予防を行うが、薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- ① 本部長は、災害発生時においてその救援及び応急復旧が村だけでは明らかに能力が不足若しくは時機を失すると判断した場合又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依し、後日文書を提出する。
 - ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）
- ② 本部長は、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定により県本部に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条第2項及び第3項の規定により、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、本部長は、当該通知をしたときは速やかにその旨を県本部長に通知する。
- ③ 本部長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。
- ④ 本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- ⑤ 本部長は、前記の通知をしたときは速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。
- ⑥ 災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後正式文書により行う。
- ⑦ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては速やかに県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により県本部長に撤収要請を依頼する。

5 災害派遣部隊の受入

(1) 本部長は、次の点に留意し災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

- ① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。
- ② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議のうえ、役場内に連絡室を設置する。
- ③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。
- ④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について連絡調整を図る。
 - ア 災害情報の収集及び交換
 - イ 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
 - ウ 県等の保有する資機材等の準備状況
 - エ 自衛隊の能力、作業状況
 - オ 他の災害復旧機関等との競合防止
 - カ 防災関係機関相互間における作業の優先順位
 - キ 宿泊及び経費分担要領
 - ク 撤収の時期及び方法

(2) 本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合において次により準備を行う。

- ① 事前の準備
 - ア ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
 - イ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - ウ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートの位置を明らかにする。
 - エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- ② 受入時の準備
 - ア 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
 - イ ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - ウ 砂塵が舞い上がる場合においては散水、積雪時においては除雪又は圧を行う。
 - エ ヘリポート付近の村民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
 - オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ事前に自衛隊と調整を行う。
 - カ 離着陸時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し県本部長の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣する。

(2) この場合において、指定部隊等の長はできるだけ早急に県本部長に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に県本部長から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(3) 指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- ② 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置を取る必要があるとき
- ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- ④ その他上記に準じて特に緊急を要し、県本部長からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は原則として次の基準により派遣を受けた村が負担する。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達費、借上料、運搬費、修理費
- ④ 有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。

第3項 防災ボランティア活動

第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 主な関係機関

日本赤十字社岩手県支部
岩手県社会福祉協議会

第3 実施要領

- 1 防災ボランティアに対する協力要請
(1) 本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努める。

(2) 本部長は、災害時において防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日本赤十字社岩手県支部及び同支部の地区等、岩手県社会福祉協議会、村社会福祉協議会と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

(3) 本部長は、村の防災ボランティアのほかさらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに広く参加を呼び掛ける。

- | |
|-----------------------------|
| ① 防災ボランティアの活動内容及び人数等 |
| ② 防災ボランティアの集合日時及び場所 |
| ③ 防災ボランティアの活動拠点 |
| ④ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況 |
| ⑤ その他必要な事項 |

2 防災ボランティアの受入

(1) 本部長は、日本赤十字社岩手県支部の地区等、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図り、あらかじめ作成したマニュアルに基づき防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- | |
|------------------------|
| ① 防災ボランティア活動の内容 |
| ② 防災ボランティア活動の期間及び活動区域 |
| ③ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名 |
| ④ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設 |
| ⑤ 被害状況、危険箇所等に関する情報 |
| ⑥ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報 |
| ⑦ その他必要な事項 |

(2) 防災ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

3 防災ボランティアの活動内容

(1) 防災ボランティアに期待される活動内容を例示すると、次のとおりである。

- | | | | | |
|------------------------------------|-------|---------|------------|---------|
| ・炊き出し | ・清掃 | ・後片付け | ・安否確認、調査活動 | ・入浴サービス |
| ・募金活動 | ・介助 | ・避難所の運営 | ・給食サービス | ・理容サービス |
| ・話し相手 | ・引っ越し | ・物資仕分け | ・洗濯サービス | ・シート張り |
| ・負傷者の移送 | ・物資搬送 | ・移送サービス | | |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門知識、技術を活かした活動 | | | | |

第4項 防災ヘリコプター活動

第1 基本方針

1 県本部長は、災害時において広域的かつ機動的な対応を図るため防災ヘリコプターによる有効かつ迅速な災害応急対策活動等を実施する。

2 本部長は、災害時における避難者の救出等のため防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに活動に対する支援を行う。

第2 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、本部長の要請に基づき活動する。
- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、本部長の要請にかかわらず自主的に出動し情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

公 共 性	災害等から村民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、村民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。（差し迫った必要性）
非 代 替 性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災 害 応 急 対 策 活 動	(1) 被災状況の偵察及び情報収集 (2) 救援物資、人員等の搬送 (3) 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
消 火 活 動	(1) 林野火災における空中消火 (2) 偵察、情報収集 (3) 消防隊員、資機材等の搬送
救 助 活 動	(1) 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 (2) 高速自動車道等の道路上の事故における救助
救 急 活 動	(1) 交通遠隔地への傷病者の搬送 (2) 傷病者の転院搬送 (3) 交通遠隔地からの医師、機材等の搬送

4 応援要請

- (1) 本部長は、災害発生時において防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して県本部長に対し防災ヘリコプターの応援を電話等（岩手県災害情報システム含む）で要請し、後日文書を提出する。
- ① 災害の種別
 - ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - ③ 災害発生現場の気象状況
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
 - ⑤ 離着陸場所の所在地及び地上支援体制
 - ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
 - ⑦ その他必要な事項
- (2) 応援の要請先は次のとおりとする。

岩手県復興防災部防災課 (岩手県防災航空センター)	電話 019-629-5155 FAX 019-629-5174 (電話0198-26-5251 FAX0198-26-5256)
------------------------------	--

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のう

え、出勤の可否を決定し、本部長に回答する。

5 受入体制

応援を要請した本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため必要に応じ次の受入体制を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- ① 県立久慈工業高等学校（飛行場外離着陸場）
- ② 野田小学校（緊急離着陸場）
- ③ 野田中学校（緊急離着陸場）
- ④ のんちゃんパーク（緊急離着陸場）

(2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

第5項 応急対策要員の確保

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下本節中「要員」という。）の確保を図る。

第2 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の村民組織及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

2 確保の方法

(1) 本部長は、次の事項を明示して岩手労働局長に要員の確保を申込む。

① 目的	③ 必要技能及びその人員	⑤ 就労場所
② 作業内容	④ 期間	⑥ その他参考事項

(2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員に対する従事命令等

(1) 従事命令等の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条

海上保安官			災害対策基本法第 65 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項
救急隊員		協力命令	消防法第 35 条の 10
村長（水防管理者）	水防作業	従事命令	水防法第 2 4 条
水防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作 業 区 分	対 象 者
災 害 救 助 作 業	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 作 業	村の区域内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者

(3) 公用令書の交付

交 付 者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
本部長	従事命令	①命令を発するとき ②発した命令を変更するとき ③発した命令を取消すとき	災害対策基本法第 81 条 災害救助法第 24 条第 4 項に おいて準用する同法第 23 条 の 2 第 2 項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等については、第 3 章第 6 節第 1 項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第3節 被害軽減対策

第1項 交通・輸送の確保

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、道路管理者及び関係機関は相互に協力して適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 本部長は、災害が発生した場合には災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路の優先的な交通の確保を図る。
- 3 本部長、県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがある場合は、あらかじめ計画した交通規制、避難経路についての交通規制の内容を周知する。
- 4 本部長は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ定めた車両等の動員計画に基づき運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 5 緊急輸送の実施にあたっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 主な関係機関

- 1 東北運輸局
- 2 東北地方整備局三陸国道事務所
- 3 八戸海上保安部
- 4 陸上自衛隊岩手駐屯部隊
- 5 三陸鉄道（株）
- 6 （公社）岩手県トラック協会
- 7 （公社）岩手県バス協会

第3 交通の確保

- 1 防災拠点等の指定
 - (1) 本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、災害応急対策の中核となる防災拠点並びに緊急物資等の輸送拠点や集積等の中核となる集積拠点を次のとおり定める。
 - ① 防災拠点
役場、総合センター、生涯学習センター、久慈消防署野田分署、総合運動公園
 - ② 輸送拠点
 - ア 陸上輸送拠点 三陸鉄道陸中野田駅
 - イ 海上輸送拠点 野田漁港、玉川漁港
 - ウ 航空輸送拠点 県立久慈工業高等学校（飛行場外離着陸場）
 - ③ 集積拠点
体育館、総合運動公園
- 2 緊急輸送道路の指定
 - (1) 本部長は緊急輸送道路を指定し防災性の向上に努めるとともに災害が発生した場合には優

先的に交通の確保を図る。

(2) 本部長が指定する緊急輸送道路は、国道 45 号のほか次のとおりとする。

区 分	指 定 路 線
①県で指定する緊急輸送路線に接続する幹線道路	村道北区線、役場前線
②避難所等の災害復旧拠点施設へのアクセス道路	村道館公園線、城内二又線、高校通り線
③上記道路の代替道路	県道野田長内線、安家玉川線、野田港線、 主要地方道野田山形線

3 応急復旧

(1) 復旧順位

① 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

① 道路管理者は、地域整備協会等とあらかじめ締結した応援協定等に基づき、村内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 復旧方法

① 道路上の瓦礫等の障害物を除去する。

② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

③ 落橋した場合には、被災情報に応じて組立式の仮橋あるいはH形鋼や覆工板等により応急復旧する。

4 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡を取りながら次の区分により交通規制を実施する。

① 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

② 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の通行を禁止し、又は制限する。

③ 第3次交通規制

通常は交通規制を解除するが、道路状況に応じて車両の通行を禁止し又は制限する。

(2) 規制の内容

① 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともにその通行を抑制する。

② 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両についてはその流入を阻止する。

③ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合は、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置を取らない場合、又は命令

の相手方が現場にいないときは、警察官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

- ④ 交通規制の実施により車両が滞留しその場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- ① 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は原則として「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標識を設置する。
- ② 標識を設置することが困難、又は不可能な場合は通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。
- ③ 標示には、次の事項を表示する。

ア 禁止又は制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	エ 規制する理由

- ④ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- ⑤ 交通規制の実施者は、規制地周辺において車両広報により規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- ① 村道管理者は、道路の交通規制を行った場合は他の機関の道路管理者、久慈警察署に連絡するとともに、村民への周知に努める。

(5) 緊急通行車両確認証明書の申請

本部長は、緊急輸送のため車両を使用しようとする場合は、県公安委員会（久慈警察署）に次の事項を明らかにして緊急通行車両確認の申し出をする。

① 番号票に標示されている番号	④ 輸送日時
② 輸送人員又は品名	⑤ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
③ 使用者の住所及び氏名	

5 災害時における車両の移動

(1) 車両の移動等

- ① 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- ② 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

(2) 車両等の補償

- ① 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

(3) 県の措置

- ① 県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。
- ② 県は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道管理者に対し必要な要請を行う。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- (1) 本部長は、災害応急対策を実施するために必要な要員や物資等を輸送するため、防災関係機関に保有する車両・船舶等の動員や調達を要請し緊急輸送体制を確保する。
- (2) 災害時における緊急輸送の対象となる要員や物資等の範囲は次のとおりである。
- ① 応急復旧対策に従事する者
 - ② 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ③ 食料、飲料水その他生活必需品
 - ④ 医療品、衛生資材等
 - ⑤ 応急復旧対策用資機材
 - ⑥ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

本部長は、保有し又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は他の機関に調達又はあつせんを要請する。

(2) 燃料の確保

本部長は、あらかじめ定めた災害時における輸送に要する燃料の調達方法を実施する。

(3) 本部における自動車輸送

① 公用車の集中管理

ア 非常配備体制後は、原則として総務部において公用車を集中管理する。

イ 本部各部は、非常配備体制後、直ちに総務部に車両等の管理の移管を行う。ただし、各部長は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両については移管しないことができる。

ウ 各部長は、公用車を使用する場合は総務部長に申し込む。なお、貨物輸送を行う場合は次の事項を明示して申し込む。

a 輸送貨物の所在地	d 輸送日時	g その他参考事項
b 輸送貨物の内容、数量	e 荷送人	
c 輸送先	f 荷受人	

② 運送事業者の保有する自動車の調達

総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は地域整備部長又は産業振興部長に連絡しその確保を図る。

3 鉄道輸送

(1) 本部において、鉄道輸送を行う場合は次の事項を明示して総務部長を通じて行う。

① 輸送貨物の所在地	③ 輸送貨物の内容、数量	⑤ 輸送先	⑦ その他参考事項
② 輸送日時	④ 荷送人	⑥ 荷受人	

(2) 総務部長は、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社長又は三陸鉄道(株)社長に鉄道輸送を要請し、その協力を得る。

(3) 輸送の連絡

県本部長は、村に物資等の輸送をする場合には本部長に対し、荷送人、荷受人、到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

4 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は海上輸送を実施する。

- ① 陸上輸送が途絶したとき。
- ② 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき。

(2) 船舶の確保

- ① 本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は東北運輸局海運支局長に対し船舶のあっせんを要請する。
- ② あっせんの要請は、次の事項を明示して荷送港又は配船港を管轄する海運支局長、あるいは県本部長（総務部総合防災室長）を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- ③ 本部長は、船舶を確保するため必要に応じて漁業協同組合の長に対して漁船のあっせんを要請する。
- ④ 本部における漁船のあっせん事務は、産業振興部が漁業協同組合等との必要な事務を担当する。

5 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

- ① 人命、身体の保護上緊急を要するとき
- ② その他輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

- ① 本部長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は次の事項を明示して県本部長（総務部総合防災室長）に対し航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- ② 本部における航空機のあっせん事務は、総務部が手続き事務及び航空輸送事業者等との必要な連絡事務を担当する。
- ③ 自衛隊機を希望する場合における手続きは、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。
- ④ 県本部長は、本部長及び空港管理者に対し、荷送人、荷受人、空港到着日時、輸送貨物の内容・数量等を連絡する。

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料編のとおりである。

(4) ヘリポートの現況

村におけるヘリポートは離着陸場所に準ずる。

6 輸送関係従事命令等

(1) 従事命令

本部長は、緊急輸送の実施にあたり契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第65条の規定により次の者に対し従事命令を執行してその確保を図る。

ア 地方鉄道業者及びその従事者	ウ 船舶輸送事業者及びその従事者
イ 自動車輸送業者及びその従事者	エ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 従事命令の手続き

従事命令の手続きは、第3章第2節第5項「応急対策要員確保」に定めるところによる。

第2項 津波・浸水対策

第1 基本方針

- 1 洪水、高潮及び津波による水災を警戒、防ぎよし被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域及び水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 津波対策

洪水、高潮又は津波による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は水防法に定めるところにより実施する。

1 監視、警戒活動

本部長は、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに河川、海岸、水路等を巡視し、危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の警戒にあたる。

また、河川、海岸及び漁港の管理者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型又は当該地震と判定され得る規模の地震による被害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに水門、閘門の閉鎖並びに工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

2 水門等の操作

- (1) 野田地区水門（野田玉川、広内、野田、米田）は、岩手県沿岸に津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された時、Jアラートと連動し、遠隔自動閉鎖する。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖できない場合その他海水の侵入による被害の発生を防止するため必要と認められる時は、野田分署が遠隔手動操作により閉鎖することができる。
- (2) 野田地区水門（野田玉川、広内、野田、米田）は、岩手県沿岸の津波注意報、津波警報及び大津波警報が解除された時、又は開門によって海水の侵入による被害が発生しないと認められる時は、村（野田分署）が県北広域振興局土木部に連絡のうえ、開門する。

3 浸水防止応急復旧対策

(1) 河川、海岸

- ① 各管理者は、地震により堤防等が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- ② 各管理者は、地震により水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切等の応急措置が取れるよう専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、協力を得て早期復旧を図るとともに必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を行う。

4 応援要請等

- (1) 本部長は、村単独では浸水対策の実施又は浸水対策用資機材の確保ができない場合は、県

及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

- (2) 応援要請にあつては第3章第2節第1項「相互応援協力」に、災害派遣要請にあつては同節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより行う。

第3 洪水、浸水対策

1 堤防、重要水防箇所等の巡視

(1) 堤防巡視

村長（水防管理者）は、気象状況の通知を受け、かつ、通報水位に達し、なお増水の兆しがある場合又は村内に震度4以上の地震が発生し水災の危険が予想される場合は、消防団長に警戒出動を命じ、各分団長は巡視警戒して、決壊、地滑り、亀裂、構造物理設箇所を査察し、異常の箇所がある場合は、直ちに災害警戒（災害対策）本部にその程度を急報するものとする。

村長（水防管理者）は、水防上危険と認められる箇所があれば直ちに河川及び海岸管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 樋門、管門及び閘門の操作

(1) 樋門、管門及び閘門の操作

樋門、管門及び閘門を管轄する分団が岩手県河川（海岸）水門管理要綱により、操作するものとする。

(2) 樋門、管門

各分団長は樋門、管門箇所の小川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び災害警戒（災害対策）本部の指示に従い処置を講ずるとともに、開閉の都度災害警戒（災害対策）本部へ即報するものとする。

ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講ずるものとする。

災害警戒（災害対策）本部においては、上記の旨を県北広域振興局に速報するものとする。

(3) 閘門

① 洪水時又は高潮時等における閘門の開閉は、予め県北広域振興局と協議を行い、開閉の都度、同土木部へ速報するものとする。

② 高潮の際における門扉、水門等の操作は、各海岸水門の管理担当分団によるものとする。

3 雨量、水位の通報及び警戒水位

(1) 岩手県所管の観測速報

県管理河川の水位等は、水防団待機水位（通報水位）（注1）及び氾濫注意水位（警戒水位）（注2）に達したとき、雨量、水位の通報要領に基づき、水防管理団体へFAX等で水位情報が通報されるが、岩手県河川情報システム（県土整備部河川課所管）およびいわてモバイルメールによるメールにて通報された場合は、それに替えることとなっている。

（注1）水防団待機水位（通報水位）：水防団の出動準備の目安となる水位。

（注2）氾濫注意水位（警戒水位）：水防団待機水位からさらに水位が上昇し、水防団等の出動の目安となる水位。

(2) 雨量の通報要領

回線途絶等の理由により、岩手県河川情報ホームページ等に観測値を掲載できないときは、以下の基準で関係機関に通報される。

- ① 前24時間雨量が50mmに達したときに通報を開始する。

- ② 通報は原則として3時間毎とする。
- ③ 1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。
- ④ 前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差支えない。ただし、災害警戒（災害対策）本部は、降雨強度が著しく大きい場合等状況により、随時観測通報を要請するものとする。

(3) 水位の観測箇所並びに通報連絡

水位の観測箇所は野田量水標とし、県北広域振興局は、気象注意報等の通知を受けたとき、又は出水のおそれがある場合には水位の変動を観測し、水防団待機水位（通報水位）に達した場合には村長（水防管理者）及び関係機関へ連絡するものとする。

(4) 水位の通報要領

① 県の基準等（水位周知河川）

河川名	量水標 設置場所	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (高齢者等避難)	氾濫危険水位 (避難指示)	堤防 天端高
宇部川	九戸郡 野田村	野田 (下流)	1.30m	2.20m	3.20m	3.70m	4.35m

- ② 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときに通報を開始する。
- ③ 通報は原則として1時間毎とする。
- ④ 水防団待機水位（通報水位）に下がるまで通報を続ける。ただし水防本部は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又は水位変動が著しい場合等状況により随時観測通報を要請するものとする。

(5) 関係機関との連絡

災害警戒（災害対策）本部においては、随時雨量、水位の状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関との情報交換を行うものとする。

第4 堤防異常の報告、警戒、出動水防開始

1 堤防異常の報告

次の場合は、村長（水防管理者）は直ちに県北広域振興局に報告するものとする。

- (1) 堤防に異常を発見したとき（その状況と措置の概況を含む。）。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。

2 警戒、出動水防開始

村長（水防管理者）は、第3の3（2）及び（4）についての連絡等を受けたとき、又は大雨のおそれがあり出水が予想される等非常の場合は、迅速に水防活動を実施する。

- (1) 村長（水防管理者）は、水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水し、警戒が必要と認められる場合は、即時活動開始できるよう消防団長に出動待機を命ずるものとし、分団長は警戒、活動準備にあたるものとする。
- (2) 水防開始の命令を受けた分団長は、最も迅速な方法をもって各団員を所定の配置に付かせ、直ちに水防活動を実施するものとする。
- (3) 各分団の水防担当区域においては、災害警戒（災害対策）本部からの情報によるか、又はその地域の状況を判断して、分団長において出動及び水防活動を実施するものとする。
- (4) 分団長は、前項の状況、活動の大要を消防団長及び災害警戒（災害対策）本部に報告し、後に文書をもって災害警戒（災害対策）本部に報告するものとする。
- (5) 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘察し、水災の危険がなくなったと

判断されるときは、村長（水防管理者）は消防団長に全域又は一部の任務を解除することができる。

第5 決壊の通報、避難立退及び救助

1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、村長（水防管理者）は直ちにその旨を氾濫が予想される地域の村民に広報するとともに、県北広域振興局に通報する。

2 避難及び立退

分団長は、堤防巡視中急激に増水し、又は著しい事態の悪化のおそれがあり危険が切迫しているときは、直ちに村長（水防管理者）及び消防団長に報告し、村長（水防管理者）の命令により必要と認める地域の村民に対し、避難及び立退を指示するものとする。ただし、報告のいとまがないときは分団長において避難及び立退を指示することができるものとする。分団長は、指定緊急避難場所等に避難誘導するものとする。立退指示方法はサイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線又は駆足連呼等迅速かつ確実に村民に徹底する方法により周知するものとする。

3 救助

堤防その他の施設が決壊し又は急激な増水による氾濫のため人命に危険が切迫したときは、消防団長は直ちに人命救助を命じるものとする。また、分団長は事態急を要するときは命令を待たずして直ちに人命救助に当たるものとする。

第6 水防用設備資材、器具及び土地の利用、収用

1 資機材の整備

水防作業に必要な資材、器具を水防倉庫に備蓄し、随時整備するものとする。

2 資機材及び土地の利用、収用

水防倉庫に備えておく資材、器具等に不足を生じ水防のためなお緊急に必要とする場合は、水防法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、村長（水防管理者）は時価によりその損失を補償する。

第3項 避難・救出

第1 基本方針

- 1 本部長は、災害発生時において村民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難のための立ち退きを指示する避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難及び災害が発生又は切迫している状況の緊急安全確保（以下本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら避難誘導を行う。

- 2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともにその適正な運営を図る。

第2 主な関係機関

陸上自衛隊岩手駐屯部隊

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施

- ① 本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく避難指示等を行う。特に、切迫した状況においては、「命をまもるための避難」として避難所開設準備状況に関わらず必要に応じて避難指示等を発令することに留意する。また、危険の切迫性に依りて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達するよう努める。
- ② 本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、村民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。
- ③ 本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。
- ④ 本部長は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

(2) 避難指示等の内容等

以下の内容を基準とし、村は、災害の発生状況等と併せて検討して避難指示等を発令する。

種 類 (警戒レベル)	内 容	村民等に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	本部長が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促す情報。また、防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。 また、要援護者等、特に避難行動に時間を要する人に避難行動の開始を促すもの。	高齢者の方、体の不自由な方、小さな子どもがおられる方など、避難に時間のかかる方とその避難を支援する人は、避難を開始してください。それ以外の方は、避難準備を行い、危険だと思ったら早めに避難してください。
避難指示 (警戒レベル4)	本部長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。	直ちに避難を開始してください。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況であり、命を守る	命を守る行動を取って

(警戒レベル5)	ための最善の行動を取ること。	ださい。
警戒区域の設定	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるもの。	

(3) 避難指示等の発令基準

① 土砂災害

種 類 (警戒レベル)	発令基準 (いずれかに該当する場合に発令することを基本とする。)
高齢者等避難 (警戒レベル3)	① 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 ② 大雨注意報が発令され、その注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性に言及されている場合 ③ 強い降雨(1時間雨量が50mmを超える)を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報(土砂災害)が発表され、さらに降雨が継続する見込みである場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	① 重大な前兆現象(小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等)が発生し切迫した状況や土砂災害が発生した場合 ② 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合

② 津波災害

種 類 (警戒レベル)	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	遠地震に関する情報で、津波の到来が予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	① 津波注意報が発表された場合 対象：漁業従事者等海岸付近にいる方(防潮堤より海側にいる人や海岸付近にいる人) ② 津波警報もしくは大津波警報(特別警報)が発令された場合 対象：次の沿岸17地区 (中沢、港、下新山、中新山、上新山、北区、愛宕町、本町、横町、旭町、前田小路、門前小路、下泉沢、南浜、米田、玉川、下安家)

③ 水害(浸水害・洪水)

種 類 (警戒レベル)	発 令 基 準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	① 洪水警報が発表され、かつ宇部川に設置された岩手県河川情報システム(野田(下流)観測所)の水位計が2.2mを超過した場合 ② 大雨警報(浸水害)が発表され、内水により床下浸水や道路冠水が発生した場合 ③ 大雨注意報が発令され、その注意報のなかで、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性に言及されている場合 ④ 強い降雨(1時間雨量が50mmを超える)を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	① 洪水警報が発表され、かつ、宇部川に設置された岩手県河川情報システム(野田(下流)観測所)の水位計が3.2mを超過した場合 ② 大雨警報(浸水害)が発表され、内水により床下浸水や被害が拡大した場合

	③ 北区排水ポンプ設備の排水能力を超える場合 ④ 消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ⑤ 住民等から浸水の発生に関する通報があった場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	① 河川の氾濫(越水)が発生又は切迫している場合 ② 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合

④ 高潮災害

種類 (警戒レベル)	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	① 高潮注意報が発令され、かつ、台風(急激に発達する温帯低気圧含む)情報で、暴風域が本村にかかると予想されている、又は接近することが見込まれる場合 ② 高潮警報が発表された場合 対象：次の沿岸地区(中沢、港)
避難指示 (警戒レベル4)	① 高潮特別警報が発表された場合、又は気象庁から特別警報発表の可能性が周知された場合 ② 水門・陸閘等の異常(閉鎖できない等)が確認された場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	高潮防災施設からの越波・越流が発生又は切迫している場合

(4) 県等の助言

- ① 県その他の防災関係機関は、村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- ② 県その他の防災関係機関は、村から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(5) 避難指示等の内容

本部長は、次の内容を明示して避難指示等を行う。

① 発令者	③ 避難指示等の理由	⑤ 避難対象者及び取るべき行動	⑦ 避難経路
② 避難指示等の日時	④ 避難対象地域	⑥ 避難先	⑧ その他必要な事項

なお、各種別の避難指示等を発令する際は、屋外を移動して避難所に避難するよりも屋内に留まる(上階への移動を含む。)方が安全な場合もあることから、建物の2階以上や屋上などの上階への移動(垂直移動)も考慮するものとする。

(6) 避難指示等の周知

① 村民等への周知

ア 本部長は、避難指示等の内容を直接の広報(防災行政無線、広報車等)又は広報媒体(ラジオ、テレビ、インターネット等)により直ちに村民等への周知徹底を図る。また、海水浴場その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ定められた伝達体制により直ちに来訪者に周知徹底を図る。

イ 本部長は、避難指示等の情報を県が運用を開始した「災害情報共有システム(Lアラート)」を活用し、テレビ等による報道で迅速に伝える。

ウ 避難指示等の周知にあたっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の住居を個別に巡回するなど避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

エ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知にあたっては、あらかじめ設置した案内板や避難標識等により避難の徹底に努める。

オ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、村民等に避難のための準備をさせる。

カ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害等の種類	信号の種類及び内容					備考		
	鐘音		サイレン					
火災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒 △	2秒	3秒 △	2秒	3秒 △	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒 △	2秒	3秒 △	2秒	3秒 △	水防法に基づく避難信号
津波	津波注意	(3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒 △	2秒	10秒 △	2秒	10秒 △	予報警報標識規則に基づく、津波注意報、津波警報、標識をもって避難信号とする。
	津波警報	(2点) ○-○ ○-○	5秒 △	6秒	5秒 △	6秒	5秒 △	
	大津波警報	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒	3秒 △	2秒	3秒 △	

② 関係機関相互の連絡

本部長は、避難指示等を行った場合は法令に基づく報告又は通知を行うほかその旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 避難指示等を行った者	ウ 避難指示等の発令時刻	オ 避難先
イ 避難指示等の理由	エ 避難対象地域	カ 避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
本部長	県本部長	災害対策基本法第60条第4項
知事又はその指示を受けた職員	久慈警察署長	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
村長（水防管理者）		水防法第29条
警察官、海上保安官	本部長	災害対策基本法第61条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(7) 避難の方法

- ① 避難は原則として徒歩によるものとし、自動車による避難は混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ② 避難は、できるだけ事業所や学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに地域の特性や災害の状況に応じ安全かつ適切な避難方法により行う。
なお、竜巻や内水氾濫など災害の状況によっては屋外を移動して避難するよりも屋内に留まり2階や屋上に移動する方が安全な場合もあることに留意する。

(8) 避難の誘導

- ① 本部長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき避難行動要支援者等特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮した避難誘導を行う。
- ② 本部長は、消防団や自主防災組織等の協力を得て村民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ③ 本部長は、避難行動要支援者の避難にあたっては本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿を効果的に利用するように努める。

④ 次の場合において、避難が困難と認められるときは消防団員等を配置して誘導する。ただし、消防団員等は避難支援の途上であっても津波到達予想時刻15分前までに高台等に避難するものとする。

- ア 保育所、小・中学校、診療所、社会福祉施設等の児童・生徒、患者、入所者等の避難
- イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

⑤ 避難への援助のため自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

(9) 避難者の確認等

部・班員、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら避難場所等及び避難対象地域を巡回し、あらかじめ把握している避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

① 指定緊急避難場所若しくは指定避難所

- ア 避難した村民等の確認
- イ 特に、自力避難に支援を要する避難行動要支援者等の安否の確認

② 避難対象地域

- ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(10) 避難経路の確保

- ① 本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し安全性を確保する。
- ② 警察署は、避難経路を確保するため必要がある場合は避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

(11) 避難支援等関係者の安全確保

本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い避難支援等関係者の安全を確保する。

(12) 避難に関する広報活動

本部長は、次の事項について村民等に対し周知徹底を図る。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 避難指示等の基準、伝達方法 | ③ 避難道路、指定緊急避難場所 |
| ② 避難の方法 | ④ 指定避難所 |

(13) 学校、診療所、社会福祉施設等の避難計画

- ① 学校、診療所、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき施設内にいる者の避難を迅速、確実に行う。
- ② 管理者は、本部長、消防機関、警察機関等と密接な連携を取り災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

① 本部長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して警戒区域を設定する。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ア 発令者 | ウ 警戒区域設定の理由 | オ その他必要な事項 |
| イ 警戒区域設定の日時 | エ 警戒区域設定の地域 | |

② 本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

① 村民への周知

本部長は、警戒区域設定の内容を直接の広報（防災行政無線、広報車等又は広報媒体（テレビ、ラジオ、インターネット等）により村民等への周知徹底を図るとともにロープ等によりこれを明示する。

② 関係機関相互の連絡

本部長等の実施責任者は、警戒区域を設定した場合は、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
本 部 長	県 本 部 長	災害対策基本法第63条第1項
県 本 部 長	本 部 長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警 察 官、海 上 保 安 官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

- ① 本部長は、災害発生直後において緊急に救出救助を行う必要がある場合は、消防団や自主防災組織、地域の村民等により救出救護体制を整え救出活動を実施する。
- ② 本部長は、多数の救出を要するものがあると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し救出活動を実施する。
- ③ 本部長は、救出の実施にあたり本部では対応できない場合は次の事項を明示して県北広域振興局を通じて県本部長に救出班の派遣を要請する。

ア 被災地の状況	イ 必要な救出要員数	ウ 救出活動実施場所	エ その他必要な事項
----------	------------	------------	------------

(2) 救出の実施

- ① 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 搜索の実施にあたっては、民生委員や地域住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て居住者や同行者の把握を行う。
- ③ 本部長は、救出に必要なジャッキやつるはし、ファイバースコープなどの資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、県北広域振興局、野田村地域整備協力会等の協力を得て調達する。
- ④ 本部長は、孤立した地域における救助・救出や物資補給等のためにヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- ⑤ 救出のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- ① 救出班は、負傷者等を救出した場合は医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い医療機関（救護所を含む。）に収容する。

- ② 救出班は、遺体を発見した場合は第3章第5節第1項「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

4 指定避難所等の設置、運営

本部長は、避難所開設・運営の実施に万全を期すため別に定める「避難所開設・運営マニュアル」に基づく対応を担当職員に指示する。

(1) 避難所の設置

- ① 本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難所を開設する。
- ② 本部長は、避難所を設置した場合は食料や飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等避難生活に必要な物資等を調達する。
- ③ 本部長は、避難所等の設置にあたっては、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮したバリアフリーをはじめとする環境の確保に努める。
- ④ 本部長は、村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては次の方法により避難所の確保に努める。
 - ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。
 - ウ 県本部長は、イの場合に備え県有施設又は民間アパート等の中から避難所を選定する。
 - エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入体制を整備するとともにその運営に協力する。
 また、本部長は所属職員の内から担当者を定め当該避難所の運営に当たらせる。
- ⑤ 本部長は、避難所を開設した場合、防災行政無線及び広報車等において次の事項を村民等に周知するとともに県に報告する。

ア 開設日時及び場所	ウ 開設期間の見込み
イ 開設箇所数及び各指定避難所等の避難者数	

- ⑥ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが緊急に避難することが必要である者

(2) 避難所の運営

- ① 本部長は、別に定める「避難所開設・運営マニュアル」に従い避難所の円滑な運営に努める。
- ② 本部長は、あらかじめ避難所として指定をした施設の管理者と協議を行い、次に掲げる事項を定める。
 - ア 管理責任者
 - イ 職員の動員体制及び事務分担
 - ウ 災害対策本部及び各避難所との連絡手段
 - エ 食料、生活必需品等の物資の調達方法
 - オ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法

カ 医療機関との連携方法

- ③ 本部長は、指定避難所等の管理者等と連携を図り、安否情報及び食料や生活必需品等の配給等に関する情報を提供し、避難者が適切に情報を得られるよう配慮する。
- ④ 本部長は、避難者数やボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう調整を行う。
- ⑤ 避難所の運営においては、避難者や村民組織、ボランティア等の連携による自治組織での運営を主体とすることを基本とし、本部長は必要な援助を行う。
- ⑥ 本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は避難者の協力を得ながら次の措置を取る。

ア 避難者、村民組織、支援ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 県災害派遣福祉チーム等との連携による生活相談、心のケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全、防犯の確保

キ プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

- ⑦ 本部長は、関係機関の協力を得ながら避難者の愛玩動物の受入について他の避難者の同意を得るよう努める。
- ⑧ 本部長は、物資の配送をはじめ物資集積場所における物資の保管や仕分等における専門的なノウハウなどを持つ運送事業者の協力を得ながら迅速な支援物資の配布に努める。
- ⑨ 本部長は、学校を避難所として使用する場合には教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

(4) 避難所等

村の指定避難所等は資料編に掲載する避難場所・対象地域のとおりである。

5 帰宅困難者対策

- (1) 本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学や出張、買い物、旅行等により自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。
- (2) 本部長は、帰宅困難者のうち救援が必要になったもの又は避難所での受け入れが必要となったものに対し物資の提供及び避難所への受け入れを行う。

6 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

本部長は、自宅その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難なもの（以下「在宅避難者」という。）及び村外への避難者の人数等を早期に把握し、被災者台帳を作成する。

(2) 在宅避難者に対する支援

在宅避難者にも巡回等により避難所と同様の物資や情報の提供を行う。また、避難生活が長期化する中では見守り活動等や相談体制の整備を図る。

(3) 村外避難者に対する支援

被災者台帳を活用し、避難先市町村や県本部とも連携し必要な物資や情報の提供を行う。

7 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

本部長は、災害の規模や避難者の受入れ状況等により県内広域一時滞在の必要があると認められた場合は、応援協定を締結した他の市町村長に対し避難者の受入を協議する。本部長は、当該協議を行う場合にあってはあらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは遅滞なく報告する。

協議先市町村長は、受入れる被災者の一時滞在の用に供するための施設（以下本節中「受入施設」という。）を決定し提供する。

県本部長は、本部長から求めがあった場合には協議すべき市町村や被災者の輸送手段の確保等県内広域一時滞在の実施に関して必要な助言等を行う。県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し他の市町村との協議が困難と推測される場合には市町村本部長に代わって当該要請を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
本部長 (協議元)	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法 第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 現に避難者を受入れている施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第6項 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなると認めるとき	1 協議先市町村長 2 現に避難者を受入れている施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法 第86条の8第7項 災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第4項 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		本部長	災害対策基本法

			第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の8第8項 災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

(2) 県外広域一時滞在

本部長は、県外広域一時滞在の必要があると認めた場合は、県本部長と協議し本県以外の都道府県の知事と避難者の受入について協議することを求める。

県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県又は適当と認める都道府県の知事に対し、避難者の受入の協議を行う。県本部長は、当該協議を行う場合にあってはあらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議の開始後遅滞なく報告する。

県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、本部長に通知するとともに内閣総理大臣に通知する。

県本部長は、大規模な災害により村が被災し協議を求めることができないと推測される場合には、本部長に代わって当該協議を行う。

県本部長及び本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

県本部長は、必要に応じ国に対し協議すべき都道府県や被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	1 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第9項
	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法 第86条の9第12項
本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 現に避難者を受入れている施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第10項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 現に避難者を受入れている施設を管理する者及び本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法 第86条の9第11項 災害対策基本法施行規則第8条の2第4項

(3) 他の都道府県からの広域一時滞在

県本部長は、他の都道府県知事から避難者の受入の協議があったときは、受入に関する県内の市町村長の意向を確認のうえ受入れるべき避難者数その他の事項を勘案し、受入について協議すべき市町村を決定し受入を協議する。

県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(4) 広域一時滞在により避難する被災者の輸送及び情報等の提供

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他の都道府県からの広域一時滞在による避難者の輸送については、本部長の要請に基づき県本部長が運送事業者の協力を得て行う。

また、本部長及び県本部長は広域一時滞在の避難者に必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受取ることのできる体制を整備する。

第4項 医療・保健

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下本節中「岩手DMAT（注1）」という。）や関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及び心のケアを実施する。
- 3 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもとに迅速かつ適切に講じる。
- 4 原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染を必要に応じ実施する。また、県外からの避難者等に対し、原子力災害医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。

（注1）「災害急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持ちトレーニングを受けた医療チーム」と定義され、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の頭文字から略してディーマットと呼ばれる。医師、看護師、業務調整員で構成され、「阪神・淡路大震災」の教訓から平成17年4月に日本DMATが発足し、都道府県にも設置された。

第2 主な関係機関

- 1 日本赤十字社岩手県支部
- 2 （一社）岩手県医師会
- 3 （特社）久慈医師会
- 4 （一社）久慈歯科医師会
- 5 （一社）岩手県歯科医師会
- 6 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ事務所
- 7 （一社）岩手県獣医師会
- 8 （一社）岩手県薬剤師会
- 9 （公社）岩手県栄養士会
- 10 （公社）岩手県看護協会

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- (1) 本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、(特社)久慈医師会との「災害時の医療活動に関する協定」に基づき医療活動の要請を行う。
- (2) 本部長は、次によりあらかじめ編成した「医療救護班」による災害時における医療、助産の救助を実施する。

医師	1名	看護師	3名	事務職員兼運転手	1名
----	----	-----	----	----------	----

- (3) 本部長は、災害の規模や状況等から本部独自では医療救護活動の実施が困難又は不十分であると認める場合は、第3章第2節第1項「相互応援協力」及び第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより県及び他の市町村等又は自衛隊に対する要請を行う。

2 現場医療救護所及び救護所の設置

本部長は、被害の状況及び規模に応じて災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

① 指定緊急避難場所	② 指定避難所	③ 医療施設
------------	---------	--------

- (参考) 災害対策基本法第86条の3(臨時の医療施設の特例)により、臨時の医療施設について消防法第17条(消防用設備等の設置義務)及び医療法(昭和23年法律第205号)第4章(開設許可、構造設備基準)は適用除外となる。

3 岩手DMAT、医療救護班及び歯科医療救護班の活動

(1) 岩手DMATの活動

- ① 岩手DMATは、主に現場医療救護所において災害急性期(おおむね発災後48時間)における救急救命及び医療活動を行う。
- ② 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
 - ア 現場救護所等で傷病者の治療優先度の評価(トリアージ)及び応急的な医療
 - イ 広報医療施設への傷病者の搬送の統括及び実施
 - ウ 広域搬送医療拠点に設置する臨時医療施設(ステージングケアユニット(SCU)(注2))の運営
 - エ 広域医療搬送の際に必要な観察及び処置
 - オ 被災した病院の医療支援(注2) 広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。岩手県は花巻空港と定めている。
- ③ 災害現場における医療活動の実施にあたっては、救出班や捜索班、現地災害対策本部、消防、自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図る。
- ④ 後方医療施設への傷病者の搬送にあたっては、消防及び自衛隊等の関係機関と連携を図る。

(2) 医療救護班の活動

- ① 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ被災地域や避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- ② 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 救護所及び避難所における巡回相談の支援
 - エ 助産救護

- オ 死亡の確認
- カ 遺体の検案及びその後の処置

③ 医療救護の実施にあたっては、岩手DMATと連携を図る。

(3) 歯科医療救護班の活動

- ① 歯科医療救護班は、原則として救護所において歯科医療活動を行う。
- ② 歯科医療救護班は次の業務を行う。
 - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - ウ 口腔ケア
 - エ その他必要とされる措置

4 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 医薬品等は、岩手DMATが携行し又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく又は不足したときはそれぞれの実施責任者が調達する。
- (2) 本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は県北広域振興局を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し調達又はあっせんを要請する。

5 傷病者の搬送の手続・体制

- (1) 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療施設に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には本部長、県本部長及び防災関係機関と密接な連携を図る。
- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては本部長又はその他の関係機関に対して搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき収容先医療機関の受入体制を確認のうえ、搬送する。
- (5) 本部長は、必要に応じて県本部長等の応援を得てヘリコプターを手配し傷病者の搬送を行う。
- (6) 本部長は、傷病者を迅速かつ確実に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況や空病床数など傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第4 個別疾患への対応

本部長は、第3章第2節第1項「相互応援協力」に定めるところにより、県本部長の応援を得て人工透析及び難病等に対処するために必要な医薬品等の確保及び情報収集を行う。

第5 健康管理活動の実施

- 1 本部長は、被災者の災害による精神的並びに身体的なダメージを緩和し健康維持を図るため、次の区分により「健康管理活動班」を編成し健康管理活動を行う。

保健活動班	保健師 2名	栄養士 1名
-------	--------	--------

- 2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難場所を巡回して保

健活動を行う。

3 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、心のケア
- (2) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
- (3) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

4 口腔ケア活動班は、おおむね次の業務を行う。

- (1) 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
- (2) 被災者に対する歯科健康教育
- (3) その他必要とされる歯科保健活動

5 本部長は、災害の規模や状況から本部のみでは保健活動が困難であると認めるときは、県本部長に対し健康管理活動班の派遣を要請する。

第6 愛玩動物の救護対策

本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し次の救護対策を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。

- 1 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと保護収容するとともに所有者の発見に努める。
- 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し獣医師会と連携して治療その他必要な措置を講ずる。
- 3 飼い主とともに避難した動物の飼育について、県本部長と連携し適正な飼育の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。
- 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

第7 原子力災害が発生した場合における医療等

1 本部長は、原子力災害が発生した場合において、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外からの避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保等、必要な支援を求める。

また、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は当該施設において実施する。

2 本部長は、避難した住民等（県外からの避難した者を含む。）について、サーバイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求め、通知に基づき、被ばく医療の必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。

第8 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度、期間等は第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第5項 危険物施設等応急対策

第1 基本方針

火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について速やかに応急措置を実施する。

第2 実施要領

1 石油類等危険物

(1) 危険物施設責任者

危険物施設責任者は、災害発生後直ちに、本部及び消防機関等に通報するとともに、県計画に定める措置を取り、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

(2) 本部長

本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第3節第7項「消防活動」に定めるところにより対処する。

2 火薬類等危険物

(1) 火薬類保管施設責任者

火薬類保管施設責任者は、災害発生後直ちに、本部及び消防機関等に通報するとともに、県計画に定める措置を取り、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

(2) 本部長

本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第3節第7項「消防活動」に定めるところにより対処する。

3 高圧ガス等危険物

(1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後直ちに、本部及び消防機関等に通報するとともに、県計画に定める措置を取り、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

(2) 本部長

本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第3節第7項「消防活動」に定めるところにより対処する。

4 毒物・劇物等危険物

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後直ちに、本部及び消防機関等に通報するとともに、県計画に定める措置を取り、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

(2) 本部長

本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第3章第3節第7項「消防活動」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

第6項 海上災害応急対策

第1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携のもとに流出油等の拡散防止と除去、人命救助、消火活動等を行い、船舶の安全航行及び沿岸村民の安全の確保を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、県及び他の市町村等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い被害の拡大を防止する。

第2 主な関係機関

- 1 八戸海上保安部
- 2 (一財)海上災害防止センター

第3 実施要領

1 災害広報

(1) 船舶に対する災害広報活動

- ① 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対象船舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
放 送 局	ラジオ、テレビ	
漁 港 管 理 者	拡声器	在 港 船 舶
漁 業 用 海 岸 局	漁業無線	港 外 漁 船

- ② 本部長は、漁業用海岸局の設置者等と連携し村が管理する漁港に在港する船舶及び港外の漁船に対して海上災害に関する災害広報を実施する。

(2) 沿岸村民等する災害広報活動

- ① 沿岸村民等に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
野田村（消防機関）	広報車・防災無線等	ア 災害の状況
警察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海上保安部署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放送局	ラジオ、テレビ	エ 避難準備等の一般注意事項
		オ その他必要事項

- ② 第3章第1節第5項「広聴・広報」に定めるところにより、沿岸村民に対して海上災害に関する災害広報を実施する。

2 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関	措置の内容
海上保安部署	①在港船舶に対する移動命令及び誘導 ②警戒線等の設定 ③巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	①海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

- ① 本部長は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し次の措置を実施する。
 - ア 沿岸村民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告
 - イ 流出油等の漂着に係る監視パトロール
- ② 本部長は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は消防機関の長に対し消防職員・団員等により警戒態勢を整え監視パトロールを実施するよう命じ又は要請する。
- ③ 本部長は、必要があると認める場合は沿岸村民等に対して火気の使用制限、禁止等の自衛措置の指示又は勧告を行う。

3 応急措置

(1) 大量流出油事故

本部長は、海上に大量の油が流出し沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は流出油災害を防止するため他の防災関係機関と密接な連携を図りながら、県計画に定める応急措置を実施する。

第7項 消防活動

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は防災関係機関と連携を図り火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 震災時の消防活動については、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊等による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能不全等の阻害要因を考慮する。
- 3 本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより応援要請を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施要領

1 本部長の措置

- (1) 本部長は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ又は要請する。
- (2) 本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

- (3) 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定める手続きにより自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 本部長は、これらの要請を行った場合においてはその受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合には、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、本部長から出動準備命令又は要請を受けたときは次の措置を取る。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認められた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ② 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ③ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り消防部隊の活動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告しその指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、村民及び自主防災組織に対して出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 火災防ぎょ活動にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 火災が著しく多発し村民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じてこれを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ① 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊や障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い人命の安全確保に努める。
- ② 救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急処置を行ったうえ、安全な場所に搬送を行う。

- イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は多くの人命が助かる可能性が高いと判断される場所を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 避難指示等の伝達時における避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ② 避難指示等が発令された場合、これらを村民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき村民を安全な方向に誘導する。
- ③ 村民の安全な避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- ④ 避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、社会福祉施設をはじめ自主防災組織や町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、居所の把握や連絡体制の整備を図る。

(5) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(6) 措置命令

消防職員・団員は、警察官がその場にはいない場合に限り消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置を取ることを命じ、又は自ら当該措置を取ることができる。

3 岩手県消防広域応援基本計画に基づく応援要請

- (1) 本部長は、火災その他の災害が拡大し村の消防力を以ってしても災害の防ぎよが困難と認められ、被害が拡大するおそれがあると判断した場合は、県本部長に対し消防隊の応援を要請するものとする。
- (2) 被災地において応援消防隊は、本部長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い活動する。

4 緊急消防援助隊

- (1) 県本部長は、本部長から要請があった場合又は災害の範囲が著しく拡大し県内市町村の消防力を以って対処できないと認めるときは、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- (2) 県本部長は、緊急援助消防隊が出動した場合には消防応援活動調整本部を設置し総合調整を行うものとする。
- (3) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条に定める緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- (4) 緊急消防援助隊は、被災地において被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い活動する。

第8項 林野火災応急対策

第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は防災関係機関と連携を図り火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 3 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 主な関係機関

- 1 東北森林管理局（三陸北部森林管理署久慈支署）
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊

第3 実施要領

1 本部長の措置

- (1) 本部長は、林野火災が発生し又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ又は要請する。
- (2) 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し必要があると認める場合においては警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。
- (3) 本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定める手続により自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため県本部長に対して第3章第2節第4項「防災ヘリコプター活動」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (5) 本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置を取る。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に必要と認められた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ② 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ③ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り消防部隊の活動を必要と認めるときは出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告しその指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、村民及び自主防災組織に対して出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的連用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- ④ 現地指揮本部には、必要に応じ関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ⑤ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- ⑥ 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し現地最高指揮者は当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑦ 現地指揮本部には、可能な限り消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑧ 火災防ぎょ活動にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生の火勢が比較的弱いと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災の件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災箇所に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 林野火災が多発し村民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は全力を尽くして避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じこれを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。

- ① 負傷者に対しては、可能な限り止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は救急・救助効果が大きく多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 避難指示等の伝達、避難誘導については自主防災組織等との連携を図る。
- ② 避難指示等がなされた場合においては、これを村民に伝達するとともに火勢の状況等正しい情報に基づき村民を安全な方向に誘導する。
- ③ 村民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。
- ④ 高齢者、障がい者等の避難誘導にあたっては、社会福祉施設をはじめ自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者

以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

第9項 原子力災害応急対策

第1 基本方針

原子力発電所事故等による放射性物質から村民の健康と安全を守るため、村民が受ける年間被ばく量を1ミリシーベルト以下（注1）にすることを目標に、放射線の影響について測定し村民に情報提供するとともに必要に応じて防護活動を行う等、適切な対策を講じるものとする。

（注1）国が、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告を基に、自然被ばくや医療被ばくを除く追加被ばく線量を勧告の下限レベルである「年間1ミリシーベルト以下」になることを長期的な目標とした数値。これは「社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えべき」とした放射線防護上の値であり、安全と危険の境界を意味するものではない。

第2 実施要領

1 警戒活動

県から、「原子力事業者から原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条に該当する特定事象発生」の通報を受けた旨の通報があったとき又は本部長が事故の状況などから判断して必要と認めるときは、本部長は警戒活動を実施する。

（1）通報連絡

事故発生時及び警戒活動中の通報連絡は、次のように行う。

① 通報を受領した者は、下記の事項について通報者に確認し、直ちに本部長に報告する。

- ア 事故発生の時刻及び場所
- イ 事故状況（原因、態様、放射性物質の量等）
- ウ 現在講じている措置
- エ 気象の状況（風向、風速）
- オ 敷地境界における線量
- カ 予想される災害の範囲と程度

② 県との協議

ア 上記の報告を受けた本部長は、直ちに県の災害対策本部等と連絡を取り、県の災害対策について協議する。

イ 本部長は、上記の協議と並行し、直ちに事故対応に必要な職員の招集を指示し、災害対策本部会議において対応策を決定する。

（2）情報の収集、広報

① 情報担当者は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関からの情報収集及び連絡にあたる。また、村内の関係する防災関係機関、学校等に連絡し、以降の連絡に対応できる準備を整えるよう要請する。

② 本部長は、その保有する人員、資機材を活用して村民に広報活動を行う。その際には、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、村民の心理的動揺や混乱を抑制し影響をできる限り低くするため、的確な情報提供や広報等による対応を迅速かつ的確に行う。

2 緊急活動

内閣総理大臣が原子力災害特別措置法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき又は本部長が事故状況の推移により緊急活動が必要であると認めるときは、本部長は緊急活動を実施する。

(1) 情報収集活動

本部長は、県及び防災関係機関から事業所における放射線量率分布状況等を入手し、村民の防護に関する方法や時期等について検討する。

(2) 村民の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法第15条の規定により、内閣総理大臣は応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し防災指針の基準を踏まえ、村民等に屋内退避や避難の指示を行うべきことの指示を出すことになっている。

野田村は、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲外のため、屋内退避等を要する事態は想定されていない。しかし、仮に同法第15条の規定による指示があった場合は、本部長は県と連携し屋内避難等が必要かどうかについて村民に広報する。

(3) 飲食物等に関する措置

本部長は、緊急時モニタリング等の結果等に基づく県本部長の指示により飲料水や農作物等についての摂取制限又は採取制限等が必要になるときは、対象品目、該当区域、制限期日などを明示し、関係機関及び村民に周知する。

① 飲料水の摂取制限等

飲料水の摂取等の禁止及び制限は、次により行う。

ア 緊急給水停止措置

村の水道施設が汚染した場合は、汚染施設の取水及び給水を停止する。緊急給水停止期間は災害対策本部に諮って決定し、本部長が指示する。

イ 上水道の使用禁止

緊急給水停止措置によってもなお汚染水が供給されてしまった場合は、当該系統の上水道の使用を禁止する。

ウ 井戸等の使用禁止

県本部長から使用禁止の指示を受けた区域内に所在する井戸等の使用を禁止する。

② 農畜産物の摂取制限等

農畜産物の摂取制限等の禁止及び制限措置は、次により行う。

ア 集出荷機関への指示

県本部長から農畜産物の摂取禁止又は制限の指示があった地域若しくは汚染のおそれが見込まれる地域について、農畜産物の集出荷を制限する指示を行う。

イ 一般農家への指示

市場等に出荷しない農畜産物の摂取、採取の予想される一般農家等に対する摂取制限の指示は、防災行政無線及びのんちゃんネット、広報車等により行う。

(4) 風評被害等の未然防止

① 本部長は、県と連携し、報道機関等の協力を得て原子力災害による風評被害の未然防止のため、各種モニタリングの結果等を踏まえ農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進や観光客減少の防止のための広報活動を行う。

② 本部長は、放射性物質の影響を把握するための基礎的な数値として村内の各地において空間放射線量を測定する。その際は、下記のこと留意する。

ア 放射線の影響を受けやすいとされる子供の健康を重視する観点から、学校や保育所の施設等における測定に重点的に取り組む。

イ 測定に使用する機器は、村が所有する測定機器や県北広域振興局等が保有する測定機器を活用するものとする。

ウ 測定した空間放射線量等については、正しい情報を提供し風評被害を予防するためにも村のホームページ等により広く公表する。

③ 村内事業者への支援

漁業、農業、林業、畜産業をはじめ商工業全般に対する風評被害を防止するため、必要に応じて放射性物質測定等に係る支援を行う。

(5) 除染対策

除染の必要が生じた場合、国の原子力災害対策本部による「市町村による除染実施ガイドライン」を参考にしながら、学校施設及び保育施設を優先しながら計画的に実施するものとする。

第4節 被災者の支援

第1項 被災者台帳の作成

第1 基本方針

災害応急対策期から災害復旧期にわたって被災者に公平な支援を漏れなく効率的に実施するため、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被災の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項などを一元的に集約した災害対策基本法を踏まえた被災者台帳を整備する。

第2 実施要領

- 1 被災者台帳に定める事項は、物的・人的な被災状況や電話番号などの連絡先、り災証明書の交付の状況、台帳情報の外部提供に係る本人の同意意向のほか別に本部長が必要と認める事項とする。
- 2 被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請手続きにより得た情報等に基づき行うことができる。
- 3 被災者の援護に必要な限度で各部署が保有する個人情報上台帳作成に活用するとともに、作成された台帳情報は関係部署において共有、活用する。
- 4 被災者の援護に必要な限度において台帳情報を外部提供する際の具体的な手続き等は、別に定める。

第2項 食料・生活必需品等の供給

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力を得ながら物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 村及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し相互に協力するよう努める。

第2 主な関係機関

- 1 東北経済産業局
- 2 東北農政局
- 3 日本赤十字社岩手県支部
- 4 陸上自衛隊岩手駐屯部隊

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として次に掲げる者に対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、全流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がないため日常生活を営むことが困難な者
- (5) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせのないもの
- (6) 在宅並びに社会福祉施設等の高齢者や障がい者等で食料の供給を必要とするもの
- (7) 宿泊施設の宿泊者や一般家庭の来訪者、列車の旅客等で食料の持参又は調達のできないもの
- (8) 災害応急対策活動に従事している者で物資の支給を必要とするもの

2 物資の種類

- (1) 支給物資は、おおむね次のとおりとする。

物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

[供給食料の種類]

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、乾パン、その他インスタント食品等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（副食物は変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

[1人当たりの米穀支給量]

区 分	支 給 基 準 数 量
被災者	1食当たり 精米 200グラム以内
災害救助従事者	1食当たり 精米換算 300グラム以内
応急供給受配者	1日当たり 精米 400グラム以内

[支給物資の種類]

区 分	支 給 物 資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
見回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、女性用品、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材、調味料、燃料、調理器

具等を支給する。

- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する要配慮者に配慮する。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

3 物資の確保

- (1) 本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は各避難所の責任者等からの聞き取り等により支給物資の品目や数量を随時把握し集約する。
- (2) 本部長は備蓄物資の供出や関係業者からの購入等により必要とする物資を確保する。
- (3) 本部長は、業者等からの調達にあたって必要と認める場合は、商工団体等に協力の要請を行う。
- (4) 本部長は、独自では物資を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、ホームページや報道機関等を通じて支援物資の提供を呼びかける。その際、状況の変化に応じて必要物資の内容を随時更新するとともに、ニーズと合致しない場合は受入を控える場合があることをあわせて伝達する。また、可能な限り居住地の市町村を通じて送付することもあわせて広報する。
- (5) 本部長は、必要な物資を独自に調達することが困難又は不十分であると認める場合は県本部長及び他の市町村に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

なお、食料及び炊出しの要請にあたっては、次の事項を明示する。

区 分	明 示 事 項
食料及び原材料などの調達、あっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊出し要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

4 物資の輸送及び保管

- (1) 物資の集積地は体育館及び総合運動公園とすることを基本とし、被害の状況に応じて公共施設、広場等の中から物資の集積地を選定する。
- (2) 物資集積地での受入、仕分、集積等はボランティアや民間事業者等の協力を得て行う。
- (3) 県本部長に調達又はあっせんに要請した物資の輸送は本部長が行うものとし、県本部の輸送拠点で引き渡しを受ける。ただし、本部のみでは輸送が困難であると認めるときは、県本部に対し次により物資の輸送を要請する。
 - ① 輸送は原則として自動車輸送とするが、緊急を要する場合は航空機輸送とする。
 - ② 物資の引き渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- (4) 本部長は、物資の保管にあたっては必要に応じて警備員を配置し又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど事故防止の措置を取る。

5 物資の支給等

- (1) 物資の支給等
 - ① 原則として物資は支給することとし、本部長が指定したものに限り貸与する。
 - ② 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、避難所及び在宅避難者宅とする。
 - ③ 物資の支給においては、各避難所の責任者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行い、村民が不公平感を持たないように十分配慮する。
- (2) 食料の供給における留意事項

- ① 炊き出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。
- ② 炊き出しのため自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。
- ③ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、本部長に対し食料の供給について応援を求める。

6 物資の需給調整

- (1) 本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別、避難所別に迅速に把握の上、支給する物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。
- (2) 本部長は、物資の需要量を支給する品目ごとに算定するとともに、関係業者・団体及び他の市町村等からの物資の供給量を取りまとめのうえ需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が途切れなく支給されるように努める。

7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第3項 給水

第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

本部長は、災害時において応急給水が円滑に実施できるよう水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、農業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

本部長は、職員を主体として給水班を編成し次の業務を行う。

- | | | |
|--------|------------|------------------|
| ① 給水業務 | ② 飲料水の水質検査 | ③ 汚染水の使用禁止・停止・制限 |
|--------|------------|------------------|

(3) 応援の要請

- ① 本部長は、自らの活動のみによっては被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| ア 給水対象地域 | ウ 職種別応援要員数 | オ その他参考事項 |
| イ 給水対象人数 | エ 給水期間 | |

- ② 給水のため自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- ① 本部長は、あらかじめ応援協定等を締結した地域内の水道関係業者、団体から災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- ② 本部長は、業者等から調達した器具や機材を受領するときは、品名及び数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

- ① 本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

- ② 本部長は、県本部長に要請した場合において県本部の保有分だけでは応急給水資機材を確保できないときは、他の市町村に対し応援を要請する。

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- ① 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2 mg/ℓ以上になるよう消毒する。
- ② 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2 mg/ℓ以上に確保する。
- ③ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- ① 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- ② 浄水基地から直接給水を受けることができない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- ① 医療施設、社会福祉施設及び避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- ② 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源や被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 村の措置

- ① 村は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
 - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
 - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
 - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 村は、水道施設が被災し又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
 - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用として供される水として使用することが被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちに使用禁止の措置を取る。ただし、生活の用として供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講じるとともに本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 本部長の措置

本部長は、村の応急措置だけでは飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県本部長及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する応援要請を行う。

ア	水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）		
イ	給水対象地域	エ	応援要請人員・資材・種類・数量
ウ	給水対象世帯・人数	オ	応援を要する期間
		カ	その他参考事項

5 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第4項 救援物資、義援金の受付・配分

第1 基本方針

災害時において、被災者に対し村内外から寄せられる救援物資及び義援金について、その受入態勢及び配分方法を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 主な関係機関

- 1 日本赤十字社岩手県支部
- 2 (社福)岩手県社会福祉協議会

第3 実施要領

1 救援物資

(1) 救援物資の受付

- ① 本部長は、被災地のニーズを確認し受入を希望する物資を把握のうえ、県本部長に報告する。あわせて、ニーズとのミスマッチを可能な限り減らすため、ホームページ等で積極的に情報の発信を行うとともに報道機関にも協力を要請する。
- ② 救援物資の受付にあたっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明記する。
- ③ 本部長は、送付された救援物資を被災者に配分するまでの間、適切に保管する

(2) 配分及び輸送

- ① 本部長は、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部から送付された救援物資について、直接受け付けた救援物資とともに被災者に配分する。
- ② 本部長は、被災者に対する救援物資の配分にあたってはその被災状況等を勘案し適正な配分に留意する。
- ③ 本部長は、救援物資の受入、配分、輸送等においてあらかじめ協定を締結した専門的なノウハウを持つ運送事業者の協力も得ながら迅速な支援に努める。

2 義援金

(1) 義援金の受付

本部長は、送付された義援金を被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会を設置して協議し、決定する。

3 海外からの支援の受入

(1) 本部長は、国の非常災害対策本部等から海外からの支援受入の連絡があった場合においては、県本部と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

(2) 受入にあたっては、支援の種類や規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるよう県本部長と連携を図る。

第5項 応急仮設住宅の建設等及び応急修理

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができないものの生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災地や被災建築物による2次災害を防止するため、被災地並びに建築物の危険度を判定しその結果を表示する。

第2 主な関係機関

- 1 (一社) 岩手県宅地建物取引業協会
- 2 (公社) 全日本不動産協会岩手県本部

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して県本部長が行う。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 仮住居がなく又は借家等の借上ができない世帯
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 対象者の調査、報告

本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を調査し県本部長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における村民の動向及び村の住宅に関する要望事項
- ③ 本部が実施した住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ

⑤ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 応急仮設住宅の建設

- ① 本部長は、あらかじめ選定した候補地の中から建設場所を指定する。
- ② 本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の建設に協力する。

(4) 応急仮設住宅の入居

- ① 本部長は、県本部長が実施する応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて県本部長から委任されて選定することができる。
- ② 本部長は、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、要配慮者の優先入居やコミュニティの維持及び構築に配慮する。
- ③ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- ④ 本部長は、県本部長が実施する応急仮設住宅の管理に協力する。ただし、状況に応じて県本部長から委任され管理することができる。

(5) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

- ① 県本部長は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、(一社)岩手県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定細則」に従い、具体の手続きを行う。
- ② 災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して本部長が行う。

- ① 住宅が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ② 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯
- ③ 大規模な補修を行わなければならない程度に住宅が半壊した世帯

(2) 対象者の調査、選考

本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

- ① 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- ② 本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(5) 応急修理の実施

本部長は、住宅の応急修理を業者に委託して行う。なお、委託する場合は修理の範囲及び期間等を明示する。

(6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

3 公営住宅への入居のあっせん

(1) 本部長は、公営住宅への入居資格を有する者に対し公営住宅等のあっせんを行うとともに、

自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

- (2) 本部長は要配慮者の入居を優先する。
- (3) 本部長は、村内の公営住宅等では不足する場合は県本部長に対して被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせんに要請する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- (1) 県本部長は、必要に応じ本部長を通じて被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。
- (2) 本部長は、応急仮設住宅への入居手続や被災住宅の応急修理に係る申請手続をはじめ、技術指導、各融資制度の相談、提供可能な村営住宅等の情報並びに建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに各種広報活動を通じて被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる2次災害を防止するため、県本部長に対し被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 被災宅地危険度判定士の招集

県本部長は、必要と認められた場合又は本部長からの要請があった場合は、事前に登録している被災宅地危険度判定士に対して協力又は派遣を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い判定結果を表示する。

- ① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき宅地ごとに調査表に記入して判定を行う。
- ② 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを貼る。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを貼る。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを貼る。

(3) 本部長の措置

本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため次の措置を行う。

- ① 本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し判定業務にあたる。
- ② 実施本部は以下の業務にあたる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
 - オ 判定結果に対する村民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士養成への協力

本部長は、県本部長が実施する被災宅地危険度判定士の養成に対して協力する。

6 被災建築物の応急危険度判定

本部長は、被災した建築物による2次災害を防止するため、県本部長に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 応急危険度判定士の招集

県本部長は、必要と認めた場合又は本部長からの要請があった場合は、事前に登録している応急危険度判定士に対して協力又は派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ① 「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき建築物ごと調査表に記入し、判定を行う。
- ② 建築物の被害程度に応じて「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
- ③ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所(入口、外壁等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険	赤紙を貼る。
要 注 意	黄紙を貼る。
調 査 済	青紙を貼る。

(3) 本部長の措置

- ① 本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため次の措置を行う。
 - ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - イ 地図の提供
 - ウ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供
- ② 本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部のもとに実施本部を設置し次の業務にあたる。
 - ア 被災建築物に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の策定
 - ウ 応急危険度判定士、判定調整員の受入れ
 - エ 判定の実施及び判定結果の集計並びに本部長への報告
 - オ 判定に対する村民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布

(4) 応急危険度判定士養成への協力

本部長は、県本部長が実施する応急危険度判定士の養成に対して協力する。

第5節 応急復旧等

第1項 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬

第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 主な関係機関

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊
- 2 八戸海上保安部
- 3 久慈警察署
- 4 日本赤十字社岩手県支部
- 5 (一社) 岩手県医師会
- 6 (特社) 久慈医師会
- 7 (一社) 岩手県歯科医師会
- 8 (一社) 久慈歯科医師会
- 9 (一社) 岩手県獣医師会
- 10 (一社) 岩手県薬剤師会
- 11 (公社) 岩手県栄養士会
- 12 (公社) 岩手県看護協会

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

- ① 本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は次の事項を明らかにして久慈警察署長又は海上保安部長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県北広域振興局を通じて県本部長に報告する。
 - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
 - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- ② 本部長は、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- ③ 行方不明者の捜索のため自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第3章第2節第2項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。
- ④ 本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

(2) 捜索の実施

- ① 本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては所属職員、消防団員により捜索班を編成し行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。
- ② 本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して捜索班への協力を要請する。
- ③ 本部長は、必要に応じて久慈警察署長又は八戸海上保安部長に対して巡視船、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。
- ④ 捜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見しその者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して直ちに応急医療を行い医療機関に搬送する。

- ⑤ 捜索班員、警察官及び海上保安官は、遺体を発見した場合は次の措置を取る。
- ア 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し又は村民から発見の通報を受けたときは、警察官又は海上保安官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- ① 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し又は村民から遺体発見の通報を受けた場合は原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ検視に要する資機材を整備する。
- ② 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され現地での検視が困難である場合は、本部長に通知のうえ、遺体収容所に搬送し検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

- (1) 遺体の収容は捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

① 異常遺体に関する検視	② 医師の検案	③ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- (2) 本部長は、災害によって多数の死者が発生し現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、あらかじめ候補として選定した場所に遺体収容所を設置する。

- (3) 遺体収容所は、次の事項に留意のうえ施設の管理者の合意を得て設置する。

- ① 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
- ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
- ③ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
- ④ 遺体の数に相応する施設であること。
- ⑤ できるだけ駐車場があり、かつ長期間使用できる施設であること。

- (4) 本部長は、あらかじめ定めた遺留物の管理・保管及び公開方法に従い保管等を行う。

3 遺体の処理

- (1) 本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を取る。

- (2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは本部長が調達する。

- (3) 本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は県北広域振興局を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋火葬

- (1) 本部長は、次に掲げる場合において遺体の埋火葬を行う。

- ① 家族等による遺体の埋火葬が困難な場合
- ② 遺体の埋火葬を行う家族等がいない場合又は不明な場合

- (2) 遺体の埋火葬は、おおむね次の方法により行う。

- ① 身元が判明している遺体の火葬を先に行い、その後身元不明の遺体の火葬を行う。
- ② 身元が判明している場合は原則として火葬するものとする。

- ③ 身元が不明の場合は村で引き取り、原則として火葬するものとする。
- (3) 本部長は、遺体の火葬量が久慈広域連合の火葬能力を上回ること等により火葬ができない場合は、久慈広域連合と協議のうえ、県北広域振興局を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (参考) 災害対策基本法第86条の4(埋葬及び火葬の特例)により、激甚な非常災害で埋火葬を円滑に行うことが困難となり公衆衛生上の危害の発生を防止する緊急の必要があると認められたとき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続きの特例が定められている。
- (4) 本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は県北広域振興局を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接県本部長に調達又はあっせんを要請する。
- 5 災害救助法を適用した場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬
 災害救助法が適用された場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第2項 感染症予防

第1 基本方針

- 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。
- 災害により被害が発生し生活環境の悪化や病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は県本部長及び他の市町村等の協力を得て防疫措置を実施する。

第2 実施要領

1 感染症予防の実施体制

(1) 消毒班

本部長は、所属職員等による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区 分	人 員	備 考
衛生技術者	1 名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。
事務職員	1 名	
作業員	3 名	

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

本部長は、県本部長の指示に基づき「疫学調査協力班」を編成し県本部の「疫学調査」に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫学調査協力班		
区 分	人 員	備 考
看護師又は保健師	1 名	消毒班を兼務して編成できる。
助手	1 名	

(3) 感染症予防班

本部長は、県本部長の指示に基づき災害の規模及び状況に応じ適当な人数の感染症予防班を編成する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 本部長は、あらかじめ協力協定等を締結した関係業者・団体等から感染症予防用資機材の確保を行う。
- (2) 本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は次の事項を明示し県北広域振興局を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 感染症予防用資機材の調達数量 | ③ 調達希望日時 |
| ② 送付先 | ④ その他参考事項 |

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 本部長は、感染症予防班や村地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見やその他感染症に関する情報の把握に努める。
- (2) 本部長は、第3章第1節第5項「広報・広聴」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

- | |
|------------------------------------|
| ① 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じた広報 |
| ② 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報 |

4 感染症予防措置の実施

本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、県本部長の指示又は指導に基づき災害の規模及び状況に応じ範囲及び期間を定めて次に掲げる感染症予防措置を実施する。特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は県北広域振興局の協力を得て必要な措置を取る。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（同法第28条）
- (3) 生活の用に供される水の供給（同法第31条）
- (4) 臨時予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査及び健康診断

本部長は、疫学調査協力班に県本部の疫学調査班が実施する疫学調査及び健康診断に対する協力を行わせる。

(2) 清潔方法

本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）及び第3章第5節第3項「廃棄物処理・障害物除去」に定めるところにより道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の村民に清潔方法の協力を要請する。

(3) 消毒方法

本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第21条から第27条に定めるところにより消毒を実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定によ

り、県本部長が定めた地域内において同法施行規則第 15 条に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(5) 生活の用に供される水の供給

本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 3 章第 4 節第 3 項「給水」に定めるところにより生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水や水道水の衛生処理について指導する。

(6) 臨時予防接種

本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は県本部長にその実施を求める。

(7) 患者等に対する措置

県本部長は、被災地域に一類・二類感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置を取る。

- ① 患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。
- ② 交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない場合は、感染症指定医療機関以外の医療機関であって県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(8) 指定避難所等の感染症予防指導等

本部長は、県本部の疫学調査等の協力を得て、次の方法により指定避難所等における感染症予防指導等を行う。

- ① 避難者の健康状況を 1 日 1 回以上確認する。
- ② 自治組織等を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ③ 給食従事者は、できるだけ健康診断を終了した者を専従とする。
- ④ 飲料水等については、消毒班又は県北広域振興局において水質検査を実施し消毒措置の指導を行う。

(9) 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- ① 本部長は、本部独自では被災地における感染症予防措置の実施若しくは感染症予防用資機材の調達が困難又は不十分であると認める場合は、県本部長及び他の市町村に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- ② 前記の場合にあつては、第 3 章第 2 節第 1 項「相互応援協力」に定めるところにより、また、自衛隊に対する災害派遣要請にあつては、第 3 章第 2 節第 2 項「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより行う。

第 3 項 廃棄物処理・障害物除去

第 1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設やし尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

3 被災村民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、漁港等の利用の障害となっている障害物を迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護や交通の確保等を図る。

4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう各機関間の連携を図る。

第2 主な関係機関

- 1 東北地方整備局三陸国道事務所
- 2 陸上自衛隊岩手駐屯部隊

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

① 本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

② 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 指定避難所等
--------	----------	----------

③ 本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分場等への大量投入が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保のうえ、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て速やかに処理を行う。

④ 本部長は、災害廃棄物処理にあたっては、可能な限り再生利用及び減量化するように努める。

⑤ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理について自己処理し又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

⑥ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、本部長に報告し処理方法について指示を受ける。

（参考）災害対策基本法第86条の5（廃棄物処理の特例）により、激甚な非常災害で環境大臣が廃棄物処理特例地域として指定する地域において廃棄物の処理を業として行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第14条、第14条の4などの規定による許可を受けずに廃棄物を処理することができる。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

① 本部長は、あらかじめ応援協定等を締結した地域内の廃棄物処理業者からごみ収集車や大型ダンプ車、大型ブルドーザー等の廃棄物収集運搬用資機材を確保する。

- ② 本部長は、久慈広域連合の廃棄物処理施設が被災し又は処理能力を上回ること等により廃棄物処理ができない場合は、久慈広域連合と協議し県本部長に受入施設の把握又は調整を依頼し、受入可能な廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- ③ 本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は次の事項を明示し県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

本部長は、あらかじめ検討した臨時ごみ集積所を確保する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

- ① 本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。
- ② 消毒方法については、第3章第5節第2項「感染症予防」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 村民等への協力要請

- ① 本部長は、必要と認めるときは被災村民や自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の運搬等について協力を求める。
- ② 本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- ① 本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊によりし尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- ② し尿処理は次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋や焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 指定避難所等
--------	----------	----------

- ③ 本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため関係機関との連携を図り、次によりし尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 式
医療施設、福祉施設 指定避難所 等	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し消毒を行う。 ウ バキュームカーによりし尿処理を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し消毒を行う。 ウ バキュームカーによりし尿処理を行う。

一般家庭	<p>ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。</p> <p>イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。</p> <p>ウ 便槽等に薬剤散布し消毒を行う。</p> <p>エ バキュームカーによりし尿処理を行う。</p>
事業所	<p>ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。</p> <p>イ 便槽等に薬剤散布し消毒を行う。</p> <p>ウ バキュームカーによりし尿処理を行う。</p>

(2) し尿処理用資機材の確保

- ① 本部長は、あらかじめ応援協定等を締結した地域内のし尿処理業者やリース業者等から仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材を確保する。
- ② 本部長は、久慈広域連合のし尿処理施設が被災し又は処理能力を上回ること等によりし尿処理ができない場合においては、久慈広域連合と協議し、県本部長に受入施設の把握及び調整を依頼し、受入可能なし尿処理施設にその処理を依頼する。
- ③ 本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

- ① 道路、河川、漁港の管理者（以下本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- ② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路及び防災拠点等と避難所間の道路にある障害物
 - イ 防災拠点等にあり応急対策の障害となっている障害物
 - ウ 被災地村民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- ③ 道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - a 別紙様式「障害物除去対象者名簿」を作成し障害物を除去する。
 - b 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。
 なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条（市町村の応急措置）の規定に基づき災害救助法の適用時に準じて障害物の除去を行う。
 - イ 道路関係障害物の除去
 - a 道路等の管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い協力して障害物を除去する。
 - b 道路等の管理者は、道路上の障害物の状況を第3章第1節第4項「災害情報の収集・

伝達」に定めるところにより県本部長に報告する。

ウ 河川関係障害物の除去

道路等の管理者は、河川の機能を確保するため関係機関と協力し土砂、流出油等の障害物を除去する。

エ 漁港関係障害物の除去

道路等の管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握のうえ、漁業協同組合等と連携を図り協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ応援協定等を締結した関係業者・団体から障害物除去用資機材を確保する。

(3) 応援の要請

① 本部長は、障害物の除去ができない場合は次の事項を明示して、県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は次の事項を明示して本部長又は県本部長に対して応援を要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

① 道路等の管理者は、あらかじめ選定した障害物集積場所を使用する。

② 本部長は、災害発生後臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項(応急公用負担等)及び同法施行令第24条の規定により他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

① 道路等の管理者は、土砂・がれきについては汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設し又は投棄する。

ア 臨時集積場所

イ 村民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ 埋立予定地

② 本部長は、所有者が所有権を放棄し又は所有者不明の竹木や家具、家財等の可燃物で加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理等適切な処理を行う。ただし、被災者の感情に配慮し可能な限り被災者へ返還できるよう配慮する。

③ 加工、修理を加えることにより使用可能な工作物又は物件を除去した場合には保管その他の措置を講じる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象や費用の限度額、期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

5 建築物等の解体等によるアスベストの飛散防止

(1) 本部長は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため事業者等に対し、

必要に応じて大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

- (2) 建築物等への被害があり、アスベスト等の有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第4項 文教対策

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても教育施設及び教職員を確保のうえ、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書や学用品等（以下本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して就学上の支障を来さないよう学用品等の給与を行う。

第2 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ② 一斉に授業ができない場合は2部授業を行い、又は村内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	① 村内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
村内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

(2) 他の施設を使用する場合の手続

村立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は次の手続により当該施設管理者の協力を得る。

区分	手続
村内の施設を利用する場合	本部において関係者が協議を行う。
同一教育事務所管内の他市町村施設を利用する場合	① 本部長は、県北教育事務所に対して施設のあっせん要請をする。 ② 県北教育事務所長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。

他の教育事務所管内の施設を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 県北教育事務所長は、管内に利用すべき施設がない場合県本部長に対しあっせんを要請する。 ② 県本部長は、要請に応じて適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長に対しあっせんを要請する。 ③ 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。
県立学校の施設を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 県北教育事務所長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、野田村村域に適当な隣接県立学校がないときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

2 教職員の確保

(1) 災害により、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

- ① 学校長は、本部長に対して教職員の派遣を要請する。
- ② 本部長は、県北教育事務所を通じて県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

(2) 本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議のうえ、教職員を臨時に採用して必要な教職員の確保を図る。

(3) 教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|------------------|------------|
| ① 派遣を求める学校名 | ④ 派遣要請予定期間 |
| ② 授業予定場所 | ⑤ その他必要な事項 |
| ③ 教科別（中学校）派遣要請人員 | |

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- (2) 本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県北教育事務所を通じて県本部長に対して学用品の調達又はあっせんを要請する。なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は業者と本部間の通常の方法による。
- (3) 災害救助法を適用した場合における学用品等の給与の対象や費用の限度額及び期間等は、第3章第6節第1項「災害救助法の適用」に定めるところによる。

5 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

本部長は、次の事項に留意して応急給食を実施する。

- ① 給食施設や原材料等が被害を受け平常の給食ができない場合においても、パン、牛乳等の給食を実施するように努める。
- ② 本部長は、原材料又はパン、牛乳等の補給が困難な場合は県本部長に連絡し、その指示を受け物資の調達を図り実施する。
- ③ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長に報告し、県本部長から指示があるまでの間これを保管する。

6 学校保健安全対策

本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故や疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合は学校医又は県北広域振興局に連絡し、その判断に基づき給食の停止や休校等の処置を取るとともに、この旨を県本部長に報告する。
- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他文教関係の対策

(1) 生涯学習施設、体育施設の対策

本部長は、生涯学習施設及び体育施設について被害状況の把握に努めるとともに必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

本部長は、文化財の価値を可能な限り維持するよう所有者及び管理団体等に対し次の事項を指示し指導する。

- ① 文化財の避難
- ② 文化財の補修、修理
- ③ 2次災害からの保護措置の実施

8 被災児童、生徒の受入

本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り被災児童、生徒の受入を行う。

第5項 農畜産物応急対策

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。

2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう適切な措置及び指導を行う。

第2 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

① 本部長は、次の事項を定め防除措置を講ずる。

- | |
|---------------------------------|
| ① 防除時期 |
| ② 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 |
| ③ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |

② 本部長は、県北広域振興局を通じ県本部長から防除に関する必要な指示、指導を受け、必要な措置を講ずる。

③ 本部長は、業務を円滑に実施するために次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調 査 班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指 導 班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

① 本部長は、必要な資機材や人員、車両等の確保及び調達を行う。

② 本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は次の事項を明示し、県北広域振興局を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 資機材の種類別数量 | ウ 調達希望日時（期間） |
| イ 送付先 | エ その他参考事項 |

2 畜産対策

(1) 本部長は、家畜の診療が困難な場合は県北広域振興局を通じて県本部長に応援を要請する。

(2) 本部長は、家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(3) 本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、県北広域振興局を通じて県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(4) 本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

① 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

② 一部の被害で回復の見込みがある場合は、即効性の液肥を使用し、生育の促進をするよう指導する。

③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、県北広域振興局を通じて県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(5) 本部長は、酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県北広域振興局を通じて県本部長に対し集乳運搬について協力を要請する。

第6項 公共土木施設・鉄道施設等応急対策

第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設や河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、漁港施設、治水施設等について速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第2 主な関係機関

- 1 東北地方整備局三陸国道事務所
- 2 八戸海上保安部
- 3 三陸鉄道（株）

第3 実施要領

1 共通事項

(1) 被害状況の把握及び連絡

本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について随時連絡する。

(2) 2次災害の防止対策

本部長は、クラック発生箇所の調査等を行い、2次災害防止のための調査及び応急復旧を要請する。また、2次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ避難指示等の発令等の措置をとる。

(3) 要員及び資機材の確保

- ① 本部長は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、災害時における応援協定の締結等に基づき、関係業者や団体等に協力を要請する。
- ② 他の実施機関又は関係業者等に対する応援協力要請は次の事項を明示して行う。

ア 資機材の種類及び数量	ウ 場所	オ 作業内容
イ 職種別人員	エ 期間	カ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

- ① 本部長は、応急復旧の実施にあたっては広域的な応援体制を取るよう努める。
- ② 障害物の除去等に係る応急復旧にあたっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。なお、障害物の除去については、第3章第5節第3項「廃棄物処理・障害物除去」に定めるところによる。

2 個別事項

(1) 道路施設

本部長は関係機関と協議のうえ、災害の態様と緊急度に応じて緊急輸送道路を重点的に応急復旧する。

(2) 漁港施設

① 船舶に対する危険通報

八戸海上保安部は、村に關係する航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、本部長及び県本部その他の防災関係機関に連絡する。

② 防災措置の共同実施等

ア 漁港管理者は養殖筏繫留者、在港船舶管理責任者等に対し、また、八戸海上保安部長

は在港船舶管理責任者等に対し、それぞれ防災措置に関する必要な指導を行う。

イ 本部長は、他の実施機関が行う防災措置に協力を行うこととし、必要に応じて漁業団体や船舶所有者等の協力を求める。

③ 養殖筏繫留者等の措置

養殖筏繫留者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

④ 海上輸送路の確保

ア 本部長は、関係機関と速やかに協議のうえ、災害対策用埠頭を決定し重点的に応急復旧を実施する。

イ 本部長は、緊急物資や派遣要員等の海上からの輸送を確保するため、漁港内における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

(3) 鉄道施設

① 本部長は鉄道事業者及び県本部長から鉄道施設の被害状況及び応急対策の実施状況等の災害情報を収集する。

② 本部長は、鉄道施設に係る災害情報のうち、復旧状況等の情報について第3章第1節第5項「広報・広聴」に定めるところにより、防災行政無線や広報車、報道機関等を通じて村民等に対する広報を実施する。

第7項 ライフライン施設応急対策

第1 基本方針

1 上下水道、電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の管理者又は事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら応急対策を実施し、ライフラインの確保を図る。

2 村は、収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のためライフライン施設の事業者等の依頼に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第2 主な関係機関

- 1 東北電力ネットワーク（株）久慈電力センター
- 2 （一社）岩手県高圧ガス保安協会（久慈支部）
- 3 東日本電信電話（株）岩手支店

第3 実施要領

1 上水道施設

(1) 施設の点検

本部長は、次により水道施設や工事現場等を点検し被害状況を把握する。

- ① 取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。
- ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか地上構造物の被害状況の把握に努める。
- ③ 次の管路等については優先的に点検する。
 - ア 主要送・配水管路
 - イ 河川、鉄道等の横断箇所

ウ 都市機能を維持するための重要施設である医療機関等に至る管路

(2) 応急措置

本部長は、2次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間次の措置を取る。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水井、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂や崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

(3) 復旧対策

① 取水・導水施設等の復旧

ア 取水・導水施設の復旧を最優先で行う。

イ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては速やかに復旧活動を行う。

② 送・配水管路の復旧

ア 復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながらあらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

イ 復旧にあたっては、災害復旧を原則とするが復旧用資機材の調達状況や復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認められた場合においては仮配管や路上配管等の仮復旧を実施する。

ウ 送・配水管路の復旧の優先順位は次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

③ 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において緊急度の高い医療施設などを優先して実施する。

ウ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(4) 道路管理者等との連携

本部長は、各施設の復旧工事にあたっては道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

村民等に対する広報は、復旧状況を主体として防災行政無線や広報車、回覧版、のんちゃんネット、インターネット、報道機関等を通じて行う。

2 下水道施設

(1) 災害復旧用資機材の確保

- ① 本部長は、下水道関係事業者の協力を得て発電機や空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー等の資機材の確保に努める。
- ② 本部長は、必要に応じて、第3章第2節第1項「相互応援協力」に定めるところにより他の市町村等に応援を要請する。
- ③ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。

(2) 応急措置

- ① 処理場において停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
- ② 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては箇所や程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督をするとともに、必要に応じて現場要員や資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、処理場及び幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

① 処理場

処理場において停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

② 管渠施設

管渠施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

村民等に対する広報は、復旧状況を主体として、防災行政無線や広報車、回覧版、のんちゃんネット、インターネット、報道機関等を通じて行う。

3 電力施設

電気事業者は、県計画に定めるところにより電力施設の復旧等を行う。

4 ガス施設

ガス事業者は、県計画に定めるところによりガス施設の復旧等を行う。

5 電気通信施設

電気通信事業者は、県計画に定めるところにより電気通信施設の復旧等を行う。

第6節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法の適用

第1 基本方針

- 1 本部長は、災害による住家の滅失が一定以上となった場合、災害救助法の適用について県本部長に要請する。
- 2 災害救助法に基づく救助は県が実施機関となり村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を本部長に委任する。

第2 分担

実施機関	担 当 業 務
本 部 長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県 本 部 長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

第3 実施要領

1 災害救助法適用の基準

災害救助法による救助は、村の区域に原則として同一原因による災害によって村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 村の区域内における全壊、全焼、全流失等により住宅が滅失した世帯（以下本節中「被害世帯」という。）の数が次のいずれかに該当する場合。（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号）

- ① 村の被害世帯数が30世帯以上（第1号）
- ② 県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、村の被害世帯数が15世帯以上（第2号）
- ③ 県内の被害世帯数が7,000世帯以上で、村の被害世帯数が多数であるとき（第3号）
- ④ 多数の者が生命、身体に被害を受け又は受けるおそれが生じた場合（第4号）

注）被害世帯数の算定は、次のとおりとする。（第1条第2項）

ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。

イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。

ウ 全壊、大規模半壊及び半壊の判定にあたっては、「災害の被害認定基準（令和3年6

月24日内閣府)」によるものとする。

2 災害救助法適用の手続

- (1) 本部長は、村の区域における災害による被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県北広域振興局を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 災害救助法の適用基準となる被害世帯数については、第3章第1節第4項「災害情報の収集・報告」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」により県本部長に情報提供する。

3 救助の実施

災害救助法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	災害 応急対策の該当節・項
被災者の救出	第3節第3項「避難・救出」
避難所の設置	第3節第3項「避難・救出」
医療、助産	第3節第4項「医療・保健」
炊き出しその他による食品の給与	第4節第2項「食料・生活必需品等の供給」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第4節第2項「食料・生活必需品等の供給」
飲料水の供給	第4節第3項「給水」
応急仮設住宅の供与	第4節第5項「応急仮設住宅の建設等及び応急修理」
被災した住宅の応急修理	第4節第5項「応急仮設住宅の建設等及び応急修理」
学用品の給与	第5節第4項「文教対策」
埋葬	第5節第1項「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬」
遺体の搜索・処理	
障害物の除去	第5節第3項「廃棄物処理・障害物除去」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第2節第5項「応急対策要員の確保」

4 救助の種類、程度、期間等

災害救助法による救助の種類等は、災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）に定めるとおりである。

第4章 災害からの復旧・復興

第1節 公共施設等の災害復旧

第1 基本方針

災害により被災した公共施設の管理者は、施設の原形復旧に加え再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設や改良復旧、耐火、不燃堅牢化等について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 村は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施にあたっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原状回復を基本としつつも再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度や被災状況等を勘案のうえ、緊急事業を定めて計画的な復旧を図る。
 - (3) 事業規模、難易度等を勘案して迅速かつ円滑な事業を推進する。
 - (4) 環境汚染の未然防止等村民の健康管理に配慮して事業を実施する。
 - (5) 事業の実施にあたりライフライン事業者とも十分に連携を図る。
- 3 公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	① 河川公共土木施設災害復旧事業計画 ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画 ③ 砂防設備災害復旧事業計画 ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 ⑧ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画 ⑨ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 ⑩ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(3) 都市施設災害復旧事業計画	
(4) 上水道施設災害復旧事業計画	
(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(7) 公営住宅災害復旧事業計画	
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画	
(9) その他の災害復旧事業計画	

第3 激甚災害の指定

- 1 村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害状況を把握するための体制を整える。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定める「激甚災害指定基準」（本激（注1）の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激（注1）の基準）による。

（注1）「本激」と「局激」について

適用すべき種類の多寡はあるものの同じ激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）に基づく特例措置が適用されるので内容に違いはない。「本激」は対象区域を全国としているのに対し、「局激」は市町村を明示して指定される。

「本激」という言葉はあくまで「局地激甚災害」に対するものとしての通称であるため法令や激甚災害指定基準上の言葉ではない。

また、「本激」にはA基準とB基準の2種類があるが、A基準は全国的に大規模な災害が生じたケースを想定したもので、B基準は特定の都道府県の区域に大きな被害が生じたケースを想定したものである。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- （2）農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
 - ④ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助
- （3）中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
- （4）その他の特別の財政援助及び助成
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- （2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- （3）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- （4）森林災害復旧事業に対する補助
- （5）中小企業に関する特別の助成
- （6）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第4 緊急災害査定の促進

村は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講ずる。
- 2 村において、被災のため災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図る。

第2節 生活の安定確保

第1 基本方針

災害により被害を受けた村民が、被災から速やかに再起できるよう被災者に対する生活相談をはじめ義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、村民の自力復興を促進するための各種対策を講じ早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

村は、被災者や村民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問合せや要望等に的確・迅速にこたえるため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための相談所を庁舎や避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取しその解決を図る。
- (2) 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。
- (3) 県その他の防災関係機関と連携を密にし相談体制を確立する。
- (4) 国際交流関係団体等の協力を得て外国人に対する相談体制を確立する。

2 り災証明書の交付

- (1) 村は、被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援申請に必要なとされるり災証明書について、必要に応じて被災者台帳システムを活用し災害発生後遅滞なく交付する。

り災証明書の証明事項は住家被害等とし、証明書の様式や事務処理要領は、別に定める。

- (2) 住家の被害認定については国が定める、「災害の被害認定基準（令和3年6月24日内閣府）」に基づき遅滞なく証明書が発行できるよう平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他市町村からの応援等も含め実施体制の確保に努める。

なお、り災のうち火災に起因するものについては、消防法による火災損害調査の結果に基づき久慈広域連合消防本部が火災に関するり災証明書を発行する。

- (3) 村は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- (4) 村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3 災害弔慰金等の支給

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年野田村条例第20号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資金名	支給対象	支給額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した村民の遺族	500万円以内	250万円以内

災 見	害 舞	障 害 金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある村民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金		り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）別表第1の3の（3）に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
		救助見舞金		災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

4 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 村は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による支援金の支給が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動をはじめ相談や指導等を実施する。
- (2) 村が申請書類の受付窓口となるが、県が実施主体となり、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託し実施する。
- (3) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号が適用された被害が発生した村の自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊した村における自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊した県における自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した村における自然災害
 - ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した村における自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した村における自然災害
- (4) 支援金の支給対象
- 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
- ① 住宅が全壊した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(5) 支援金の支給

① 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

② 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

③ 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 役場に申請する
- カ 支援金の支給

④ 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13カ月の間	災害のあった日から37カ月の間

5 住宅資金等の貸付

- (1) 災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、住宅金融支援機構融資のあっせんをはじめとして積極的に相談・指導等を実施する。

6 公営住宅の整備

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては公営住宅の整備により住居の確保を図る。
- (2) 滅失又は消失した住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成する。

7 職業のあっせん

災害により収入の道を失い他に就職する必要が生じた場合には、県や公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関と協力してその実情に応じた求人の開拓を行う。

8 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法(昭和25年法律第226号)及び岩手県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。
村	村が賦課する税目に関して、地方税法及び野田村税条例(昭和29年野田村条例第5号)等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 農林漁業関係者への融資

村は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため県と連携し次の措置を講じる。

- 1 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん
- 4 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- 5 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）又は漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請

第4 中小企業への融資

村は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ早期に経営の安定が図られるよう県と連携し次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の指定を受けるために必要な措置

- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 市町村及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

第5 非常金融措置

村は、東北財務局及び日本銀行盛岡事務所が実施する被災地における人心の安定及び被災者の便宜を図るための次のような非常金融措置を周知する。

- 1 預金通帳等を滅紛失した預金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって被災者の預貯金の払戻の取扱を行うこと。
- 2 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。
- 3 被災者の手形交換所における被害関係手形について、掲示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置を取ること。
- 4 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実状に応じ必要な措置を取ること。
- 5 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

第6 郵便事業の災害特別事務取扱及び援護対策

村は、災害の状況及び被災地の実情に応じ郵便事業(株)が実施する次のような特別事務及び援護対策等の広報に努める。

- 1 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

村は、大規模な災害により甚大な被害にあった地域について復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し全庁的な連携を図りながら計画的な復興を図る。

第2 計画の作成

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、村民や公共的団体の代表、行政等を構成員とする計画策定検討組織を設置する。

この場合において、女性や要配慮者等の意見が反映されるよう女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 村民に復興後の姿を提示するとともに、実施事業やスケジュールの情報等を提供し村民合意の下に作成する。
- (2) 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに土地区画整理事業や市街地再開発事業等の活用を図る。
- (3) 建築物や公共施設の耐震化や不燃化等を基本的な目標とする。
- (4) 地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (5) 防災とアメニティの観点から既存不適格建築物の解消を図る。
- (6) ライフラインの整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (7) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し安全な立地の確保や学校施設の防災対策の強化等を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置が定められていることから、復興事業の実施についてはそれらについて十分な検討を行う。

第4 災害記録の保存、編纂

村は、防災対策の向上と災害の記憶を継承するため、災害や被害等の状況及びそれらの防災対応等について記録を残し取りまとめる。